

令和2年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）

「高齢者施設における非常災害対策の 在り方に関する研究事業」

報 告 書

令和3(2021)年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

目 次

第1章 事業実施概要	1
1. 事業実施目的	1
2. 事業実施概要	2
第2章 高齢者施設・事業所における非常災害対策計画の作成状況等に関するアンケート調査	9
1. 調査結果概要	9
1-1. 回答施設・事業所の概要	9
1-2. 建物・施設の設備、立地状況等	13
1-3. 防災計画の作成状況等	19
1-4. 避難訓練の実施状況と計画の見直し	25
1-5. 被災経験と計画の見直し	38
1-6. 非常災害対策計画等の概要	39
2. アンケート調査結果のまとめ	55
第3章 高齢者施設・事業所における非常災害対策計画の作成状況等に関するヒアリング調査	59
1. 調査結果概要	59
1-1. 高齢者施設・事業所：水害・土砂災害	59
1-1-1. グループホームひだまり（岩手県久慈市）	59
1-1-2. 有料老人ホーム福祉の杜（宮城県大崎市）	64
1-1-3. 特別養護老人ホーム杜の家やしお（埼玉県八潮市）	68
1-1-4. 地域密着型特別養護老人ホーム平成の杜（静岡県小山町）	71
1-1-5. 特別養護老人ホームとくち苑（山口県山口市）	75
1-2. 高齢者施設・事業所：地震・津波	79
1-2-1. グループホームトモ・ハウス（福島県いわき市）	79
1-2-2. グループホームA（徳島県）	82
1-2-3. みゆきの里（熊本県熊本市、医療法人博光会 御幸病院をはじめとしたグループ）	85
2. 高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めることに資すると考えられる取組	87
2-1. 兵庫県	87
2-2. 愛媛県	90
2-3. 宮城県白石市	95
3. ヒアリング調査結果のまとめ	98
第4章 「高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるためにー非常災害対策計画作成・見直しのための手引きー」	101
参考資料 アンケート調査票	175

第1章 事業実施概要

1. 事業実施目的

近年、頻発・激甚化する自然災害により、高齢者施設・事業所の被害が相次いでいる。こうした被害を受けて、国では数多くの対策を重ねている。例えば、平成28年8月に発生した台風第10号により岩手県岩泉町の認知症グループホームで入居者9名が死亡した浸水被害を受け、高齢者や子ども、障害者等が利用する施設（以下「要配慮者利用施設¹」という。）に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられた。

加えて、各施設・事業所には、それぞれの施設・事業所の設置目的をふまえた規定（介護保険法等）により、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」²という。）の作成が求められている。しかし、国土交通省によると、令和2年1月1日時点における避難確保計画の作成状況は48.3%と半数以下にとどまっている（令和2年8月6日更新情報）。³

令和2年7月から8月にかけて多くの地域に浸水被害をもたらした「令和2年7月豪雨」により、入所者14名が犠牲となった熊本県球磨村の特別養護老人ホームでは、避難確保計画も作成し、年2回の避難訓練も実施していたというが、被災当日、施設内には当直の職員が数人しかおらず、避難が遅れたとの報道がなされている。^{4,5}

専門家は「計画をつくっただけでは実効性を担保できない」ことを指摘し、計画作成には高度な知識が求められ、自治体など専門性のあるサポートが不可欠であること、自治体や近隣の高齢者施設・事業所等との連携・応援体制の構築の重要性を説いている。⁵

言い換えれば、高齢者施設・事業所において実効性のある避難を行うためには、以下の要素が不可欠といえる。

- ア. 高齢者施設・事業所の立地や地域特性、過去の被災状況に関する理解
- イ. 高齢者施設・事業所の建物の構造、サービス種別、利用者数や職員数、活動内容等、実態をふまえた非常災害対策計画（以下、「避難確保計画」の内容を含んだ計画を指すこととする。）の作成や避難訓練の実施、見直し、更新
- ウ. 災害の種類や特性、日にち（平日または休日）、時間帯、季節等の状況に応じて必要となる対応や準備する必要があるもの、情報等に関する理解
- エ. 自治体や近隣の高齢者施設・事業所、事業者団体との協力や応援のネットワーク構築

¹ 水防法及び土砂災害防止法では、浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する施設のこととしている。

² 火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情を鑑みた災害にも対処できる計画をいう。また、避難確保計画は、既存の非常災害対策計画に追加することが可能とされている。（「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」、平成31年3月第3版、内閣府（防災担当）、<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

³ 「要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況（R2.1.1現在）令和2年8月6日更新」、『要配慮者利用施設の浸水対策』、国土交通省、<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

⁴ 「高齢者施設避難、課題多く 計画作成は半数以下―専門家「外との連携カギ」・九州豪雨」、令和2年7月15日、時事ドットコム、<https://www.jiji.com/jc/article?k=2020071500682&g=soc>

⁵ 「相次ぐ豪雨災害 介護施設の避難計画は…／富山」、令和2年7月10日、yahoo ニュース、<https://news.yahoo.co.jp/articles/b4726f44045d4d454a0ba5fb365ff463a895b09c>

こうした現状や問題意識をふまえ、本研究事業では以下の取組を行った。

- ①高齢者施設・事業所における非常災害対策計画の作成状況や避難訓練の実施状況等に関する実態把握及び課題の整理（特に、非常災害対策計画未作成、避難訓練未実施の施設における、それらに取り組むことが困難な理由や課題等を明らかにする）
- ②非常災害対策計画作成や避難訓練実施にあたっての考え方や工夫等の整理
- ③上記①②の結果をふまえ、高齢者施設・事業所における非常災害対策計画のひな形の作成及び災害に備えて対応すべき事項の整理、提案（災害に応じた避難の在り方を含む）を行った。

2. 事業実施概要

（１）検討委員会の設置

本研究事業では、事業の設計・実施・分析等にわたり、一貫して助言を得るために有識者等により構成される検討委員会を設置した。委員及びオブザーバーは次表のとおりである。

■検討委員会 委員（五十音順、敬称略、◎：委員長）

氏 名	所 属
◎井上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 教授
金 井 純 子	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 社会基盤デザイン系 防災科学分野 助教授
鴻 江 圭 子	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 副会長 (社会福祉法人 杏風会 介護老人福祉施設 白寿園 施設長)
佐々木 薫	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 副会長 (社会福祉法人 仙台市社会事業協会 副会長兼業務執行理事)
志 賀 公 平	一般社団法人全国介護付きホーム協会 理事 (株式会社福寿会 代表取締役)
関 剛 史	宮城県 保健福祉部 長寿社会政策課 介護政策専門監
早 坂 聡 久	東洋大学 ライフデザイン学部 生活支援学科 准教授
古 山 誠	久慈市地域包括支援センター 所長

■オブザーバー

厚生労働省老健局高齢者支援課

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

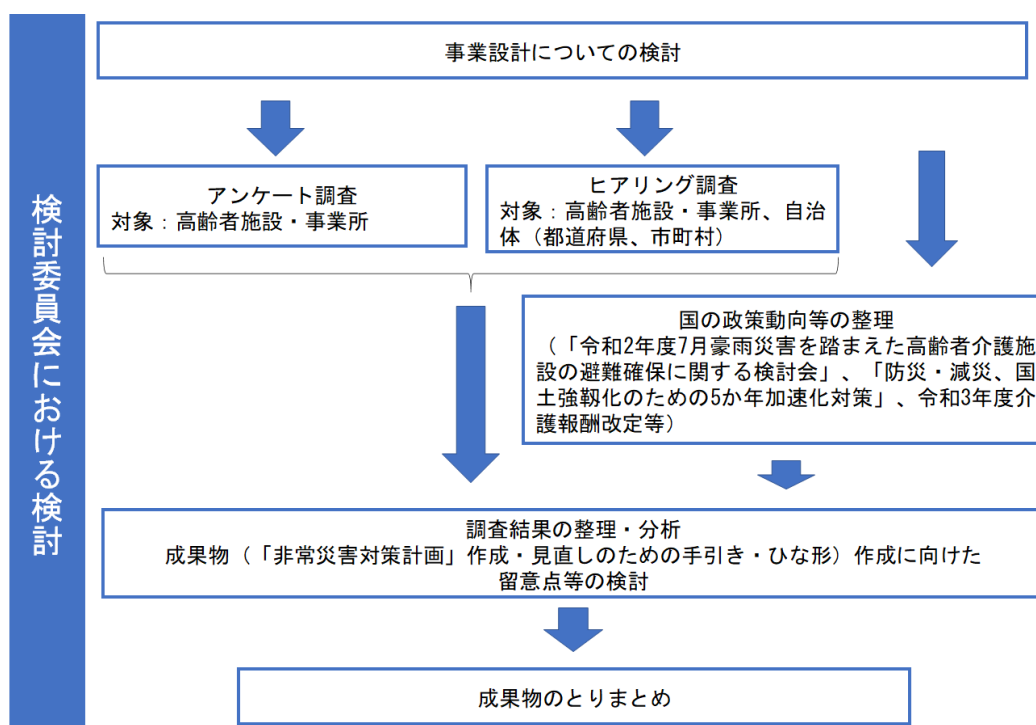
■検討会の開催日程及び議題

検討委員会の開催日及び議題は以下のとおりである。

「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」検討委員会 開催日、議題

開催日	議題
第1回検討委員会 令和2年12月21日	(1) 事業設計・成果物のイメージについての検討 (2) アンケート調査について（調査対象、調査項目） (3) ヒアリング調査について（調査候補先） (4) 今後のスケジュールについて
第2回検討委員会 令和3年2月26日	(1) 事業内容の確認 (2) アンケート調査の進捗状況報告 (3) ヒアリング調査経過報告 (4) 成果物（手引き・ひな形）構成の検討 (5) 今後のスケジュールについて
第3回検討委員会 令和3年3月24日	(1) 成果物（手引き・ひな形）構成案の検討 (2) 報告書案の検討 (3) 今後のスケジュールについて

【事業全体の枠組みと流れ】



(2) 高齢者施設・事業所における非常災害対策計画の作成状況等に関するアンケート調査の実施

1) 目的

近年、自然災害による高齢者施設・事業所への被害が相次いでいる状況を受け、国における取組が強化されている。本調査研究においては、こうした自然災害の頻発・激甚化や国の動向等をふまえ、介護保険法に基づく施設・事業所の基準や「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に基づいて規定されている非常災害対策計画の作成状況、避難訓練の実施状況等に関する実態を把握するとともに課題等の整理を行うことを目的として、高齢者施設・事業所に対するアンケート調査を実施した。

2) 調査方法

①調査対象

高齢者の入所（入居・宿泊）を伴う全国の高齢者施設・事業所のうち、15%（9,129 施設・事業所）を無作為に抽出した。

	事業所数	抽出率 15%
① 特別養護老人ホーム	8,097	1,215
② 地域密着型特別養護老人ホーム	2,314	347
③ 介護老人保健施設	4,335	650
④ 介護医療院（介護療養型医療施設）	1,088	163
⑤ 養護老人ホーム	953	143
⑥ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型・都市型）	2,306	346
⑦ 認知症グループホーム	13,618	2,043
⑧ 小規模多機能型居宅介護事業所	5,469	820
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	512	77
⑩ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	14,454	2,168
⑪ サービス付き高齢者向け住宅	7,716	1,148
合計	60,802	9,129

※①～④、⑦～⑨：平成 30 年度介護サービス施設・事業所調査結果より（平成 30 年 10 月 1 日時点）。

※⑤、⑥、⑩：平成 30 年度社会福祉施設等調査より（平成 30 年 10 月 1 日時点）。

※⑪：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム「サービス付き高齢者向け住宅の登録状況(R2.10 末時点)」より。

②調査方法

郵送により調査票を送付し、回答は郵送または WEB による回答にて実施した。

③調査期間

令和 3 年 1 月末～2 月

④回収状況

調査票の有効回収数は 2,690 件であり、回収率は 29.5%であった。

施設・事業所種別の回収状況を次頁に示す。

施設・事業所種別の回収状況

	発送数	回収数	回収率
① 特別養護老人ホーム	1,215	376	30.9%
② 地域密着型特別養護老人ホーム	347	155	44.7%
③ 介護老人保健施設	650	179	27.5%
④ 介護医療院（介護療養型医療施設）	163	20	12.3%
⑤ 養護老人ホーム	143	53	37.1%
⑥ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型・都市型）	346	108	31.2%
⑦ 認知症グループホーム	2,043	644	31.5%
⑧ 小規模多機能型居宅介護事業所	820	225	27.4%
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	77	34	44.2%
⑩ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	2,168	584	26.9%
⑪ サービス付き高齢者向け住宅	1,157	312	27.0%
合計	9,129	2,690	29.5%

(3) 高齢者施設・事業所における非常災害対策計画の作成状況等に関するヒアリング調査の実施

1) 目的

「高齢者施設・事業所における非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」を作成する目的で、実効性の高い非常災害対策計画の作成・見直しや避難訓練の実施を検討している全国の高齢者施設・事業所にとって有効となる情報収集及び課題整理を行うため、以下に該当する高齢者施設・事業所及び自治体に対するヒアリング調査を実施した。

2) 調査方法

①調査対象

ア. 下記 i、ii に該当する高齢者施設・事業所：8か所（i は必須）

- i. 非常災害対策計画または避難確保計画を作成済み、加えて定期的な避難訓練実施の仕組みがある施設・事業所
- ii. 自然災害による被害を受けながらも無事に避難した経験のある施設・事業所

■水害・土砂災害

	施設名称	施設種別	所在自治体名	被災年	被災した自然災害	当時の避難場所
1	ひだまり	グループホーム	岩手県久慈市	2016 年	平成 28 年台風第 10 号	立退き避難（近隣）
2	福祉の杜	住宅型有料老人ホーム	宮城県大崎市	2019 年	令和元年東日本台風（台風 19 号）	立退き避難（同一法人内他施設）
3	杜の家 やしお	特別養護老人ホーム（法人本部）	埼玉県八潮市	2019 年	令和元年東日本台風（台風 19 号）	屋内安全確保（垂直避難）
4	平成の杜	地域密着型特別養護老人ホーム	静岡県小山町	2019 年	令和元年東日本台風（台風 19 号）	屋内安全確保（垂直避難）
5	とくち苑	特別養護老人ホーム	山口県山口市	2009 年	平成 21 年 7 月 中国・九州北部豪雨	施設内にとどまった

■地震・津波

	施設名称	施設種別	所在自治体名	被災年	被災した（想定している）自然災害	当時（想定）避難場所
1	トモ・ハウス	グループホーム	福島県いわき市	2011 年	東日本大震災	屋内安全確保（垂直避難）
2	グループホーム A	グループホーム	徳島県	（なし）	南海トラフ地震	立退き避難（指定緊急避難場所）
3	みゆきの里	介護老人保健施設他（法人本部）	熊本県	2016 年	熊本地震	立退き避難（敷地内）

イ. 自治体：高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めることに資すると考えられる

取組：3 自治体

	自治体名	取組
1	兵庫県	「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業」
2	愛媛県	「社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン」、 「社会福祉施設防災力強化支援事業」
3	宮城県白石市	「災害時等における福祉車両等提供に関する協定」

②調査方法

事前に準備した質問項目にもとづき、オンラインまたは電話にて聞き取りを行った。

③調査期間

令和3年2月～3月

④主な質問項目

ア. 高齢者施設・事業所

○施設・事業所概要

- ・地域概要（施設の立地、過去の被災経験等）
- ・施設・事業所概要（事業種別、利用者数、職員数、施設の設備等）

○過去の被災経験及び経験により得た教訓、計画や避難訓練への反映等

- ・被災概要（被災年、被害の概要、避難の経験、避難場所、移動手段、避難の判断等）
- ・非常災害対策計画、避難確保計画作成・見直しにあたって重視している（した）こと、内容、工夫点等
- ・その他

イ. 自治体

○高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めることに資すると考えられる取組

- ・取組開始年、開始した背景
- ・取組概要
- ・現在の利用者数
- ・取組を行ううえでの体制、協力者・機関
- ・取組を行ったことによる効果 等

（４）国の政策動向等の整理

（「令和2年度7月豪雨災害を踏まえた高齢者介護施設の避難確保に関する検討会」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」、令和3年度介護報酬改定等）

本事業と同時期に開催等されている「令和2年度7月豪雨災害を踏まえた高齢者介護施設の避難確保に関する検討会」や、令和3年度介護報酬改定に向けた議論の動向等の整理も行った。

※本報告書での掲載は省略。

(5) 事業報告書のとりまとめ及び「高齢者施設・事業所における非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」の作成、公表（非常災害対策計画のひな形の作成及び災害に備えて対応すべき事項の整理）

上記（１）～（４）の結果を踏まえ、高齢者施設・事業所における非常災害対策計画のひな形の作成及び災害に備えて対応すべき事項を事業報告書としてとりまとめるとともに、「高齢者施設・事業所における非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」を作成し、公表した。

第2章 高齢者施設・事業所における非常災害対策計画の作成状況等に関するアンケート調査

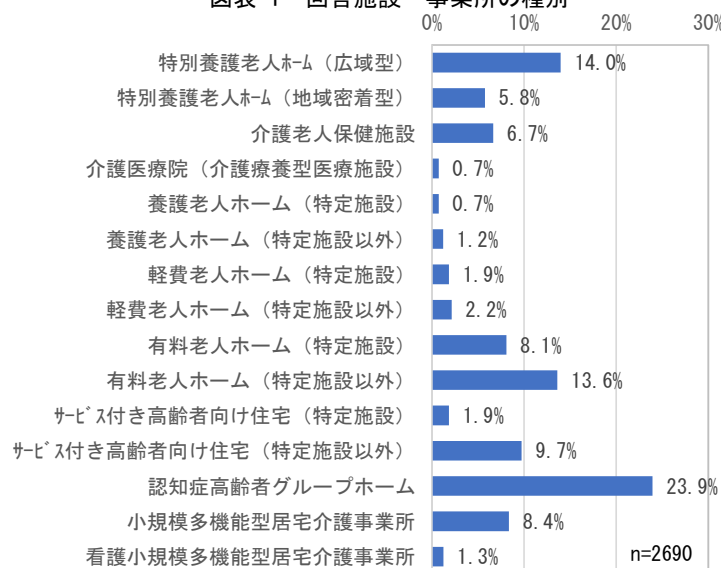
1. 調査結果概要

1-1. 回答施設・事業所の概要

(1) 回答施設・事業所の種別、平均利用者数、職員数

回答があった施設・事業所の種別は、認知症高齢者グループホームが 23.9%、有料老人ホーム（介護付・住宅型の合計）が 21.7%、特別養護老人ホーム（含む地域密着型）が 19.8%、サービス付き高齢者向け住宅が 11.6%の順である。

図表-1 回答施設・事業所の種別



図表-2 回答施設・事業所の種類、平均利用者数、職員数

	平均人数（人）		
	定員数	入所者（利用者）数	職員数
01 特別養護老人ホーム（広域型）	85.6	81.7	64.2
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	39.5	37.5	33.6
03 介護老人保健施設	88.4	82.7	72.7
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	62.0	58.0	63.8
05 養護老人ホーム（特定施設）	63.0	59.3	26.0
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	66.5	56.0	22.1
07 軽費老人ホーム（特定施設）	42.6	39.2	20.0
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	46.5	43.3	12.0
09 有料老人ホーム（特定施設）	51.9	46.2	30.5
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	30.2	26.4	15.3
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	35.7	31.8	18.6
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	35.1	30.1	13.1
13 認知症高齢者グループホーム	15.7	15.3	14.2
14 小規模多機能型居宅介護事業所	25.4	19.9	13.8
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	27.2	20.4	17.9
回答施設・事業所計	42.4	38.7	28.3

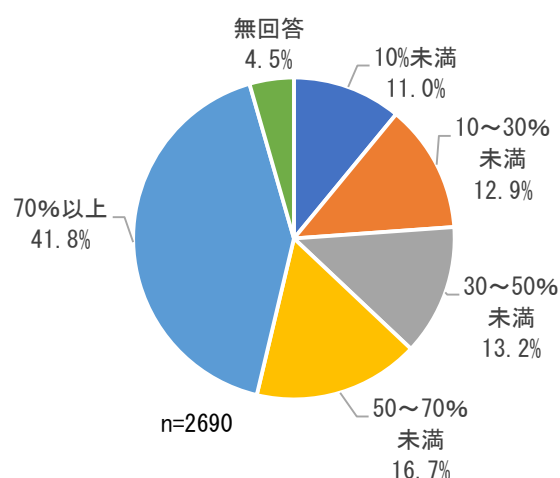
※定員数、入所者（利用者）数、職員数（常勤換算）には短期入所サービス分を含む。

（２）自力での避難が困難な入所者（利用者）の割合

回答施設・事業所の入所者（利用者）のうち、自力での避難が困難な入所者（利用者）割合を確認したところ、「70%以上」と回答した割合が 41.8%、「50～70%未満」が 16.7%を占めており、入所者（利用者）の半数以上が「自力での避難が困難」とする施設・事業所が約 6 割を占めていた。

自力での避難が困難な入所者（利用者）が半数以上を占める割合を施設・事業所種別にみると、特別養護老人ホーム等の介護保険施設では 7～8 割、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（特定施設）では 5～6 割、認知症高齢者グループホームでも約 6 割弱、看護小規模多機能型居宅介護事業所では 7 割以上となっていた。

図表-3 自力での避難が困難な入所者（利用者）の割合



図表-4 自力での避難が困難な入所者（利用者）の割合（施設・事業所種類別）

	回答数	10%未満	10～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上	無回答	50%以上
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	9.0%	3.5%	1.1%	5.6%	78.7%	2.1%	84.3%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	9.7%	1.3%	1.9%	3.9%	79.4%	3.9%	83.2%
03 介護老人保健施設	179	7.8%	3.9%	7.3%	15.1%	58.1%	7.8%	73.2%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	20.0%	5.0%	5.0%	10.0%	60.0%	0.0%	70.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	15.0%	40.0%	30.0%	5.0%	10.0%	0.0%	15.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	27.3%	12.1%	15.2%	9.1%	18.2%	18.2%	27.3%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	26.0%	16.0%	26.0%	14.0%	16.0%	2.0%	30.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	48.3%	12.1%	10.3%	19.0%	8.6%	1.7%	27.6%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	6.0%	11.0%	12.8%	28.0%	36.2%	6.0%	64.2%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	10.1%	15.3%	15.0%	18.9%	35.8%	4.9%	54.6%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	8.0%	10.0%	28.0%	16.0%	34.0%	4.0%	50.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	17.6%	24.8%	16.0%	16.8%	20.2%	4.6%	37.0%
13 認知症高齢者グループホーム	644	7.3%	13.5%	18.3%	21.1%	36.0%	3.7%	57.1%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	12.4%	25.3%	18.2%	19.1%	18.2%	6.7%	37.3%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	0.0%	8.8%	14.7%	29.4%	47.1%	0.0%	76.5%
回答施設・事業所計	2690	11.0%	12.9%	13.2%	16.7%	41.8%	4.5%	58.5%

※「自力での避難が困難な入所者（利用者）」は下記を想定

- ・医療的配慮が必要な利用者：人工呼吸器、酸素療法（在宅酸素、酸素吸入）、吸入（酸素吸入を除く）・喀痰吸引を必要とする方
- ・災害による避難の際、ベッド、担架、車いす等を必要とする方

(3) 併設・隣接する施設・事業所

回答のあった施設・事業所に併設・隣接する施設・事業所は、「介護保険通所系事業所」(25.9%)のほか「認知症高齢者グループホーム」(13.8%)や「特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)」(12.5%)、「小規模多機能型居宅介護事業所」(8.7%)、「病院・診療所」(8.1%)等が上位を占めた。一方で、併設・隣接する施設・事業所が「なし(単独施設)」の割合は27.4%であった。

図表-5 併設・隣接する施設・事業所(複数回答)

	回答数	割合
01 特別養護老人ホーム(広域型)	201	7.5%
02 特別養護老人ホーム(地域密着型)	135	5.0%
03 介護老人保健施設	102	3.8%
04 介護医療院(介護療養型医療施設)	14	0.5%
05 養護老人ホーム(特定施設)	19	0.7%
06 養護老人ホーム(特定施設以外)	13	0.5%
07 軽費老人ホーム(特定施設)	46	1.7%
08 軽費老人ホーム(特定施設以外)	76	2.8%
09 有料老人ホーム(特定施設)	76	2.8%
10 有料老人ホーム(特定施設以外)	144	5.4%
11 サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	37	1.4%
12 サービス付き高齢者向け住宅(特定施設以外)	108	4.0%
13 認知症高齢者グループホーム	370	13.8%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	235	8.7%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	30	1.1%
16 介護保険通所系事業所	696	25.9%
17 病院・診療所	219	8.1%
18 障害系入所系事業所	31	1.2%
19 障害系通所系事業所	46	1.7%
20 児童系入所系事業所	6	0.2%
21 児童系通所系事業所(保育園等を含む)	46	1.7%
22 その他	292	10.9%
23 なし(単独施設)	738	27.4%
回答施設・事業所計	2690	100.0%

回答が寄せられた施設・事業所種別に併設・隣接する施設・事業所の有無をみると、認知症高齢者グループホームでは4割近くが、有料老人ホームでも3～4割程度が併設・隣接施設・事業所のない単独型の運営となっていた。

図表-6 併設・隣接する施設・事業所の種類（施設・事業所種別）（複数回答）

	回答数	介護保険施設	居住系施設	地域密着型施設・事業所	通所系事業所	その他（医療機関、障害児等）	単独
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	28.7%	21.0%	18.6%	41.8%	21.8%	16.2%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	16.8%	18.1%	34.8%	27.7%	17.4%	21.3%
03 介護老人保健施設	179	20.7%	15.1%	24.0%	34.6%	45.3%	17.3%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	20.0%	5.0%	0.0%	10.0%	85.0%	5.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	65.0%	40.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	27.3%	9.1%	0.0%	18.2%	15.2%	42.4%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	40.0%	20.0%	24.0%	30.0%	26.0%	16.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	48.3%	22.4%	27.6%	31.0%	29.3%	17.2%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	4.6%	20.2%	13.3%	13.3%	10.6%	48.6%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	3.3%	18.9%	10.9%	26.0%	25.7%	29.2%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	8.0%	18.0%	12.0%	28.0%	12.0%	26.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	4.6%	14.1%	18.3%	35.9%	29.0%	19.1%
13 認知症高齢者グループホーム	644	13.5%	12.3%	23.3%	20.7%	13.0%	38.7%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	9.8%	23.1%	41.3%	8.9%	10.2%	21.8%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	17.6%	29.4%	26.5%	11.8%	41.2%	17.6%
回答施設・事業所計	2690	14.8%	17.4%	21.2%	25.9%	21.0%	27.4%

※「居住系施設」は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅。

1—2. 建物・施設の設備、立地状況等

(1) 建物の構造、設備の状況

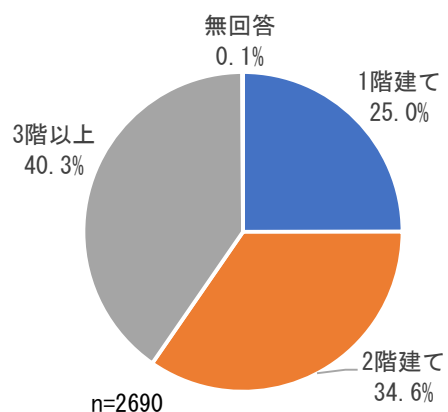
回答が寄せられた施設・事業所の建物階数は、「1階建て」が25.0%、「2階建て」が34.6%、「3階以上」が40.3%であった。また、入所者（利用者）の居住階は「1階のみ」が28.3%、「1～2階」が33.0%であり、「3階以上に居室あり」は37.2%であった。

屋上については、「屋上あり（避難利用可能）」が21.4%、「屋上あり（避難利用困難）」が23.0%であり、半数以上では「屋上なし」であった。

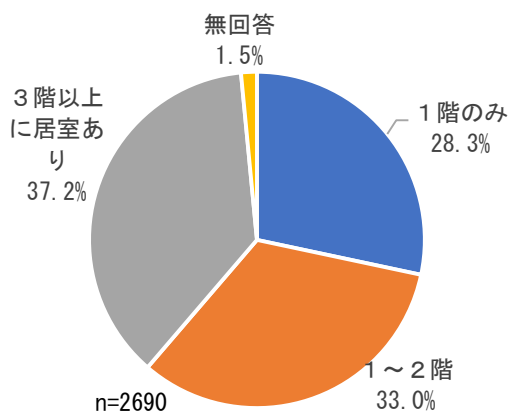
エレベーター（EV）の設置状況は、「EVあり（屋上直通）」が16.6%、「EVあり（屋上直通ではない）」が53.8%、「EVなし」が29.3%である。

避難用スロープを設置済みの施設・事業所は34.6%であり、64.6%が「なし」と回答している。

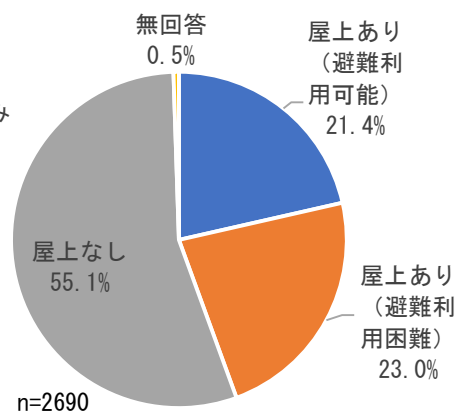
図表-7 建物階数



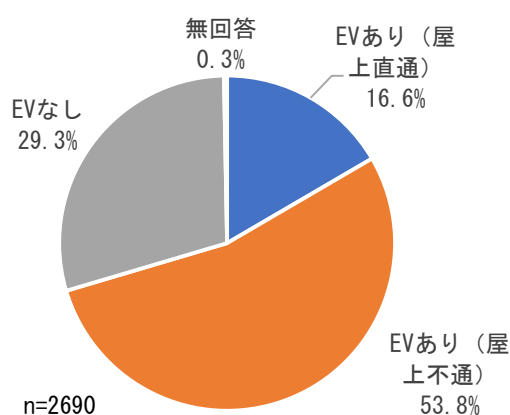
図表-8 入所者（利用者）の居住階



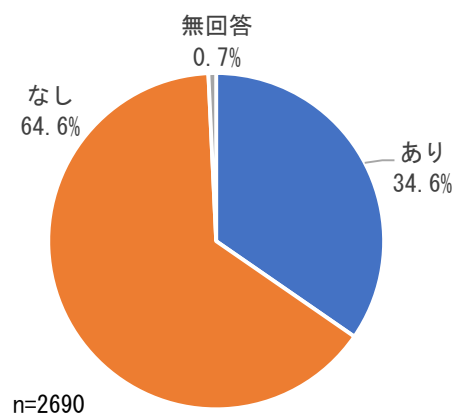
図表-9 屋上の有無と避難可否



図表-10 エレベーター（EV）の状況



図表-11 避難用スロープの有無



回答が寄せられた施設・事業所種別に建物階数をみると、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型を含む）の8割が、地域密着型特別養護老人ホームの6割超が、サービス付き高齢者向け住宅の5割以上が低層（1～2階建て）の建物だった。

図表-12 建物階数（施設・事業所種別）

	回答数	1階建て	2階建て	3階以上	低層（1～2階建て）
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	20.7%	23.4%	55.9%	44.1%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	21.3%	42.6%	36.1%	63.9%
03 介護老人保健施設	179	6.7%	23.5%	69.8%	30.2%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	10.0%	10.0%	80.0%	20.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	20.0%	30.0%	50.0%	50.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	36.4%	27.3%	36.4%	63.6%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	2.0%	16.0%	82.0%	18.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	1.7%	6.9%	91.4%	8.6%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	13.3%	22.0%	64.2%	35.3%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	24.6%	43.4%	32.0%	68.0%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	12.0%	42.0%	46.0%	54.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	12.2%	41.6%	46.2%	53.8%
13 認知症高齢者グループホーム	644	39.8%	43.3%	16.9%	83.1%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	47.6%	32.4%	19.6%	80.0%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	26.5%	52.9%	20.6%	79.4%
回答施設・事業所計	2690	25.0%	34.6%	40.3%	59.6%

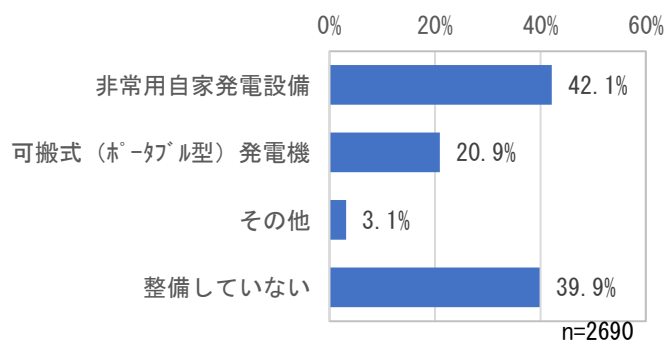
図表-13 建物階数（定員規模別）

	回答数	1階建て	2階建て	3階以上	低層（1～2階建て）
29人以下	1408	36.5%	43.4%	20.0%	79.9%
30～49人	414	12.3%	34.1%	53.6%	46.4%
50～99人	575	15.3%	21.2%	63.5%	36.5%
100人以上	293	6.5%	19.8%	73.4%	26.3%
回答施設・事業所計	2690	25.0%	34.6%	40.3%	59.6%

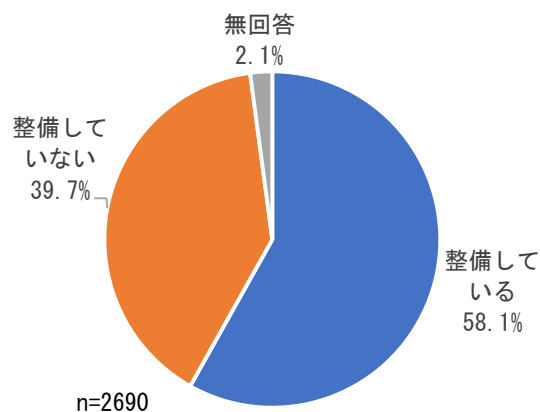
停電時に備えた非常用自家発電設備等の設置状況をみると、「非常用自家発電設備」を設置している割合は 42.1%、「可搬式（ポータブル型）発電機」を設置している割合は 20.9%であり、「整備していない」割合が 39.9%を占めた。

また、給水設備（受水槽）を「整備している」割合は 58.1%であった。

図表-14 非常用自家発電設備等の設置状況

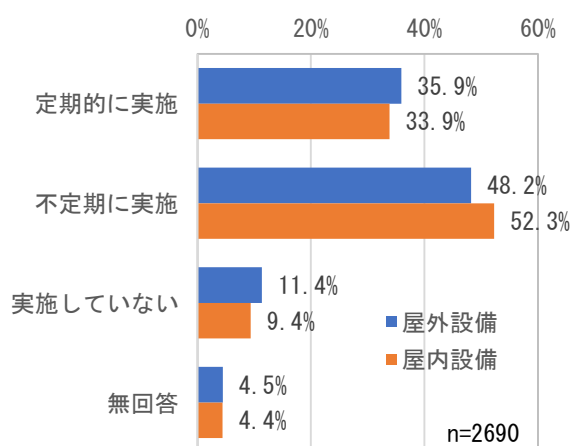


図表-15 給水設備（受水槽）の整備状況



屋内外設備の点検、補修、改修等の実施状況をみると、「定期的実施」している割合が 33～35%、「不定期に実施」している割合が 50%前後であり、「実施していない」と回答した割合も 10%前後を占めている。

図表-16 屋内外設備等の点検、補修、改修等



図表-17 設備等の整備状況（施設・事業所種別）

	回答数	エレベーター	避難用スロープ	非常用自家発電設備	可搬式（ポータブル型）発電機	給水設備（受水槽）
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	79.0%	42.0%	69.9%	41.2%	89.4%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	76.1%	40.6%	64.5%	27.7%	80.0%
03 介護老人保健施設	179	92.7%	49.7%	75.4%	30.2%	93.9%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	90.0%	50.0%	70.0%	30.0%	95.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	75.0%	35.0%	60.0%	25.0%	85.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	51.5%	39.4%	66.7%	39.4%	75.8%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	94.0%	32.0%	62.0%	36.0%	92.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	98.3%	37.9%	65.5%	31.0%	93.1%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	85.3%	36.2%	54.6%	12.8%	66.1%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	66.1%	33.3%	27.0%	13.4%	43.7%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	90.0%	32.0%	52.0%	10.0%	60.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	87.0%	31.3%	39.7%	11.1%	55.3%
13 認知症高齢者グループホーム	644	53.3%	29.5%	18.0%	15.1%	32.6%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	42.2%	24.4%	20.4%	14.2%	29.3%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	58.8%	26.5%	23.5%	32.4%	58.8%
回答施設・事業所計	2690	70.4%	34.6%	42.1%	20.9%	58.1%

図表-18 設備等の整備状況（定員規模別）

	回答数	エレベーター	避難用スロープ	非常用自家発電設備	可搬式（ポータブル型）発電機	給水設備（受水槽）
29人以下	1408	55.7%	29.3%	21.1%	16.1%	36.8%
30～49人	414	87.2%	37.9%	54.6%	17.4%	69.6%
50～99人	575	83.8%	41.6%	67.1%	30.1%	85.2%
100人以上	293	91.1%	42.0%	76.5%	31.1%	91.5%
回答施設・事業所計	2690	70.4%	34.6%	42.1%	20.9%	58.1%

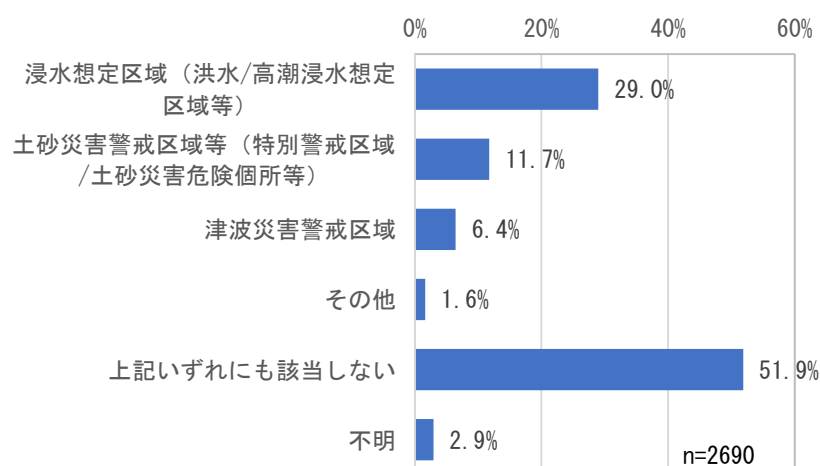
図表-19 設備等の整備状況（建物階数別）

	回答数	エレベーター	避難用スロープ	非常用自家発電設備	可搬式（ポータブル型）発電機	給水設備（受水槽）
1～2階建て	1604	51.3%	32.0%	27.8%	20.6%	44.5%
3階以上	1084	98.8%	38.5%	63.3%	21.3%	78.3%
無回答	2	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%
回答施設・事業所計	2690	70.4%	34.6%	42.1%	20.9%	58.1%

(2) 立地状況

回答施設・事業所の立地状況をみると、「浸水想定区域（洪水／高潮浸水想定区域等）」が 29.0%、「土砂災害警戒区域等（特別警戒区域／土砂災害危険箇所等）」が 11.7%、「津波災害警戒区域」が 6.4%であり、これらの警戒区域には「いずれも該当しない」が 51.9%であった。

図表-20 施設・事業所の立地状況（複数回答）



「浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域等」、「津波災害警戒区域」に立地する施設・事業所の建物構造をみると、建物階数が「1 階建て」又は「2 階建て」の割合、居住階が「1 階のみ」「1～2 階」の割合はいずれも 50～60%程度を占めている。

図表-21 立地状況別に見た建物階数（複数回答）

	回答数	1 階建て	2 階建て	3 階以上
浸水想定区域	780	22.8%	33.3%	43.7%
土砂災害警戒区域等	316	30.1%	31.3%	38.3%
津波災害警戒区域	173	22.0%	29.5%	48.0%
その他	43	30.2%	44.2%	25.6%
いずれにも該当しない	1395	25.6%	35.5%	38.9%

図表-22 立地状況別に見た入所者（利用者）の居住階（複数回答）

	回答数	居室階 1 階のみ	居室階 1～2 階	3 階以上に 居室あり
浸水想定区域	780	26.8%	30.5%	41.3%
土砂災害警戒区域等	316	33.5%	31.6%	33.5%
津波災害警戒区域	173	22.5%	30.1%	45.7%
その他	43	30.2%	39.5%	25.6%
いずれにも該当しない	1395	28.8%	33.8%	36.0%

図表-23 立地状況（施設・事業所種別）（複数回答）

	回答数	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域 等	津波災害 警戒区域	その他	いずれにも 該当しない
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	28.2%	20.5%	5.1%	1.6%	47.6%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	34.8%	8.4%	4.5%	1.3%	49.7%
03 介護老人保健施設	179	25.7%	16.8%	8.4%	2.2%	50.3%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	25.0%	20.0%	0.0%	0.0%	55.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	20.0%	25.0%	0.0%	5.0%	50.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	18.2%	21.2%	3.0%	0.0%	60.6%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	28.0%	20.0%	6.0%	0.0%	52.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	39.7%	24.1%	13.8%	1.7%	34.5%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	33.9%	8.7%	7.3%	0.5%	50.5%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	29.2%	7.4%	8.2%	1.6%	53.3%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	28.0%	10.0%	10.0%	2.0%	58.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	28.6%	6.1%	6.1%	0.4%	54.6%
13 認知症高齢者グループホーム	644	28.7%	9.9%	6.7%	2.3%	53.1%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	25.8%	10.2%	4.0%	1.8%	53.8%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	26.5%	5.9%	2.9%	2.9%	64.7%
回答施設・事業所計	2690	29.0%	11.7%	6.4%	1.6%	51.9%

※「浸水想定区域」：洪水浸水想定区域/高潮浸水想定区域等

※「土砂災害警戒区域等」：土砂災害警戒区域（特別警戒区域）/土砂災害危険箇所等

図表-24 立地状況（定員規模別）（複数回答）

	回答数	浸水想定 区域	土砂災害 警戒区域 等	津波災害 警戒区域	その他	いずれにも 該当しない
29 人以下	1408	29.2%	9.7%	7.0%	1.9%	52.6%
30～49 人	414	29.2%	9.7%	5.6%	1.2%	52.4%
50～99 人	575	27.7%	16.9%	5.6%	1.0%	51.8%
100 人以上	293	30.4%	14.3%	6.8%	1.7%	47.8%
回答施設・事業所数	2690	29.0%	11.7%	6.4%	1.6%	51.9%

※「浸水想定区域」：洪水浸水想定区域/高潮浸水想定区域等

※「土砂災害警戒区域等」：土砂災害警戒区域（特別警戒区域）/土砂災害危険箇所等

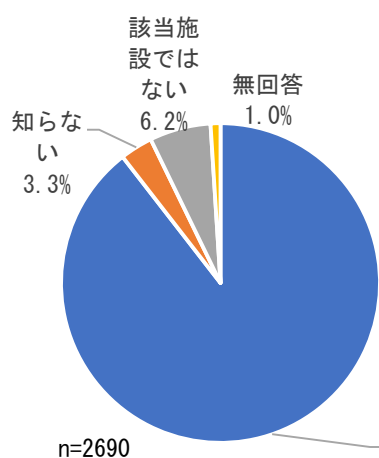
1－3．防災計画の作成状況等

（１）防災計画等に関する認知状況

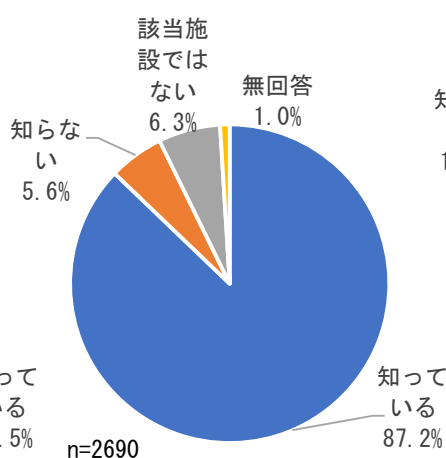
介護保険施設や老人福祉施設等には「非常災害対策計画の作成義務があること」や、「自然災害に備えた避難訓練の実施義務があること」については、約 90%程度の施設・事業所が「知っている」と回答している。施設・事業所種別にみると、有料老人ホーム（特定施設以外）やサービス付き高齢者向け住宅では、「該当施設ではない」と回答している事業所も一定割合みられた。

また、内閣府で定めている「避難勧告に関するガイドライン」において「警戒レベル3で高齢者等は避難開始」であることを「知っている」割合は79.8%であった。

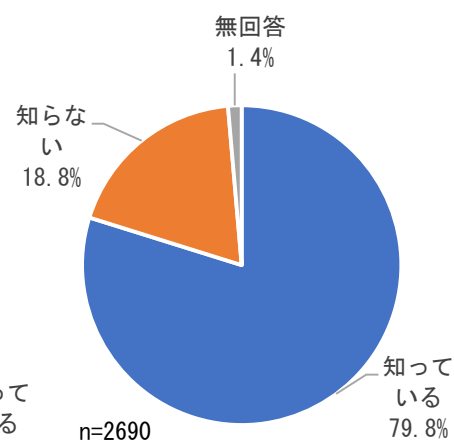
図表-25 非常災害対策計画の作成義務の認知状況



図表-26 自然災害に備えた避難訓練の実施義務の認知状況



図表-27 避難を促す情報が変更されたことの認知状況



※避難準備・高齢者等避難開始は「警戒レベル3」として発令し、高齢者等の避難を促すこと。

図表-28 非常災害対策計画の作成義務の認知状況（施設・事業所種別）

	回答数	知っている	知らない	該当施設ではない
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	97.3%	1.6%	0.0%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	98.1%	1.3%	0.0%
03 介護老人保健施設	179	96.6%	2.8%	0.0%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	100.0%	0.0%	0.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	100.0%	0.0%	0.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	90.9%	6.1%	3.0%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	98.0%	0.0%	0.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	89.7%	3.4%	6.9%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	91.3%	3.2%	5.5%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	77.6%	3.8%	16.1%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	78.0%	2.0%	18.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	66.4%	2.3%	30.5%
13 認知症高齢者グループホーム	644	93.6%	5.1%	0.3%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	94.2%	4.9%	0.0%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	100.0%	0.0%	0.0%
回答施設・事業所計	2690	89.5%	3.3%	6.2%

図表-29 自然災害に備えた避難訓練の実施義務の認知状況（施設・事業所種別）

	回答数	知っている	知らない	該当施設ではない
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	95.2%	3.5%	0.0%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	96.1%	3.2%	0.0%
03 介護老人保健施設	179	91.1%	8.9%	0.0%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	95.0%	0.0%	0.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	100.0%	0.0%	0.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	90.9%	6.1%	3.0%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	94.0%	4.0%	0.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	89.7%	5.2%	5.2%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	90.4%	5.0%	4.6%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	74.9%	5.2%	17.8%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	72.0%	4.0%	22.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	66.0%	3.8%	29.4%
13 認知症高齢者グループホーム	644	91.9%	7.0%	0.3%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	89.8%	9.3%	0.0%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	97.1%	2.9%	0.0%
回答施設・事業所計	2690	87.2%	5.6%	6.3%

図表-30 避難を促す情報※が変更されたことの認知状況（施設・事業所種別）

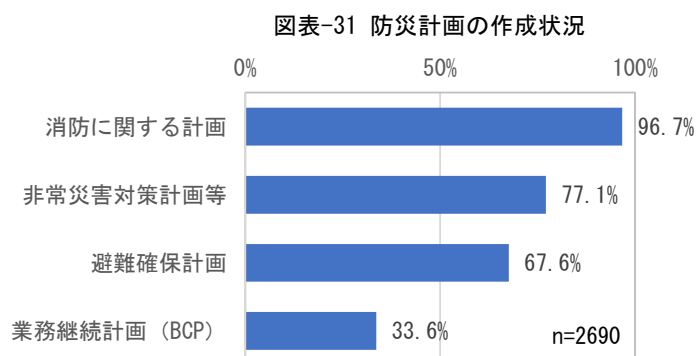
	回答数	知っている	知らない	無回答
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	86.7%	12.5%	0.8%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	85.8%	12.3%	1.9%
03 介護老人保健施設	179	74.9%	23.5%	1.7%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	70.0%	25.0%	5.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	75.0%	25.0%	0.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	84.8%	12.1%	3.0%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	88.0%	10.0%	2.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	89.7%	8.6%	1.7%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	78.0%	21.6%	0.5%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	73.0%	24.9%	2.2%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	70.0%	24.0%	6.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	77.9%	21.8%	0.4%
13 認知症高齢者グループホーム	644	81.7%	17.1%	1.2%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	77.8%	20.9%	1.3%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	70.6%	29.4%	0.0%
回答施設・事業所計	2690	79.8%	18.8%	1.4%

※避難準備・高齢者等避難開始は「警戒レベル3」として発令し、高齢者等の避難を促すこと

（２）防災計画の作成状況

※「非常災害対策計画等」について、本調査では「防災マニュアル」「災害対応マニュアル」等、計画の名称は問わずに、作成状況のみを確認している。

防災計画の作成状況をみると、「非常災害対策計画等」の作成割合は 77.1%、「避難確保計画」の作成割合は 67.6%（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害等警戒区域等に立地する施設・事業所のみでは 80%以上）、「業務継続計画（BCP）」の作成割合は 33.6%であった。



施設・事業所種別に「非常災害対策計画等」の作成割合を比較すると、有料老人ホーム（特定施設以外）やサービス付き高齢者向け住宅等では作成割合が 70%程度であり、他の施設・事業所種別に比べて若干低い状況となっている。

図表-32 防災計画の作成割合（施設・事業所種別）

	回答数	消防に関する計画	非常災害対策計画等	避難確保計画	業務継続計画（BCP）
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	98.9%	84.6%	69.1%	40.2%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	99.4%	81.3%	66.5%	31.6%
03 介護老人保健施設	179	98.3%	83.8%	69.3%	35.2%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	100.0%	80.0%	60.0%	35.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	95.0%	90.0%	65.0%	35.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	100.0%	78.8%	57.6%	48.5%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	100.0%	82.0%	66.0%	30.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	98.3%	81.0%	69.0%	34.5%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	96.8%	80.7%	72.9%	44.5%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	94.8%	66.7%	62.6%	24.6%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	94.0%	68.0%	64.0%	36.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	93.9%	66.0%	63.4%	24.4%
13 認知症高齢者グループホーム	644	96.6%	78.9%	70.5%	37.0%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	96.0%	76.0%	68.4%	26.7%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	94.1%	79.4%	61.8%	29.4%
回答施設・事業所計	2690	96.7%	77.1%	67.6%	33.6%

図表-33 防災計画の作成割合（定員規模別）

	回答数	消防に関する計画	非常災害対策計画等	避難確保計画	業務継続計画（BCP）
29 人以下	1408	96.1%	76.1%	69.0%	31.6%
30～49 人	414	96.6%	73.9%	65.7%	30.2%
50～99 人	575	97.2%	78.8%	65.7%	36.2%
100 人以上	293	99.0%	83.6%	67.2%	43.3%
回答施設・事業所計	2690	96.7%	77.1%	67.6%	33.6%

図表-34 防災計画の作成割合（併設・隣接事業所有無別）

	回答数	消防に関する計画	非常災害対策計画等	避難確保計画	業務継続計画（BCP）
併設・隣接事業所あり	1952	97.1%	77.7%	68.3%	34.9%
併設・隣接事業所なし（単独）	738	95.8%	75.7%	65.7%	30.4%
回答施設・事業所計	2690	96.7%	77.1%	67.6%	33.6%

図表-35 防災計画の作成割合（建物階数別）

	回答数	消防に関する計画	非常災害対策計画等	避難確保計画	業務継続計画（BCP）
1～2 階建て	1604	97.0%	77.2%	67.3%	30.8%
3 階以上	1084	96.4%	77.0%	68.2%	37.8%
無回答	2	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
回答施設・事業所計	2690	96.7%	77.1%	67.6%	33.6%

図表-36 防災計画の作成割合（立地状況別）（複数回答）

	回答数	消防に関する計画	非常災害対策計画等	避難確保計画	業務継続計画（BCP）
浸水想定区域	780	98.1%	82.6%	84.1%	34.2%
土砂災害警戒区域等	316	96.2%	88.6%	81.3%	38.6%
津波災害警戒区域	173	98.8%	86.1%	83.2%	37.6%
その他	43	97.7%	86.0%	65.1%	41.9%
いずれにも該当しない	1395	96.5%	72.8%	57.4%	32.9%

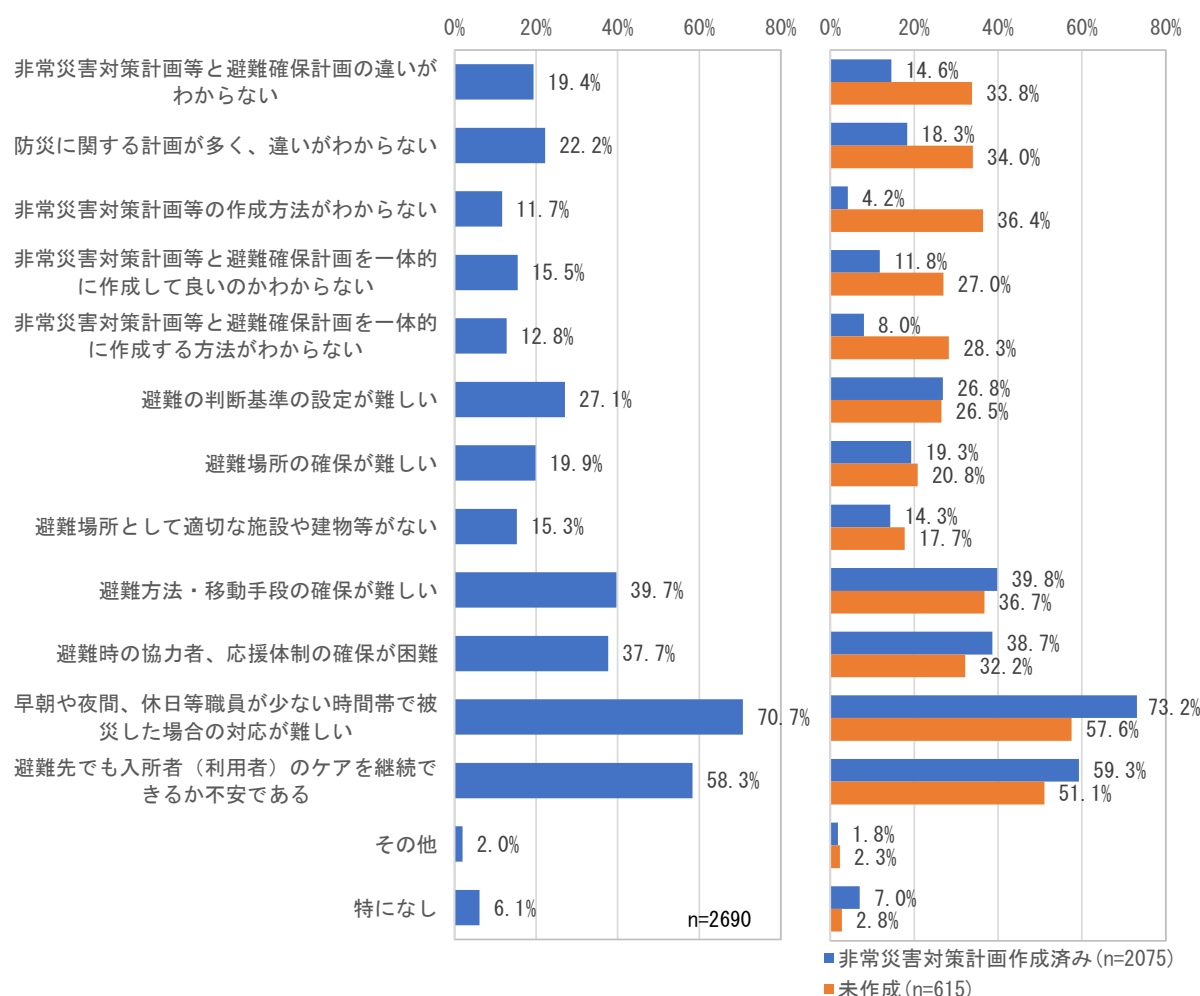
（３）非常災害対策計画等の作成にあたっての課題

非常災害対策計画等の作成にあたっての課題を確認したところ、「早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯で被災した場合の対応が難しい」が70.7%で最も多く、次いで「避難先でも入所者（利用者）のケアを継続できるか不安である」が58.3%を占めた。

非常災害対策計画等の作成有無別にみると、未作成の施設・事業所では「非常災害対策計画等の作成方法がわからない」（36.4%）、「防災に関する計画が多く、違いがわからない」（34.0%）、「非常災害対策計画等と避難確保計画の違いがわからない」（33.8%）、「非常災害対策計画等と避難確保計画を一体的に作成する方法がわからない」（27.0%）など、計画作成に向けた基本的な情報等の不足が指摘されていた。一方で、計画作成済みの施設・事業所では職員体制の手薄な早朝・夜間帯等における対応の困難さや、避難先におけるケアの継続性を不安視する割合が高い。

なお、「避難方法・移動手段の確保」や「避難時の協力者、応援体制の確保」、「避難の判断基準の設定」、「避難場所の確保」等に関する困難さについては、非常災害対策計画等の作成有無による差はほとんど見られない。

図表-37 非常災害対策計画等の作成にあたっての課題（全体、計画作成有無別）（複数回答）



なお、「早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯で被災した場合の対応が難しい」と回答した施設・事業所の属性等を確認したところ、有料老人ホーム（特定施設）や認知症高齢者グループホーム等では回答率が高くなっていた。これらの事業所は、併設・隣接施設・事業所のない単独型運営が4～5割程度を占めていることと関連している可能性がある。

図表-38 「職員が少ない時間帯で被災した場合の対応が難しい」回答割合（施設・事業所種別）

	回答数	職員が少ない時間帯の対応困難
01 特別養護老人ホーム（広域型）	376	72.6%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	155	72.3%
03 介護老人保健施設	179	70.4%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	20	40.0%
05 養護老人ホーム（特定施設）	20	65.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	33	66.7%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	50	68.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	58	72.4%
09 有料老人ホーム（特定施設）	218	77.1%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	366	68.0%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	50	64.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	262	68.3%
13 認知症高齢者グループホーム	644	74.2%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	225	61.8%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	34	76.5%
回答施設・事業所計	2690	70.7%

図表-39 「職員が少ない時間帯で被災した場合の対応が難しい」回答割合（定員規模別）

	回答数	職員が少ない時間帯の対応困難
29人以下	1408	70.3%
30～49人	414	72.2%
50～99人	575	71.3%
100人以上	293	68.9%
回答施設・事業所計	2690	70.7%

図表-40 「職員が少ない時間帯で被災した場合の対応が難しい」回答割合（立地状況別）（複数回答）

	回答数	職員が少ない時間帯の対応困難
浸水想定区域	780	73.5%
土砂災害警戒区域等	316	75.6%
津波災害警戒区域	173	79.2%
その他	43	72.1%
いずれにも該当しない	1395	69.0%

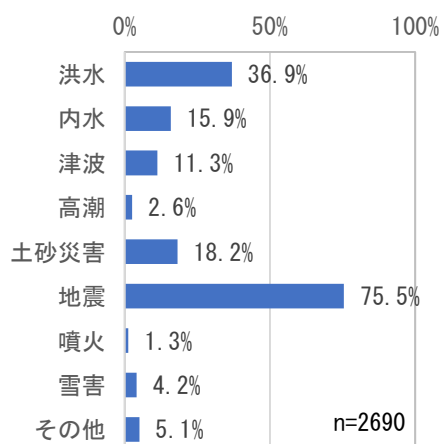
1-4. 避難訓練の実施状況と計画の見直し

(1) 避難訓練で想定している災害の種類

避難訓練の際に想定している自然災害の種類をみると、「地震」が75.5%で最も多く、次いで「洪水」(36.9%)、「土砂災害」(18.2%)、「内水」(15.9%)、「津波」(11.3%)の順であった。

なお、施設・事業所の立地条件別にみたところ、「浸水想定地域」では「洪水」や「内水」が、「土砂災害警戒区域等」では「土砂災害」が、「津波災害警戒区域」では「津波」や「洪水」、「高潮」等を想定した訓練を行っている割合が高い。

図表-41 避難訓練で想定している災害の種類（複数回答）



図表-42 避難訓練で想定している災害の種類（立地条件別）（複数回答）

	回答数	洪水	内水	津波	高潮	土砂災害
浸水想定区域	780	79.2%	29.2%	18.6%	6.0%	6.5%
土砂災害警戒区域等	316	21.5%	7.6%	6.6%	0.3%	80.7%
津波災害警戒区域	173	51.4%	15.0%	86.7%	16.2%	8.1%
その他	43	27.9%	20.9%	20.9%	0.0%	20.9%
いずれにも該当しない	1395	20.1%	11.5%	5.4%	1.1%	12.5%

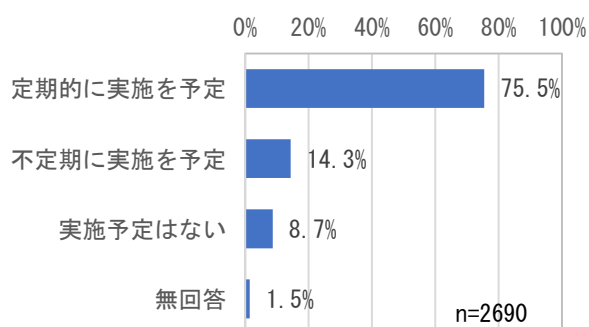
	回答数	地震	噴火	雪害	その他
浸水想定区域	780	66.0%	0.4%	2.9%	3.1%
土砂災害警戒区域等	316	63.6%	0.9%	3.8%	3.5%
津波災害警戒区域	173	79.2%	2.9%	0.6%	4.0%
その他	43	83.7%	2.3%	2.3%	14.0%
いずれにも該当しない	1395	83.9%	1.7%	4.7%	6.5%

(2) 避難訓練の実施計画

避難訓練の実施について、「定期的に実施を予定」している割合は75.5%、「不定期に実施を予定」している割合は14.3%であり、90%程度が定期又は不定期の避難訓練の実施を予定していた。

なお、「実施予定はない」と回答した施設・事業所の多くは、「浸水想定区域」・「土砂災害警戒区域等」・「津波災害警戒区域」のいずれにも該当しない地域に立地する施設・事業所である。

図表-43 避難訓練の実施計画

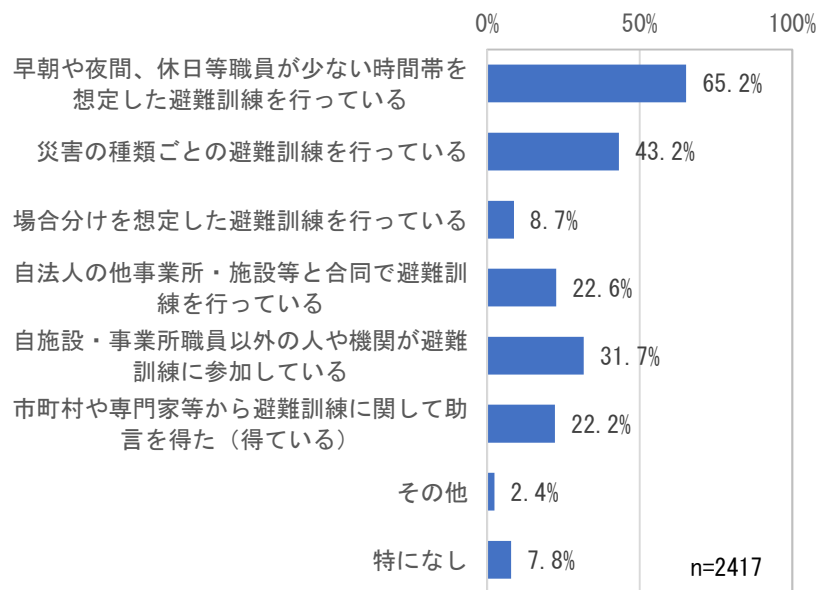


1) 避難訓練を行うにあたっての工夫

【避難訓練を定期又は不定期に実施予定と回答した 2,417 施設・事業所】

避難訓練を定期又は不定期に実施予定の施設・事業所を対象に、避難訓練を行うにあたっての工夫を尋ねたところ、「早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯を想定した避難訓練を行っている」が 65.2%で最も高く、次いで「災害の種類ごとの避難訓練を行っている」(43.2%)、「自施設・事業者職員以外の人や機関が避難訓練に参加している」(31.7%)の順となっている。

図表-44 避難訓練を行うにあたっての工夫（複数回答）



施設・事業所種別にみると、特別養護老人ホーム等の介護保険施設や認知症高齢者グループホームでは「早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯を想定した避難訓練を行っている」割合が約70～80%程度を占めていた。

一方で、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所（含む看護小規模多機能型居宅介護事業所）等においては、「自施設・事業者職員以外の人や機関が避難訓練に参加している」割合が40%程度を占めていた。これらの地域密着型サービス事業所では、運営推進会議の設置が義務付けられていることもあり、地域住民や市町村職員等を交えた避難訓練が行われていると考えられる。

図表-45 避難訓練を行うにあたっての工夫（施設・事業所種別）（複数回答）

	回答数	早朝や夜間、休日等職員が 少ない時間帯を想定した 避難訓練を行っている	災害の種類ごとの避難訓 練を行っている	場合分けを想定した避難 訓練を行っている	自法人の他事業所・施設等 と合同で避難訓練を行っ ている	自施設・事業所職員以外の 人や機関が避難訓練に参 加している	市町村や専門家等から避 難訓練に関して助言を得 た（得ている）	その他	特になし
01 特別養護老人ホーム（広域型）	352	67.9%	49.1%	8.0%	20.7%	27.8%	20.7%	3.1%	7.7%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	137	77.4%	40.9%	7.3%	28.5%	32.1%	19.7%	2.2%	5.1%
03 介護老人保健施設	154	70.8%	34.4%	11.0%	29.9%	19.5%	16.9%	2.6%	7.8%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	18	83.3%	33.3%	0.0%	5.6%	16.7%	5.6%	11.1%	5.6%
05 養護老人ホーム（特定施設）	18	50.0%	50.0%	5.6%	38.9%	22.2%	5.6%	5.6%	0.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	30	63.3%	60.0%	3.3%	33.3%	43.3%	30.0%	6.7%	6.7%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	44	59.1%	52.3%	13.6%	43.2%	40.9%	18.2%	0.0%	9.1%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	50	54.0%	54.0%	6.0%	36.0%	30.0%	12.0%	0.0%	10.0%
09 有料老人ホーム（特定施設）	203	66.0%	40.4%	13.8%	12.3%	28.6%	14.3%	3.0%	8.4%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	311	57.6%	34.1%	8.0%	20.6%	22.8%	15.1%	1.6%	12.5%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	39	48.7%	25.6%	10.3%	17.9%	23.1%	30.8%	0.0%	15.4%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	228	52.6%	38.2%	6.1%	22.4%	29.4%	20.6%	3.5%	8.8%
13 認知症高齢者グループホーム	595	71.8%	46.6%	9.4%	21.5%	40.7%	30.6%	1.5%	5.2%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	206	62.6%	48.5%	8.3%	24.3%	39.8%	27.2%	2.9%	7.3%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	32	56.3%	50.0%	3.1%	25.0%	37.5%	37.5%	3.1%	6.3%
回答施設・事業所計	2417	65.2%	43.2%	8.7%	22.6%	31.7%	22.2%	2.4%	7.8%

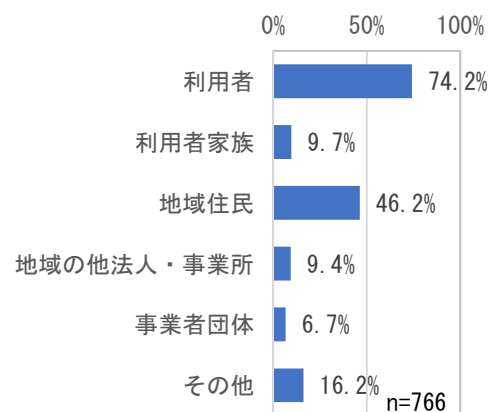
2) 避難訓練への職員以外の参加者

【「自施設・事業所職員以外の人や機関が避難訓練に参加している」と回答した施設・事業所】
※定期・不定期で避難訓練を実施している施設・事業所の31.7% (766施設・事業所)

図表-46 避難訓練への職員以外の参加者（複数回答）

避難訓練の工夫において「自施設・事業所職員以外の人や機関が避難訓練に参加している」と回答した施設・事業所に対して、訓練への参加者を確認したところ、「利用者」が74.2%で最も多く、次いで「地域住民」が46.2%を占めた。

なお、「その他」として「消防関係者」（消防署・消防団等）を中心に、「行政職員」、「地域自主防災組織」、「法人本部職員」等が記載されていた。



図表-47 避難訓練への職員以外の参加者（施設・事業所種別）（複数回答）

	回答数	利用者	利用者 家族	地域住 民	地域の 他法人 事業所	事業者 団体	その他
01 特別養護老人ホーム（広域型）	98	62.2%	3.1%	56.1%	4.1%	7.1%	21.4%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	44	68.2%	6.8%	45.5%	9.1%	6.8%	20.5%
03 介護老人保健施設	30	73.3%	3.3%	30.0%	13.3%	10.0%	16.7%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	3	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%
05 養護老人ホーム（特定施設）	4	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	13	76.9%	0.0%	46.2%	15.4%	23.1%	0.0%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	18	61.1%	0.0%	55.6%	22.2%	11.1%	11.1%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	15	60.0%	6.7%	46.7%	33.3%	6.7%	6.7%
09 有料老人ホーム（特定施設）	58	86.2%	3.4%	19.0%	6.9%	5.2%	22.4%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	71	87.3%	7.0%	14.1%	2.8%	8.5%	9.9%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	9	100.0%	11.1%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	67	79.1%	4.5%	22.4%	13.4%	10.4%	11.9%
13 認知症高齢者グループホーム	242	72.7%	16.5%	62.0%	12.0%	3.3%	17.8%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	82	74.4%	18.3%	63.4%	4.9%	7.3%	13.4%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	12	91.7%	0.0%	33.3%	8.3%	8.3%	16.7%
回答施設・事業所計	766	74.2%	9.7%	46.2%	9.4%	6.7%	16.2%

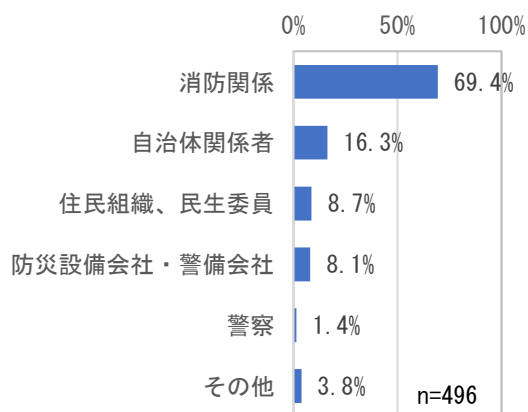
3) 市町村や専門家等から得た助言

【「市町村や専門家等から避難訓練に関して助言を得た（得ている）」と回答した施設・事業所】
※定期・不定期で避難訓練を実施している施設・事業所の 22.2% (536 施設・事業所)

助言者は「消防関係」が 69.4%を占めており、「自治体関係者」(16.3%)や「住民組織・民生委員」(8.7%)、「防災設備会社・警備会社」(8.1%)が続く。

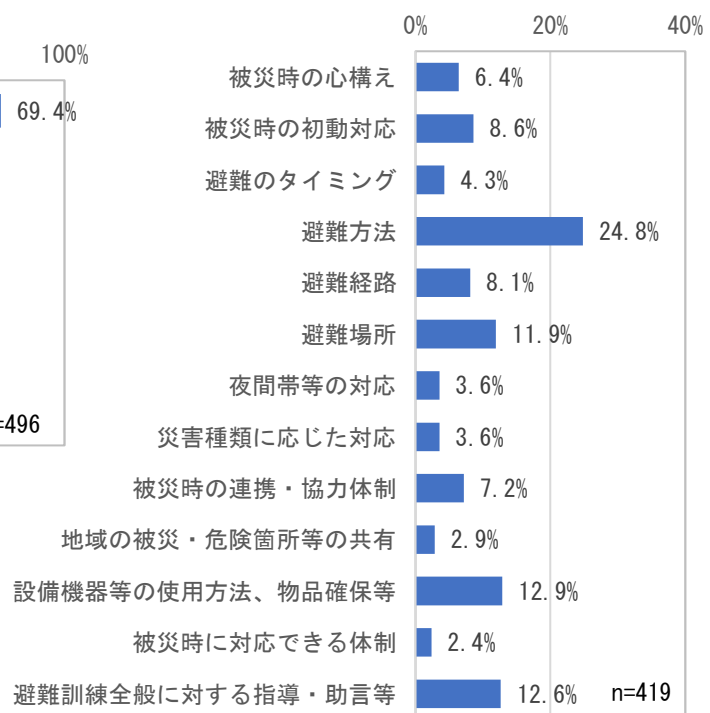
助言内容については、「避難方法」や「避難場所」、「設備機器の使用方法、物品確保等」など個別内容に関するもののほか、「避難訓練全般に対する指導・助言等」などの記載が多い。

図表-48 助言者（複数回答）



※図表-48、49 は、各設問に記載のあった回答のみを集計。

図表-49 助言内容（複数回答）



【被災時の初動対応】

- ・地震が発生したら、まずは津波の情報を得るためにテレビやラジオで情報収集をすること。（助言者：地域防災アドバイザー）
- ・ケースバイケースの対応となるため、情報の共有が重要。（助言者：市町村職員）
- ・災害発生直後の初動における注意事項等。（助言者：消防）
- ・火災などの緊急時など連絡の取り方やすばやく避難する方法。（助言者：消防）
- ・利用者の安全確認のしかた。（居室確認時の方法など）（助言者：消防）

【避難のタイミング】

- ・避難の判断基準。（助言者：消防）
- ・震災や水害の場合は避難情報が出たら、早めに速やかに避難すること。（助言者：消防）
- ・内水にあたり、入所者の安全確保や避難の目安について。（助言者：消防）
- ・初期消火不可能な際（1分以内にできない場合）避難することを助言された。（助言者：消防）
- ・レベル3以上では避難すること。津波時には、とにかく高台に避難。（助言者：消防）
- ・水害は雨量予想等をテレビ等で情報集収し早目に避難すること。特に台風には要注意。（助言者：消防）

【避難方法】

- ・体の不自由な人の階段を使用した際の避難方法。(助言者：消防)
- ・歩けない人の移動方法、避難の判断と避難場所について。(助言者：消防)
- ・2階ベランダからの歩行困難者に対する搬出方法等。(助言者：消防)
- ・垂直避難の有効性。担送時の手段・方法。(防災専門家)
- ・避難誘導は全ての場所を並行して行うのではなく、災害発生場所に近い所から重点的に行うように、等。(助言者：消防)
- ・一人でも多くの方を助けるためにも歩行が可能な方(軽度な方)から誘導をする。車いすに移乗せず、布団のまま移動する等。(助言者：消防)
- ・車いすでの避難の仕方、また、初期消火のやり方等。(助言者：消防、防災管理会社)
- ・夜間一人対応の時、ベッドマットごと移動しにくいいため、毛布等用意し、毛布をひっぱり移動の方が良いとのこと。(助言者：消防)
- ・避難するときはシーツなどを利用して避難すると良い。(助言者：消防)
- ・災害時の移動方法及び車両の確認。(助言者：市町村職員)
- ・避難の方法や居室の回り方等について。(助言者：消防)
- ・避難する際に、逃げ遅れた人がいないか色々な確認方法について助言を受けた。(助言者：消防)
- ・想定外のことが起きた際の避難方法、地域の危険箇所に関する知見。(助言者：消防、地域住民)
- ・避難優先順位の段取り、避難場所等。(助言者：消防)
- ・2階入居者で車椅子利用・在宅酸素使用の方の誘導、認知症の方への理解。(助言者：消防)
- ・災害時、確認した部屋に付箋を貼るなどして、確認済みとわかるようにする。(助言者：消防)

【避難経路の確保】

- ・地震時に避難経路が確保できるような家具配置を心掛けること。(助言者：消防)
- ・避難経路、搬送方法。(助言者：消防)
- ・日頃から動線の確保が必要、風水害の実態、訓練の重要性。(助言者：消防)
- ・車椅子でもスムーズに避難できる避難路の検討。(助言者：市町村職員等)
- ・避難時のルート選定など。(助言者：警察)
- ・実際の災害時は想定外のことが多々でくると思うので焦らず、冷静に対応できるよう日々の業務の中から避難経路や対策を考えておく。(助言者：消防)
- ・避難（非常口）できる所を複数作ると良い（スロープ設置など）。(助言者：消防)

【避難場所】

- ・内水の場合、2階に一時避難を行い1名見守り1名点検にまわる。(助言者：消防)
- ・上下する避難だけではなく、同階内での横移動避難もした方がいい。(助言者：消防)
- ・土砂、浸水災害の想定区域外である。地震の際はむやみに外へ出ないで待機。(助言者：消防)
- ・スロープ等の設置がないため、火災が起きた場合の避難場所について指導を受けた。(助言者：消防)
- ・避難先として集会所の提供など。(助言者：市町村職員等)
- ・本施設は水害や土砂災害の指定区域にはなっておらず、被災の心配はないだろう。その他災害発生時(地震や停電など)は、小中学校の避難所での入居者様の受け入れは困難(認知症高齢者施設の為)なため、建物が安全であることを前提に、動かずに待機していた方が良い。一時避難所にもなっているので、被災時に対策本部との連絡を密にし、お互い協力体制を整えていく。(助言者：自治会長)
- ・ベッドや車いすの利用者が多く、他の避難施設より建物や場所等が安全となっているため、移動せず自施設での避難を行った方がいいとの助言あり。(助言者：地域住民)
- ・どのような災害も最初に行うのは自助、この建物は新しく、火災以外は外へ避難する方が危険な場合もある。地震による揺れがおさまったら建物の点検を行い自施設にとどまる方がよいか判断すればよい。(助

言者：消防)

- ・市で指定されている避難場所は学校になっているが、遠くて行けない。居室にいた方が良いのか、屋上に逃げた方が良いのかを相談しています。洪水の際は、建物内へ。地震の際は、一旦外へという助言をいただきました。(助言者：消防)
- ・川の氾濫時は、坂の上の小学校までの避難はできないので2階に避難するよう助言をいただきました。(助言者：消防)

【夜間帯等の対応】

- ・夜間を想定した訓練を行い、少ない人数で避難を行うにあたり優先すべき順番で行う等。(助言者：消防等)
- ・夜間は特に少ない人数になるので効率的に優先順位を決めて。(助言者：消防)
- ・夜間の想定について協力者がいると良い。(助言者：消防)
- ・夜間想定時は玄関等を施錠して開けることをしたほうが現実的である。(助言者：市町村職員)
- ・夜間想定ではなく実際夜間訓練が必要ではと助言された。(助言者：行政区長)
- ・昼間、夜間想定だけにとどまらず、入浴時等場面想定も考慮。避難時の確認のため、居室ドアに避難済のマークとなるものを設置。(助言者：消防等)
- ・夜勤者は少ない人数での対応になるので、必ず出火時のシュミレーションをしておくこと、避難場所の確認をしておくように、消火器散水(放水)の場所を確認しておく。機敏に動けるようにしておくこと。(助言者：消防等)
- ・福祉施設では、夜間の災害時にどの程度の時間で応援が来るのかが重要になります。様々な災害、時間帯を想定し訓練を行って下さい。(助言者：消防等)
- ・夜間想定避難マニュアルを立てておく必要がある(複数の利用者を避難させるためのマンパワーの確保など)。(助言者：救命士)

【災害種類に応じた訓練の必要性】

- ・水害時等の早めの避難や自助及び共助活動について。(助言者：市町村職員)
- ・火災のみでなく、水害、山くずれ等の訓練も。(助言者：市町村職員)
- ・風水害における浸水を防ぐ方法の助言を頂いた。(助言者：地区自主防災組織)
- ・土砂災害時の利用者避難について。(助言者：市町村職員)

【被災時の連携・協力体制】

- ・非常時の連携の確認、協力体制の依頼など。(助言者：消防)
- ・水害時等の早めの避難や自助及び共助活動について。(助言者：市町村職員)
- ・川の水位を確認する場合、消防署に事前に頼んでおくが良い。(助言者：民生委員)
- ・地域の方への助力を得るため、もっと巻き込むべき。(助言者：消防)
- ・大雨洪水警報発令時の対策で情報伝達訓練を行った(災害シュミレーション、ロールプレイング)。今後避難が必要な時に、近隣の2階のある特養との連携を構築しておく等。(助言者：防災士)
- ・降雨による河川氾濫が予想される時「警戒レベル3」発令時に、連絡いただける。(助言者：市町村職員)
- ・近所の人を巻き込んでご利用者の安全を確保するように。(助言者：消防)
- ・周辺地域施設との合同避難訓練、協力体制を確立しておくことが望ましい。(助言者：市町村職員)

【地域の被災・危険箇所等の共有】

- ・過去に起きた災害の検証。(助言者：市町村職員)
- ・当町での現状と危険地域の説明。災害時に役立つ物品の紹介等。(助言者：市町村職員)
- ・近隣の溜池の堤防の強度等。(助言者：市町村職員)
- ・想定外のことが起きた際の避難方法、地域の危険箇所の知見。(助言者：消防、地域住民)

- ・ハザードマップと地域防災計画に関する助言。(助言者：市町村職員)
- ・想定される浸水量、区域、避難方法等。(助言者：市町村職員)
- ・近くの川が氾濫した場合、1階の天井くらいまで水位は上がってくるので避難できるのなら避難しておく
と、後のフォローがスムーズに行える可能性はある。(助言者：市町村職員)

【設備機器等の使用方法、物品確保等】

- ・消火器の使い方、AED講習、とにかく落ち着いて行動すること。(助言者：消防)
- ・地震による火災、窓ガラスの破損による怪我も多いため、ガラス飛散防止シートを活用する。(助言者：
消防)
- ・2階からすべり台で避難する際、受け場の砂を固めず耕しておくように。(言者：消防)
- ・防災マップ利用について、避難ルートの把握、身の回り品を使った応急担架の作り方ほか。(助言者：消
防、市町村職員)
- ・声が小さいので拡声器を使用するように助言をいただきました。(購入済)(助言者：消防)
- ・施設内の平面図をパウチして用意する。メガホンを用意する。(助言者：消防)
- ・福祉救済所防災倉庫内物品の使用方法的説明等。(助言者：市町村職員)

【被災時に対応できる体制】

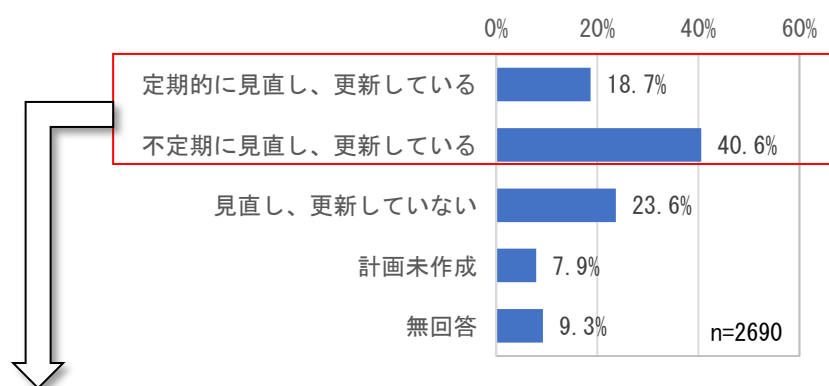
- ・非常災害時は施設よりも一般家屋を優先して支援する場合も生じるので、どこに避難するべきか、自らマ
ンパワーの確保などを考えるようお願いしたい。(助言者：消防)
- ・避難場所の確保と認識を統一。地域住民も同じような状況が想定されるため、自施設・事業所だけで避難
できる方法も検討しておくこと。(助言者：消防)
- ・指揮命令系統がしっかりしていないと、応援が駆けつけて避難誘導行動ができないので注意が必要。(助
言者：消防)
- ・災害時の連絡、通信と招集時の通勤路の安全確保と指示、安全な通勤路に関する情報収集。(助言者：消
防、市町村職員)

（３）避難訓練の結果をふまえた非常災害対策計画等の見直し、更新の状況

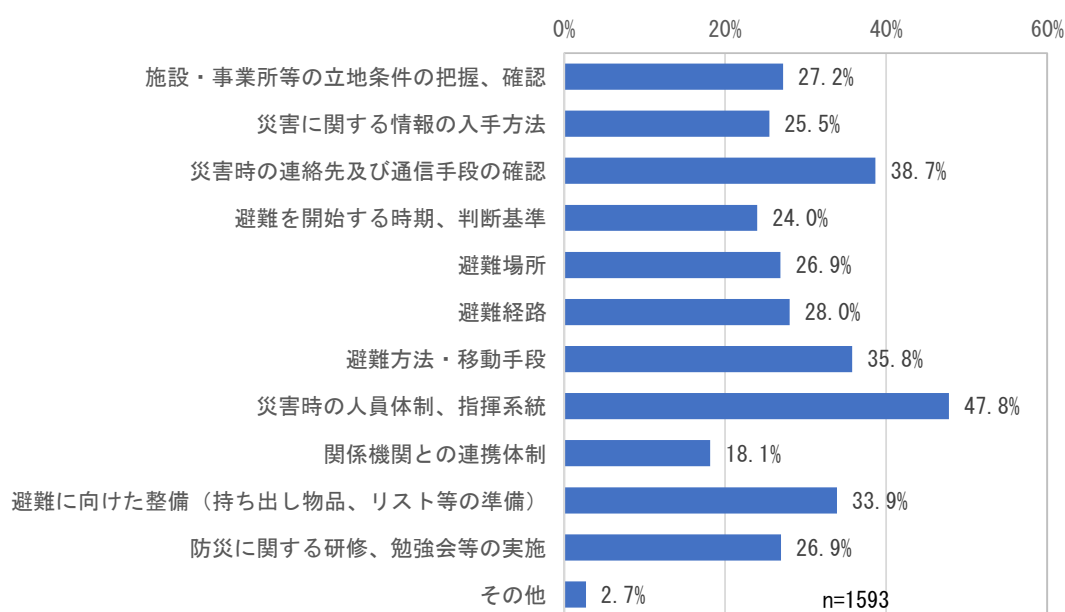
避難訓練の結果を踏まえ、非常災害対策計画等の見直し・更新等を行っている施設・事業所は59.3%を占めた。

見直し・更新等を行っている内容は、「災害時の人員体制、指揮系統」が47.8%で最も多く、次いで「災害時の連絡先及び通信手段の確認」(38.7%)、「避難方法・移動手段」(35.8%)、「避難に向けた整備（持ち出し物品、リスト等の準備）」(33.9%)の順であった。

図表-50 避難訓練の結果をふまえた非常災害対策計画等の見直し、更新の状況



図表-51 見直し、更新を行った内容等（複数回答）



〔施設・事業所の立地条件の把握、確認〕

- ・市の総合防災マップ改定を踏まえ、地震、風水害時の活動を消防計画に盛り込んだ。施設の立地条件の確認、警戒レベルと職員行動基準、優先業務等を定めた、事業継続計画を策定した。
- ・洪水、浸水想定区域の再確認（台風 19 号（令和元年東日本台風）の被害を踏まえて行った）。
- ・施設の立地状況等、役場に再確認を行った。
- ・洪水想定訓練時、施設が浸かる浸水の水位を確認し、避難を優先するフロアの確認、ビニールシートや、シート等を使った搬送方法を実際に行う。
- ・自治体のハザードマップの改定に対応し、都度見直す。
- ・以前は浸水想定地域になっていなかったが、今回想定区域に含まれることになり改めて立地条件の把握、確認を行った。
- ・本施設は河川から離れた場所にあり、従来は河川氾濫による洪水は想定していなかった。今年度、役場から洪水指定区域だと言われ洪水時に避難計画を策定した。

〔災害に関する情報の入手方法〕

- ・災害に関する情報の入手先等、ガイドラインにより作成していたが、自治体の発信状況等確認して変更。
- ・web で川の現在水位をリアルタイムで把握できることが分かったので更新時に追加した。
- ・災害情報の入手に地域の FM 局を追加。
- ・雨量や天気の状態と、近隣ポンプ場の 10 分おきのリアルタイムの観察の仕方等。
- ・災害情報の入手について、停電想定に切り替えたこと。
- ・災害情報の入手方法にインターネット等を追加した。
- ・防災情報入手先の更新。

〔災害時の連絡先及び通信手段の確認〕

●連絡網

- ・職員の異動に合わせて緊急連絡先網の書き換え。
- ・職員の緊急連絡網の定期的な更新。

●手段

- ・電話による連絡網からメール配信システムへの移行準備。
- ・職員の連絡網が以前は TEL だったが、SNS やメール発信とした。
- ・入居者家族との通信手段を SMS で行うこととし、家族へ非常時用の連絡先の登録をお願いした。
- ・災害時伝言ダイヤルの活用を迫記。
- ・固定・携帯電話を用いての連絡網を準備していたが、携帯が使用できない状況が発生した場合、無線の有効活用を検討した。
- ・地震・津波など想定した際、連絡手段として、本社災害本部と無線でのやり取りを可能とした。
- ・緊急時の部署間連絡がやりにくかったが、館内放送を使用して、全体への連絡が速くなった。

●時間

- ・訓練日を職員に知らせずに実施し、連絡がついた時間を把握。
- ・災害時、自宅にいる職員の施設までの到着時間を把握しておらず、実際の到着時間を計測した。

〔避難を開始する時期、判断基準〕

- ・避難の判断基準等、実際の洪水等の経験をもとに修正している。
- ・洪水を想定した際の避難場所の変更に伴う判断基準と経路の再確認。
- ・市町村の計画作成研修に参加し、判断基準や災害情報入手方法を記載更新した。
- ・Timeline を作成した。
- ・町より防災無線が提供され、避難開始の時期、判断基準は町からの情報提供がある。
- ・洪水想定で避難時間を測り、逃げ始める目安を決めた。

〔避難経路・避難場所・移動手段〕

- ・当施設が土砂災害警戒区域に指定されたため、避難経路、場所の変更を実施。その他、緊急連絡網等の変更、避難確保計画との統合などを行った。
 - ・洪水を想定していなかったため、避難経路・避難場所を確認した。
 - ・避難場所を複数の中からその時の判断で選択できるよう改定、避難経路を複数設けるよう改定した。
 - ・火災と違い、震災などの場合は避難経路に違いがある。また、エレベーターが停止することを想定し、2階から避難場所である駐車場への経路も見直しを行った。
 - ・現実的な避難経路について現地を確認して再設定を行った。
 - ・洪水浸水想定区域が更新された際の避難経路の見直し。区域が広がった場合は避難場所までの移動が非常に危険なため、建物の上階へ避難に変更した。
 - ・入居者の状況において、避難経路の変更（避難方法、移動手段）。
 - ・経路の地図、通行止めルートがあった時も含め、1ヶ所ではなく他のルートも載せた。
-
- ・いずれの災害においても警戒区域、想定区域に指定されていないことと、地域の避難所までの避難困難者が想定されることから、地域防災専門家に相談し施設内垂直避難とした。
 - ・地震や洪水の場合、避難路離が遠い場合、足元が不自由な利用者様を連れて行くのは危険だと思い、避難場所、移動手段を検討した。
 - ・当初の計画では「指定の避難場所（近郊の小学校）」を想定していたが急激な雨量の場合には「避難場所」への移動が困難となる可能性が分かり「緊急避難場所」として施設屋上への避難先を追加した（自力不可能者はイス担架を使用し避難させる）。
 - ・自治体指定の避難場所に移動するには距離も遠く、経路の高低差も大きいことなどから、当事業所の駐車場（施設から60～70m）を活用することに変更。
 - ・洪水を想定した避難訓練時、避難場所について当初の予定場所は土砂災害警戒区域ギリギリの場所だったこともあり、運営推進会議の際、委員さんから指摘を受け、場所を変更した。
 - ・事業所の所在地における指定の避難場所では車椅子用のトイレがなく、以前避難した際に認知症の方が落ちつかれず、周囲の方々に多大な迷惑をお掛けしたため、避難場所を備蓄品や設備の整っている同法人の大規模施設に変更した。
 - ・避難所が最寄り小学校であったが、急な増水も考え、施設上層部に避難する方法も加えた。
 - ・避難場所について、市指定の場所はあるが、大災害が起こった時に、その場所まで要介護4、5の方を全員安全に運ぶのは、現実的ではないと思う。現実的に考えた場合、動かない選択肢もあるのでは？との観点から、備品の数、必要なもの等、色々想定して考えた。
-
- ・避難を要する訓練の際、毎回利用者が変更していくので随時避難方法を確認する。
 - ・施設は有料老人ホーム2、特養1、グループホーム1、小規模多機能居宅介護1の入居者等（計116名）の施設別・介護度別に応じた避難の優先順位を更新した。
 - ・夜間の洪水時の避難方法について（1階から2階、3階への利用者の移動）。
 - ・避難場所や誘導方法を、その時の利用者の介護度に合わせて変更した。
 - ・自力での避難が困難な人の割合増加に対応するための避難誘導手順等の見直し。
 - ・ADL低下に伴い、個々人の移動方法、手段の変化を日常的に把握し、全職員が共通理解しておく。（夜間・早朝時に、誰でもリーダーになれる心構え、人材を育てる）。

〔災害時の人員体制、指揮系統〕

- ・施設までの距離が近い常勤職員5名をピックアップし、積極的な緊急出動要請をお願いした。
- ・同敷地内の関連施設と連携し、全体的な指揮系統の整備を見直した。
- ・職員が少ない時間帯に災害が起きた場合のリスク想定が不十分なことに気づき、人員体制、指揮系統を見

直した。

- ・非常災害時の時の職員への連絡が取れない場合どうしたら良いかの計画を作成する。
- ・日中、夜間帯想定内でその日の配置（人員）職員で、時間を考慮し訓練を実施。夜間帯では夜勤者、2名、管理者1名、計3名での訓練、連携等。
- ・指揮命令の確認と災害時の人員体制、施設近くに住む職員の確認と優先順位付けなどの確認をした。
- ・施設自体が避難所に認定されているため、受入れ体制についての見直しを行った。

〔関係機関等との連携〕

- ・①人員の少ない夜間帯に災害が発生した場合、緊急連絡網を使い施設近辺に居住する職員が応援する体制を作る。現場指揮は、当直のリーダー。全体の指揮は施設長。②24時間看護師は常駐するが、その分酸素吸入をはじめ看護を必要とする入居者が多いので、地震や台風で夜間時間帯停電が起きた場合、提携病院や救急との連動が必要となる。
- ・行政との対応の仕方について協議をし、地区単位での連携を検討。
- ・地域住民協力者の連絡先の更新。
- ・隣接する施設と協定書を結び、災害時等は、お互いに協力することや、食事や車、介護に必要な物・人員等、詳しく契約書に文章化した。
- ・法人間（施設間）の連携について、追記した。

〔備蓄品等の管理・更新等〕

- ・備蓄品について、3日から5日に変更。職員の食糧もあわせて備蓄するようにした。
- ・各所配備の非常持ち出し袋内の物品確認、必要品の精査と整備更新を実施。定期見直しの時期を設定した。
- ・当施設が市のハザードマップで浸水想定区域に想定されているため、食料などの備蓄品の保管場所を1階から2階へ変更した。
- ・水害を想定した訓練で、備蓄食品を1Fに保管していたが、2、3、4Fに上げた。
- ・備蓄食を見直し、新たに管理栄養士のもと災害時の備蓄食を5日分メニューを作成し購入、備蓄した。
- ・全館の避難経路、備蓄品の場所写真と品名を記載、訓練実施について記載。
- ・災害時に必要な物品が倉庫にあったため、誰もがすぐに分かるようにリストを作り、置き場所を変えた。
- ・備蓄品の見直し、補充、誰もが食べられて、誰もが持ち出せるよう見直した。複雑な備品管理は発災初期においては、障害となる。
- ・備蓄の見直し。調理方法により、水が出ない、火が使えないなど想定し、使用できないものもあったため、内容を見直した。職員も帰宅できないかもしれない、福祉避難所として受け入れを行う場合もあり、数量も増やした。
- ・災害時、非常食等、備蓄品について、自給予定日数を3日分から7日分に引上げ、確保中で、計画も見直し中である。
- ・2ヶ月に1回防災の日として食事を工夫して食べていただく。備品の毎月の確認、消費期限を確認し有効利用。
- ・災害時に必要な物品などが、どこに保管してあるか分からず、すぐに見つけることができなかったのも、職員全員で再度保管場所を決めて、すぐに準備できるように見直し、マニュアルも更新した。

〔設備等の管理・更新等〕

- ・避難訓練を実施した際に、備品の在庫数が不足（懐中電灯、ランタン等）していたので追加で在庫数を増やした。夏場、冬場の避難時の必要物品の検討を行った（電池式扇風機、毛布や床に敷くシート等）。
- ・洪水を想定した際に、浸水を防止するものが、止水板のみであったので、土嚢の購入を行い、使用方法などの訓練を行った。
- ・オール電化施設のため、冬季の災害時、暖を取るための物品（石油ストーブ）の準備をした。
- ・洪水を想定して救命胴衣の備え付けや備蓄品の保管場所の見直しを行った。歩行避難困難者に対応するた

め階段移動器具を備え付けた。

- ・浸水被害時、厨房スペースが利用できないことを想定し、簡易調理器具（ガスコンロ等）の数量・内容を追加変更した。
- ・非常電源の手順と確保、使用方法の確認。

〔防災に関する研修、勉強会等の実施、避難訓練の実施〕

- ・災害対策本部の設置について、対策本部の役割を明確にした。防災に関する研修と訓練内容を見直した。
- ・実際に災害が起こった際、どのように動くか、の研修会を開催した。
- ・年2回程度防災に関する研修を行い、防災関係の研修会に参加し得た情報を元に計画の見直しを行っています。
- ・年に1回、職員と避難訓練後、防災に対する研修会を実施している。職員1人1人の防災へのスキルを、上げる努力をしている。
- ・洪水・停電時を想定した避難訓練をし、懐中電灯の電池切れや、エレベーターを使用できない場合の対応を更新した。

〔利用者情報の確認〕

- ・地震を想定した避難訓練の際、居室のドアに貼っている利用者様の避難方法（独歩・担架使用等）の情報を更新している。
- ・入居者の入れ替わりにより、全入居者の現在の移動能力及び避難方法の再確認。
- ・新規利用者登録時に利用者情報を確認し追加、見直しを実施。

〔その他〕

- ・地震、土砂崩れ等を想定した訓練において職員から出された疑問や不安を解消するため、それぞれの対応方法を明文化した。
- ・地震、火災発生時の全館放送の文言まで含めマニュアルにプラスした。
- ・BCP 訓練の実施。
- ・2019 年の台風上陸時に停電が発生したため、その際の課題を踏まえ法人全体、及び各拠点ごとに計画の見直しをはかった。（避難開始時期をより明確化、災害対策本部の役割分担など）
- ・南海トラフ地震防災規定の追加。
- ・市の総合防災マップ改定を踏まえ、地震、風水害時の活動を消防計画に盛り込んだ。施設の立地条件の確認、警戒レベルと職員行動基準、優先業務等を定めた、事業継続計画を策定した。
- ・水害の想定をメインにした変更を近隣警察署と見直し→作成を行った。
- ・台風被害に遭った経験を踏まえ、台風、長期停電等の対策を盛り込んだ。

1－5．被災経験と計画の見直し

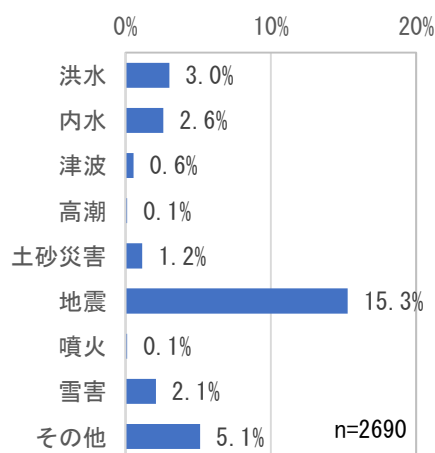
（１）過去 10 年程度に被災した自然災害の種類

回答が寄せられた施設・事業所のうち、約 25%にあたる 682 施設・事業所において、過去 10 年以内に何らかの自然災害による被災経験があると回答している。

被災した自然災害の種類は、「地震」が 15.3%で最も多く、次いで「洪水」(3.0%)、「内水」(2.6%)、「雪害」(2.1%)、「土砂災害」(1.2%) の順であった。

なお、「その他」の記載内容は、「台風」や「竜巻等」が中心であり、自然災害に伴う「停電」や「断水」等の被害の記載もみられた。

図表-52 過去 10 年程度に被災した自然災害の種類（複数回答）

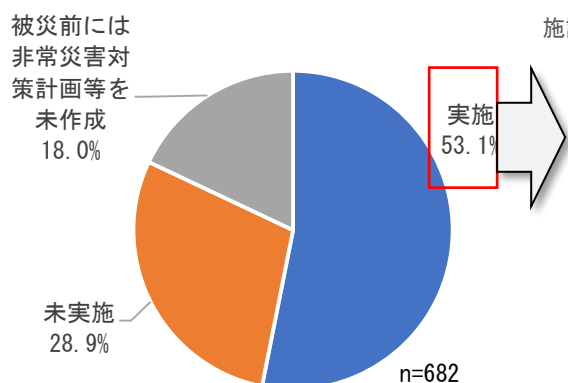


（２）被災経験をふまえた非常災害対策計画等の見直し、更新の実施状況

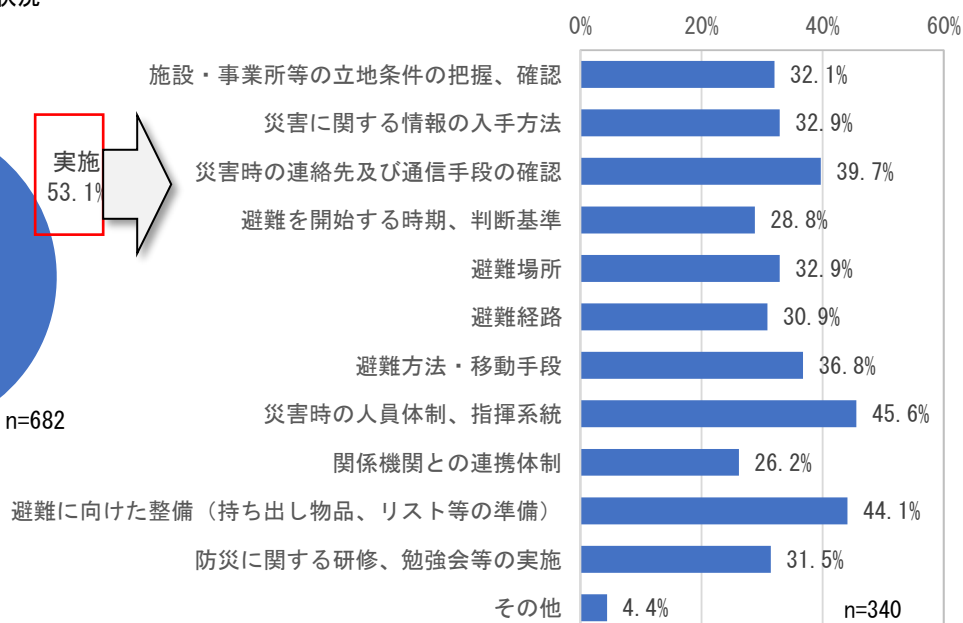
被災経験をふまえた非常災害対策計画等の見直し等の実施状況を確認したところ、見直し等を「実施」した割合は 53.1%、「未実施」は 28.9%、「被災前には非常災害対策計画等を未作成」の事業所は 18.0%であった。

見直し・更新等を行った内容では、「災害時の人員体制、指揮系統」が 45.6%、「避難に向けた整備（持ち出し物品、リスト等の準備）」が 44.1%、「災害時の連絡先及び通信手段の確認」が 39.7%、「避難方法・移動手段」が 36.8%であった。

図表-53 被災経験をふまえた非常災害対策計画等の見直し、更新の実施状況



図表-54 見直し、更新の内容等（複数回答）



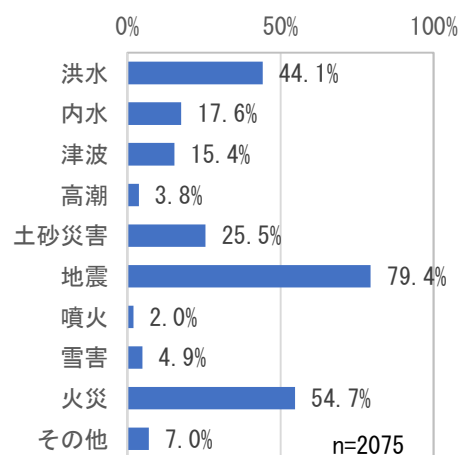
1-6. 非常災害対策計画等の概要 【非常災害対策計画等作成済みと回答した 2075 施設・事業所】

非常災害対策計画等を「作成済み」と回答した 2075 施設・事業所を対象に、計画への記載内容等の確認を行った。

(1) 想定している自然災害の種類

作成済みの非常災害対策計画等において想定されている自然災害の種類は「地震」が 79.4%で最も多く、次いで「洪水」(44.1%)、「土砂災害」(25.5%)、「内水」(17.6%)、「津波」(15.4%) の順となっている。

図表-55 計画で想定している自然災害の種類
(複数回答)



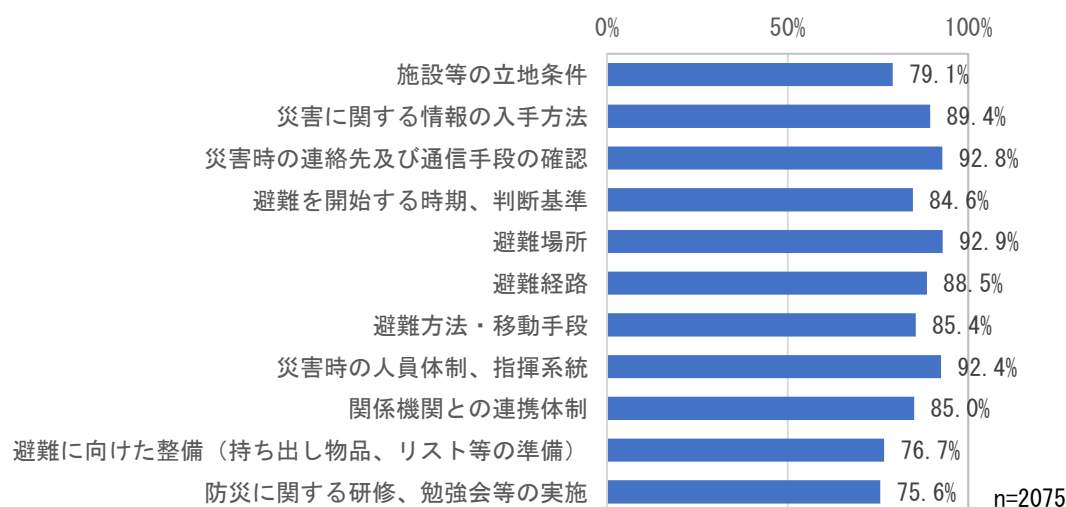
(2) 非常災害対策計画等の記載項目

※非常災害対策計画等に「記載あり」の回答のみを集計。

非常災害対策計画等への記載項目をみると、災害発生時の「情報の入手方法」や「連絡先及び通信手段の確認」、「避難場所」、「避難経路」、「災害時の人員体制、指揮系統」等が概ね 90%前後を占めていた。

「避難を開始する時期、判断基準」や「避難方法・移動手段」、「関係機関との連携体制」の記載割合は 85%前後と若干低くなっており、また「避難に向けた整備（持ち出し物品、リスト等の準備）」や「防災に関する研修、勉強会等の実施」、「施設等の立地状況」については 80%を下回っていた。

図表-56 非常災害対策計画等の記載項目

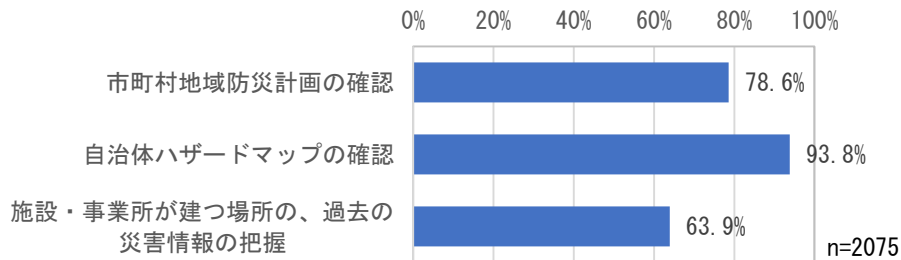


1) 自然災害に備えた施設・事業所等の立地条件の把握、確認

※各項目について「行っている」という回答のみを集計。

自治体ハザードマップを確認している割合は 93.8%に達するが、市町村地域防災計画を確認している割合は 78.6%と低下していた。また、施設・事業所が建つ場所の過去の災害情報について把握している割合は 63.9%にとどまっていた。

図表-57 施設・事業所等の立地条件の把握、確認



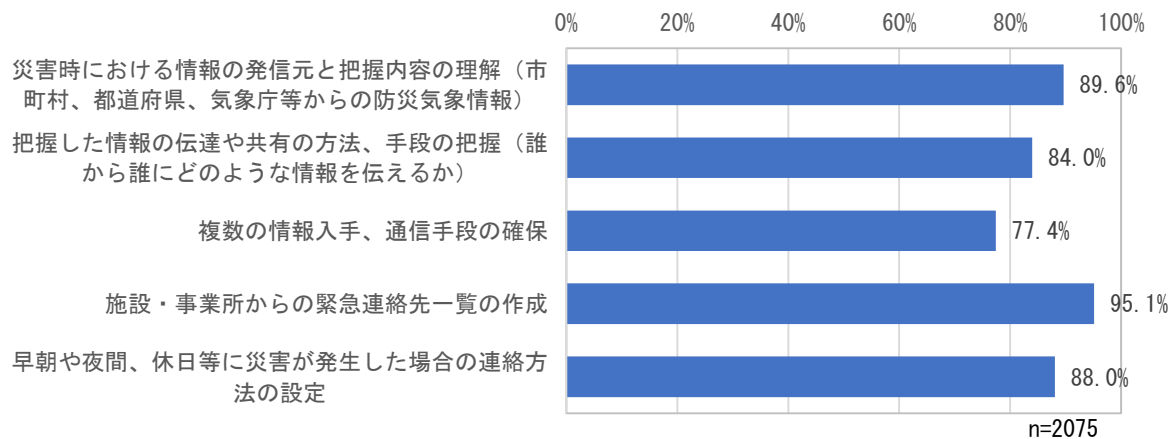
2) 災害に関する情報の入手方法、災害時の連絡先及び通信手段の確認（情報収集及び伝達）

※各項目について「行っている」という回答のみを集計。

災害発生時には、情報の把握や迅速な連絡体制が重要となる。非常災害対策計画等に「災害時における情報の発信元と把握内容の理解」や「把握した情報の伝達や共有の方法、手段の把握」など情報入手先や内容、伝達方法等の理解、把握をしている割合は 84～89%を占めたが、「複数の情報入手、通信手段の確保」まで記載して割合は 77.4%と若干低下していた。

また、「施設・事業所からの緊急連絡先一覧」を作成している割合は 95.1%、「早朝や夜間・休日等に災害が発生した場合の連絡方法」を設定している割合は 88.0%であった。

図表-58 災害に関する情報の入手方法、災害時の連絡先及び通信手段の確認



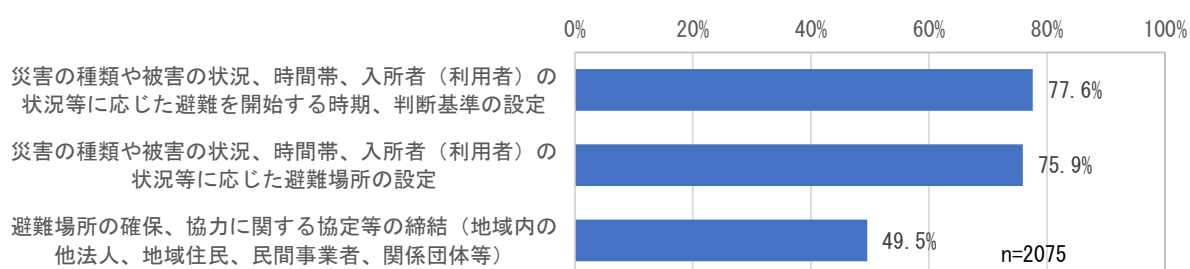
3) 避難を開始する時期、判断基準、避難場所（避難の誘導）

※各項目について「行っている」という回答のみを集計。

災害の種類や被害状況、時間帯、入所者（利用者）の状況等に応じた「避難を開始する時期、判断基準を設定」している割合は 77.6%、状況に応じた「避難場所の設定」を行っている割合は 75.9%であり、多くの施設・事業所において災害の種類や入所者（利用者）状況等に応じた避難の判断基準や避難場所が設定されていた。

なお、「避難場所の確保、協力に関する協定等の締結（地域内の他法人、地域住民、民間事業者、関係団体等）」を行っている割合は 49.5%にとどまっている。

図表-59 避難を開始する時期、判断基準、避難場所（避難の誘導）



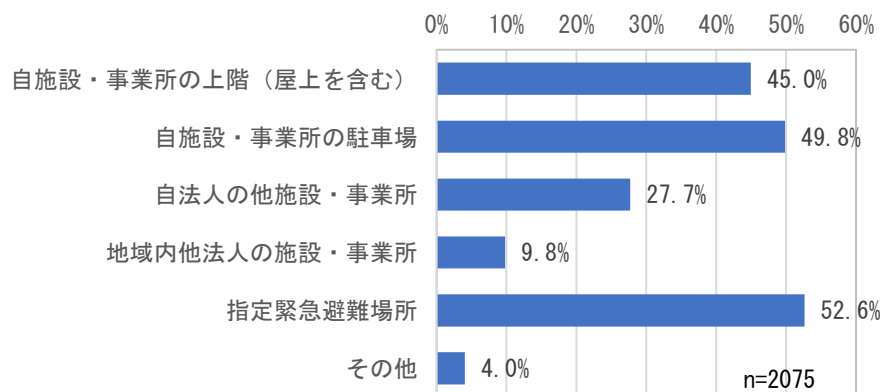
図表-60 避難を開始する時期、判断基準、避難場所（施設・事業所種別）

	回答数	災害の種類や被害の状況、時間帯、入所者（利用者）の状況等に応じた避難を開始する時期、判断基準の設定	災害の種類や被害の状況、時間帯、入所者（利用者）の状況等に応じた避難場所の設定	避難場所の確保、協力に関する協定等の締結（地域内の他法人、地域住民、民間事業者、関係団体等）
01 特別養護老人ホーム（広域型）	318	79.2%	71.4%	56.6%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	126	81.7%	81.7%	53.2%
03 介護老人保健施設	150	76.7%	74.7%	53.3%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	16	75.0%	75.0%	56.3%
05 養護老人ホーム（特定施設）	18	83.3%	77.8%	38.9%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	26	80.8%	69.2%	53.8%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	41	78.0%	75.6%	34.1%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	47	70.2%	70.2%	36.2%
09 有料老人ホーム（特定施設）	176	79.5%	77.3%	42.6%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	244	73.8%	72.5%	38.5%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	34	64.7%	70.6%	55.9%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	173	80.3%	80.3%	45.7%
13 認知症高齢者グループホーム	508	78.3%	78.1%	51.2%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	171	73.1%	76.6%	56.1%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	27	85.2%	77.8%	63.0%
回答施設・事業所計	2075	77.6%	75.9%	49.5%

4) 想定している避難場所

想定している避難場所は、「指定緊急避難場所」が 52.6%で最も多く、次いで自施設上階や敷地内（「自施設・事業所の駐車場」49.8%、「自施設・事業所の上階（屋上を含む）」45.0%）の順であった。また、「自法人の他施設・事業所」は 27.7%、「地域内他法人の施設・事業所」は 9.8%であった。

図表-61 想定している避難場所（複数回答）



図表-62 想定している避難場所（施設・事業所種別）（複数回答）

	回答数	自施設・事業所の上階（屋上含む）	自施設・事業所の駐車場	自法人の他施設・事業所	地域内他法人の施設・事業所	指定緊急避難場所	その他
01 特別養護老人ホーム（広域型）	318	48.7%	49.1%	21.1%	7.5%	42.5%	3.1%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	126	56.3%	59.5%	31.0%	10.3%	56.3%	5.6%
03 介護老人保健施設	150	60.0%	54.7%	26.7%	8.0%	34.7%	3.3%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	16	87.5%	81.3%	31.3%	18.8%	37.5%	6.3%
05 養護老人ホーム（特定施設）	18	44.4%	55.6%	38.9%	16.7%	61.1%	11.1%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	26	42.3%	53.8%	23.1%	15.4%	50.0%	7.7%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	41	63.4%	56.1%	17.1%	9.8%	46.3%	0.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	47	68.1%	59.6%	40.4%	8.5%	48.9%	2.1%
09 有料老人ホーム（特定施設）	176	55.1%	48.3%	20.5%	8.0%	57.4%	2.8%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	244	34.4%	44.3%	25.8%	8.2%	62.7%	4.1%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	34	47.1%	50.0%	23.5%	5.9%	47.1%	0.0%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	173	49.7%	45.1%	19.1%	10.4%	57.8%	3.5%
13 認知症高齢者グループホーム	508	35.4%	48.4%	35.0%	12.2%	54.9%	5.3%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	171	32.2%	48.5%	32.2%	9.9%	56.1%	4.7%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	27	29.6%	59.3%	44.4%	11.1%	63.0%	0.0%
回答施設・事業所計	2075	45.0%	49.8%	27.7%	9.8%	52.6%	4.0%

想定している避難場所として、「自施設・事業所の上階」又は「駐車場」のみを選択した割合は、全体では 14.8%であり、特別養護老人ホーム等の介護保険施設や軽費老人ホーム等では 20%程度以上の回答割合となっている。また、定員規模が大きな施設・事業所や、建物階数が 3 階以上の施設・事業所など、規模の大きな施設・事業所ほど自施設・事業所上階や駐車場のみを想定している割合が高い。

一方で、「指定緊急避難場所のみ」を想定している割合は全体では 6.4%と限られていたが、有料老人ホーム（特定施設以外）では 11.9%となっていた。

避難先として自法人や他法人の施設・事業所を想定している割合は全体で 33.9%であったが、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型事業所では 40%程度が自法人や他法人の施設・事業所を避難先として想定していた。逆に、有料老人ホーム（特定施設）やサービス付き高齢者向け住宅等では 30%を下回っていた。

図表-63 想定している避難場所（回答抽出）（施設・事業所種別）

	回答数	自施設・事業 所上階・駐車 場のみ	指定緊急避 難場所のみ	避難先に自 法人・他法人 の施設・事業 所あり
01 特別養護老人ホーム（広域型）	318	22.0%	5.0%	26.4%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	126	19.0%	7.1%	36.5%
03 介護老人保健施設	150	28.7%	3.3%	30.7%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	16	31.3%	0.0%	37.5%
05 養護老人ホーム（特定施設）	18	16.7%	11.1%	50.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	26	11.5%	7.7%	26.9%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	41	26.8%	2.4%	24.4%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	47	23.4%	2.1%	42.6%
09 有料老人ホーム（特定施設）	176	15.3%	5.1%	25.6%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	244	8.2%	11.9%	32.0%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	34	20.6%	2.9%	23.5%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	173	8.7%	6.4%	27.7%
13 認知症高齢者グループホーム	508	9.1%	6.5%	42.5%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	171	11.7%	6.4%	39.2%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	27	7.4%	7.4%	51.9%
回答施設・事業所計	2075	14.8%	6.4%	33.9%

図表-64 想定している避難場所（回答抽出）（定員規模別）

	回答数	自施設・事業 所上階・駐車 場のみ	指定緊急避 難場所のみ	避難先に自 法人・他法人 の施設・事業 所あり
29 人以下	1071	9.8%	7.5%	39.5%
30～49 人	306	16.7%	6.5%	30.7%
50～99 人	453	18.5%	4.2%	26.0%
100 人以上	245	27.3%	5.3%	28.2%
回答施設・事業所計	2075	14.8%	6.4%	33.9%

図表-65 想定している避難場所（回答抽出）（建物階数別）

	回答数	自施設・事業所上階・駐車場のみ	指定緊急避難場所のみ	避難先に自法人・他法人の施設・事業所あり
1～2 階建て	1239	10.7%	8.4%	37.9%
3 階以上	835	21.0%	3.4%	27.9%
無回答	1	0.0%	0.0%	100.0%
回答施設・事業所計	2075	14.8%	6.4%	33.9%

参考として、浸水や土砂災害等の災害警戒区域に立地している低層（1～2 階建て）の施設・事業所のみを対象に、想定している避難場所を確認したところ、全体の回答割合と比べて「自施設・事業所の上階、駐車場のみ」の回答割合は 7.6%に半減していた。「指定緊急避難場所のみ」や「自法人・他法人の施設・事業所あり」と回答した割合に大きな差異はみられなかった。

図表-66 想定している避難場所（回答抽出）（施設・事業所種別）
 ＜災害警戒区域内に立地する低層階建物（1～2 階建て）の施設・事業所のみ抽出＞

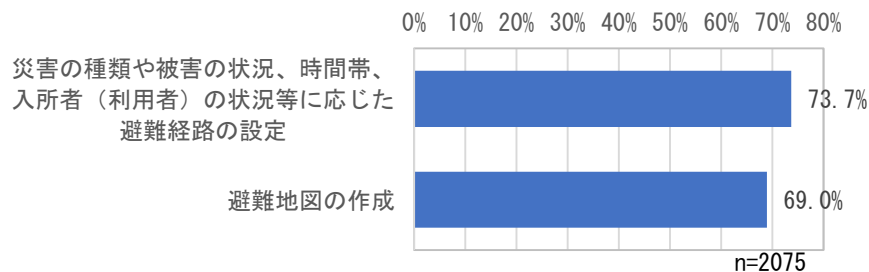
	回答数	自施設・事業所上階・駐車場のみ	指定緊急避難場所のみ	自法人・他法人の施設・事業所あり
特別養護老人ホーム（広域型）	77	18.2%	3.9%	27.3%
特別養護老人ホーム（地域密着型）	45	13.3%	13.3%	33.3%
介護老人保健施設・介護医療院（介護療養型医療施設）	26	19.2%	3.8%	34.6%
養護老人ホーム・軽費老人ホーム	19	15.8%	15.8%	31.6%
有料老人ホーム	134	1.5%	11.2%	35.1%
サービス付き高齢者向け住宅	61	8.2%	4.9%	21.3%
認知症高齢者グループホーム	223	4.9%	5.8%	37.2%
小規模多機能型居宅介護事業所（含む看多機）	83	6.0%	8.4%	39.8%
回答施設・事業所計	668	7.6%	7.6%	34.0%

5) 避難経路（避難の誘導）

※各項目について「行っている」という回答のみを集計。

災害時の避難経路について、「災害の種類や被害の状況、時間帯、入所者（利用者）の状況等に応じた避難経路の設定」を行っている割合は73.7%、「避難地図の作成」を行っている割合は69.0%であった。

図表-67 避難経路（避難の誘導）

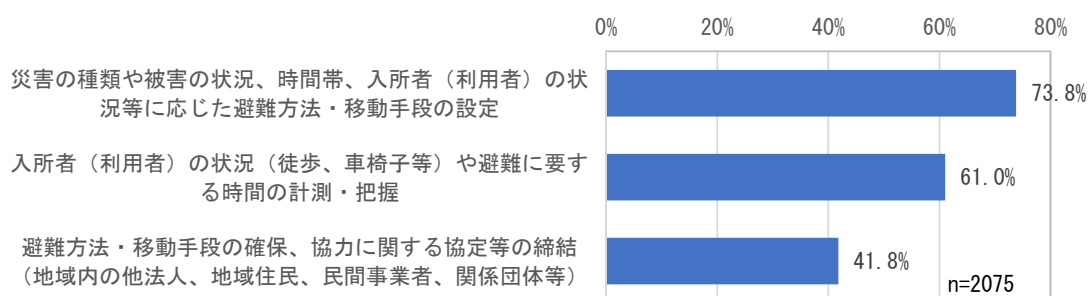


6) 避難方法・移動手段（避難の誘導）

※各項目について「行っている」という回答のみを集計。

災害発生時に「災害の種類や被害の状況、時間帯、入所者（利用者）の状況等に応じた避難方法・移動手段の設定」を行っている割合は73.8%であったが、「入所者（利用者）の状況（徒歩・車椅子等）や避難に要する時間の計測・把握」を行っている割合は61.0%であった。また、「避難方法・移動手段の確保、協力に関する協定等の締結」を行っている割合は41.8%にとどまった。

図表-68 避難方法・移動手段（避難の誘導）

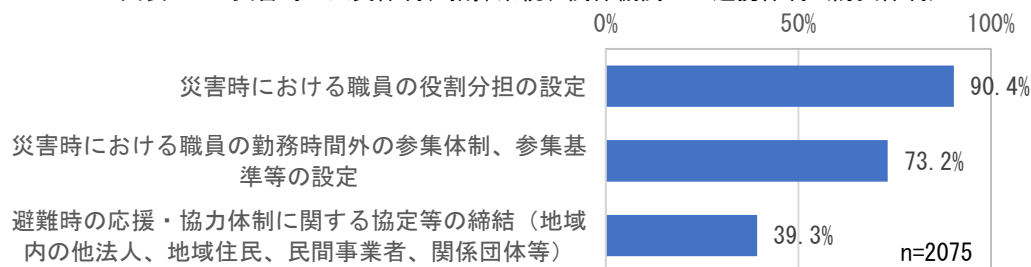


7) 災害時の人員体制、指揮系統、関係機関との連携体制（防災体制）

※各項目について「行っている」という回答のみを集計。

災害時の対応体制として「災害時における職員の役割分担の設定」を行っている割合は90.4%、「災害時における職員の勤務時間外の参集体制、参集基準等の設定」を行っている割合は73.2%であったが、「避難時の応援・協力体制に関する協定等」を締結している割合は39.3%にとどまっている。

図表-69 災害時の人員体制、指揮系統、関係機関との連携体制（防災体制）



〔参考〕災害時の協力体制の確保に向けた協定等の締結状況（再掲）

災害発生時に備え、地域内の他法人や地域住民、民間事業者、関係団体等との協力体制に関する協定の締結状況を下記に再掲した。

網掛け部分は、全体の割合よりも10ポイント以上低いものであるが、養護老人ホームや軽費老人ホーム、有料老人ホーム（特定施設以外）、サービス付き高齢者向け住宅などが該当していた。

図表-70 災害時の協力体制の確保に向けた協定等の締結状況（施設・事業所種別）（再掲）

	回答数	避難場所の確保、協定に関する協定等の締結	避難方法・移動手段の確保、協力に関する協定等の締結	避難時の応援・協力体制に関する協定等の締結
01 特別養護老人ホーム（広域型）	318	56.6%	47.2%	46.2%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	126	53.2%	51.6%	49.2%
03 介護老人保健施設	150	53.3%	38.7%	36.7%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	16	56.3%	37.5%	37.5%
05 養護老人ホーム（特定施設）	18	38.9%	55.6%	50.0%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	26	53.8%	46.2%	53.8%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	41	34.1%	31.7%	17.1%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	47	36.2%	38.3%	44.7%
09 有料老人ホーム（特定施設）	176	42.6%	36.9%	32.4%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	244	38.5%	34.4%	27.0%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	34	55.9%	29.4%	26.5%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	173	45.7%	34.1%	31.8%
13 認知症高齢者グループホーム	508	51.2%	45.1%	44.5%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	171	56.1%	44.4%	41.5%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	27	63.0%	48.1%	37.0%
回答施設・事業所計	2075	49.5%	41.8%	39.3%

※網掛けは、全体の割合よりも10ポイント以上低いもの。

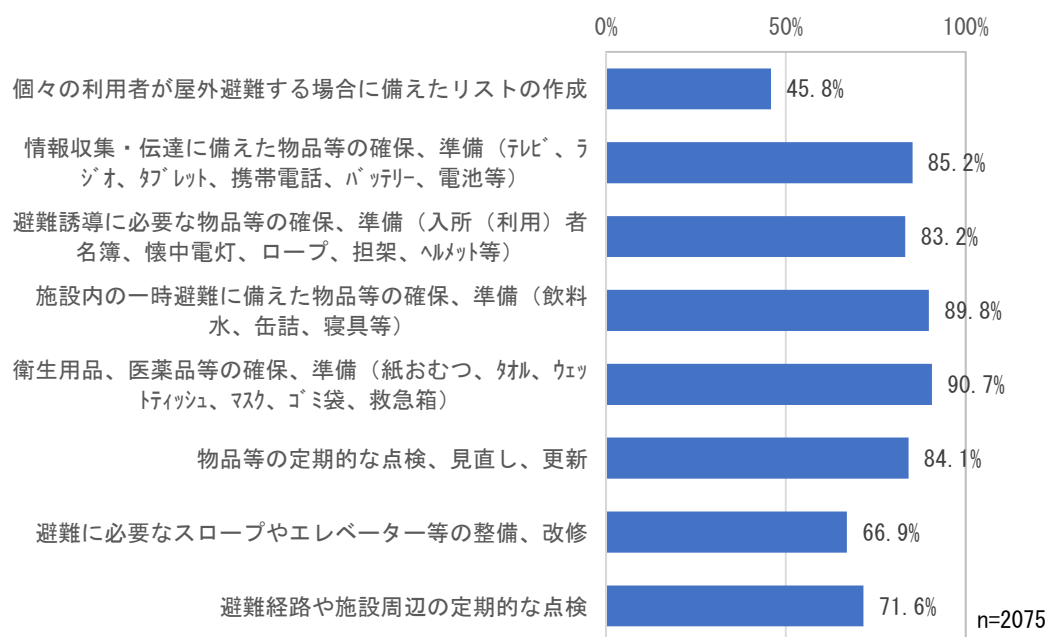
8) 避難に向けた整備（持ち出し物品、リスト等の準備）

※各項目について「行っている」という回答のみを集計。

災害発生時、「情報収集、伝達に備えた物品等」や避難する際の「避難誘導に必要な物品等」、「施設内の一時避難に備えた物品等」、「衛生用品、医薬品等」に関しては、概ね 80～90%の割合で準備がなされていた。また、「物品等の定期的な点検、見直し、更新」を行っている施設・事業所も 84.1%を占めた。

設備等に関しては、「避難に必要なスロープやエレベーター等の整備、改修」を行っている施設・事業所は 66.9%にとどまっている。また、「避難経路や施設周辺の定期的な点検」を実施している施設・事業所は 71.6%であった。

図表-71 避難に向けた整備（持ち出し物品、リスト等の準備）



図表-72 避難に向けた整備（持ち出し物品、リスト等の準備）（施設・事業所種別）

	回答数	個々の利用者が屋外避難する場合に備えたリストの作成	情報収集・伝達に備えた物品等の確保、準備（テレビ、ラジオ、タブレット、携帯電話、バッテリー、電池等）	避難誘導に必要な物品等の確保、準備（入所（利用）者名簿、懐中電灯、ロープ、担架、ヘルメット等）	施設内の一時避難に備えた物品等の確保、準備（飲料水、缶詰、寝具等）	衛生用品、医薬品等の確保、準備（紙おむつ、タオル、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋、救急箱）	物品等の定期的な点検、見直し、更新	避難に必要なスロープやエレベーター等の整備、改修	避難経路や施設周辺の定期的な点検
01 特別養護老人ホーム（広域型）	318	43.7%	87.4%	87.4%	97.8%	97.2%	91.2%	67.9%	77.0%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	126	49.2%	90.5%	92.9%	97.6%	94.4%	92.1%	70.6%	74.6%
03 介護老人保健施設	150	39.3%	88.0%	90.0%	95.3%	89.3%	86.0%	77.3%	70.7%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	16	56.3%	87.5%	87.5%	93.8%	93.8%	87.5%	87.5%	87.5%
05 養護老人ホーム（特定施設）	18	55.6%	83.3%	94.4%	100.0%	100.0%	88.9%	66.7%	83.3%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	26	50.0%	84.6%	96.2%	96.2%	92.3%	92.3%	69.2%	80.8%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	41	43.9%	90.2%	87.8%	85.4%	87.8%	82.9%	61.0%	75.6%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	47	55.3%	91.5%	91.5%	95.7%	91.5%	91.5%	74.5%	76.6%
09 有料老人ホーム（特定施設）	176	44.3%	87.5%	84.7%	92.6%	92.6%	84.1%	80.7%	79.0%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	244	42.2%	77.5%	68.9%	76.6%	84.0%	74.6%	63.9%	65.2%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	34	41.2%	82.4%	79.4%	85.3%	94.1%	82.4%	67.6%	70.6%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	173	43.9%	83.2%	78.6%	80.9%	86.1%	72.8%	72.8%	70.5%
13 認知症高齢者グループホーム	508	51.2%	86.4%	84.6%	90.6%	91.3%	86.4%	60.8%	69.1%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	171	43.3%	80.7%	76.0%	84.8%	86.5%	76.6%	52.6%	62.6%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	27	37.0%	77.8%	81.5%	88.9%	81.5%	92.6%	66.7%	77.8%
回答施設・事業所計	2075	45.8%	85.2%	83.2%	89.8%	90.7%	84.1%	66.9%	71.6%

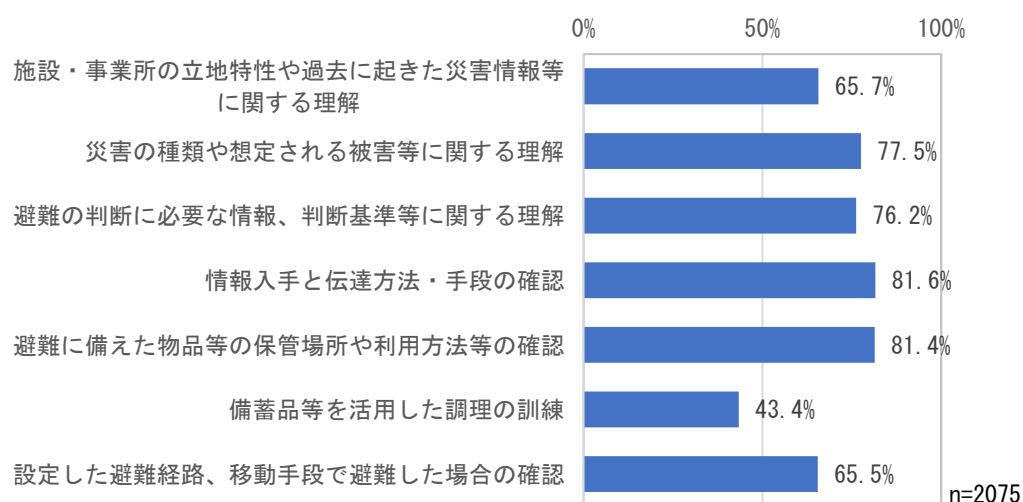
9) 防災に関する研修、勉強会等の実施（防災教育及び訓練の実施）

※各項目について「行っている」という回答のみを集計。

防災に関する研修や勉強会等の内容を確認したところ、「情報入手と伝達方法・手段の確認」や「避難に備えた物品等の保管場所や利用方法等の確認」、「災害の種類や想定される被害等に関する理解」、「避難の判断に必要な情報、判断基準等に関する理解」に関しては80%前後が実施していた。

ただし、「施設・事業所の立地特性や過去に起きた災害情報等に関する理解」や「設定した避難経路、移動手段で避難した場合の確認」を行っている施設・事業所は65%前後、「備蓄品等を活用した調理の訓練」を行っている割合は43.4%にとどまっている。

図表-73 防災に関する研修、勉強会等の実施（防災教育及び訓練の実施）



図表-74 防災に関する研修、勉強会等の実施（防災教育及び訓練の実施）（施設・事業所種別）

	回答数	施設・事業所の立地特性や過去に起きた災害情報等に関する理解	災害の種類や想定される被害等に関する理解	避難の判断に必要な情報、判断基準等に関する理解	情報入手と伝達方法・手段の確認	避難に備えた物品等の保管場所や利用方法等の確認	備蓄品等を活用した調理の訓練	設定した避難経路、移動手段で避難した場合の確認
01 特別養護老人ホーム（広域型）	318	67.9%	81.4%	78.3%	82.7%	85.5%	53.5%	69.5%
02 特別養護老人ホーム（地域密着型）	126	68.3%	81.0%	81.0%	82.5%	84.9%	55.6%	68.3%
03 介護老人保健施設	150	65.3%	72.7%	70.0%	73.3%	83.3%	48.0%	58.7%
04 介護医療院（介護療養型医療施設）	16	87.5%	93.8%	87.5%	81.3%	100.0%	43.8%	62.5%
05 養護老人ホーム（特定施設）	18	55.6%	77.8%	72.2%	72.2%	72.2%	61.1%	72.2%
06 養護老人ホーム（特定施設以外）	26	65.4%	76.9%	73.1%	96.2%	88.5%	73.1%	80.8%
07 軽費老人ホーム（特定施設）	41	70.7%	70.7%	78.0%	80.5%	80.5%	56.1%	61.0%
08 軽費老人ホーム（特定施設以外）	47	68.1%	87.2%	78.7%	85.1%	85.1%	63.8%	55.3%
09 有料老人ホーム（特定施設）	176	69.3%	81.8%	80.1%	85.2%	82.4%	39.8%	67.6%
10 有料老人ホーム（特定施設以外）	244	57.8%	73.0%	70.5%	77.5%	73.4%	27.9%	61.5%
11 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	34	64.7%	67.6%	82.4%	91.2%	82.4%	32.4%	70.6%
12 サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）	173	64.7%	75.1%	74.0%	81.5%	74.0%	32.9%	63.6%
13 認知症高齢者グループホーム	508	67.1%	76.8%	77.4%	83.1%	82.7%	42.7%	66.5%
14 小規模多機能型居宅介護事業所	171	62.6%	78.4%	75.4%	80.1%	79.5%	38.0%	65.5%
15 看護小規模多機能型居宅介護事業所	27	59.3%	77.8%	74.1%	81.5%	88.9%	40.7%	59.3%
回答施設・事業所計	2075	65.7%	77.5%	76.2%	81.6%	81.4%	43.4%	65.5%

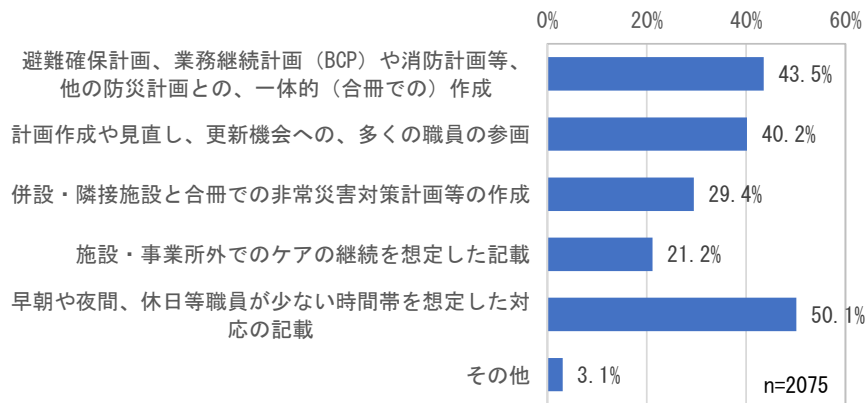
（３）非常災害対策計画等の作成や見直し、更新にあたっての工夫等

※各項目について「行っている」という回答のみを集計。

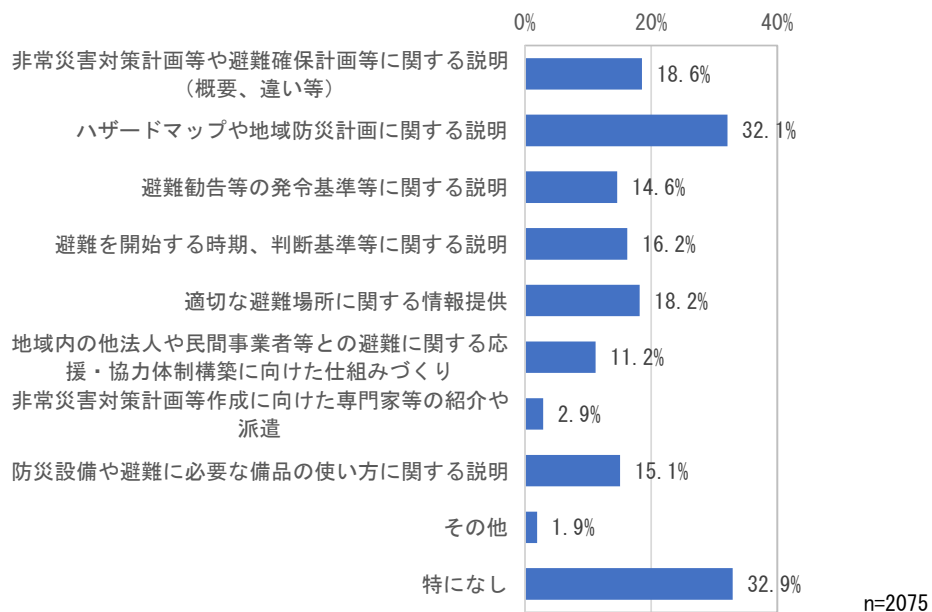
非常災害対策計画等の作成や見直し・更新にあたり、50%程度が「早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯を想定した対応の記載」を行っていた。また、「避難確保計画、業務継続計画（BCP）や消防計画等、他の防災計画との一体的（合冊での）作成」を行っている割合は43.5%、「計画作成や見直し・更新機会への職員の参画」割合は40.2%、「併設・隣接施設と合冊での作成」割合は29.4%、「施設・事業所外でのケアの継続を想定した記載」のある割合は21.2%であった。

なお、計画作成や見直し・更新にあたり、市町村や専門家等から得た助言や支援内容をみると、「ハザードマップや地域防災計画に関する説明」が32.1%、「非常災害対策計画等や避難確保計画等に関する説明（概要、違い等）」が18.6%、「避難開始時期、判断基準」や「避難場所」が16～18%、「地域内の他法人や民間事業者等との避難に関する応援・協力体制構築に向けた仕組みづくり」は11.2%であった。

図表-75 非常災害対策計画等の作成や見直し、更新にあたっての工夫等（作成方法）



図表-76 計画作成や見直し・更新にあたり市町村や専門家等から得た助言や支援等（複数回答）



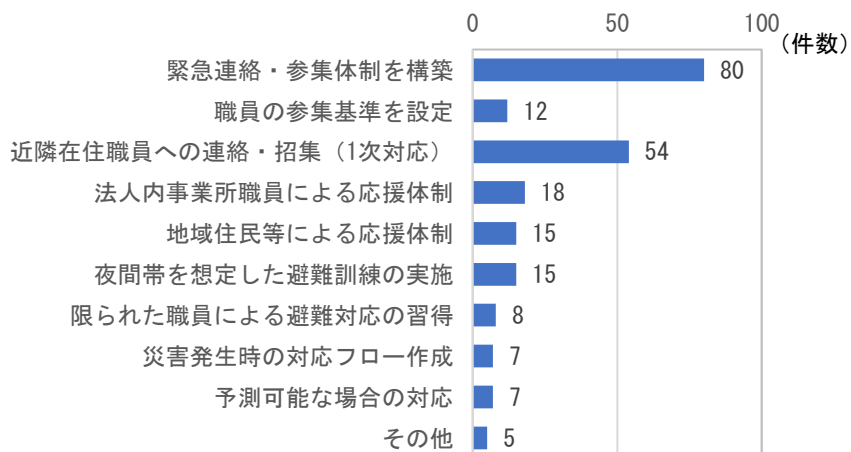
（４）早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたっての工夫

職員数の手薄な早朝や夜間帯において災害は発生した場合の工夫の記載を求めたところ、職員の「緊急連絡・参集体制の構築」を挙げた施設・事業所が 80 件で最も多く、次いで「近隣在住職員への連絡・招集」が 54 件寄せられたほか、「法人内事業所職員による応援体制」や「地域住民等による応援体制」、「職員の参集基準を設定」などで対応人数の確保を図る取組がなされていた。

また、夜間帯など限られた職員での対応が求められる場合に備え、「夜間帯を想定した避難訓練の実施」（実際に夜間帯に訓練を実施している場合を含む）や、「災害発生時の対応フロー作成」、「限られた職員による避難対応の習得」等を行っている施設・事業所もみられた。

一方で、職員の参集が困難な状況等も含め、限られた職員による対応に不安を抱えている意見も寄せられており、早朝・夜間帯などにおける優先的対応について消防・防災専門家等の助言をもとに取り決めておくことも必要と考えられる。

図表-77 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたっての工夫（自由回答）



【記載例】

〔地域住民等による応援体制〕

- ・地域との防災協定の締結。
- ・早朝・夜間帯において近隣在住職員や地域住民の方々との連携確保をするように計画されている。
- ・必ずしも計画通りにはいかない。地域の方に（各会）に応援を願うことを常々お願いしている。
- ・地域内関係団体の協力体制。
- ・近隣住民への呼びかけを訓練の中でとり入れている。
- ・スタッフの採用は、地元又は、近い所からにしている。ほとんど、徒歩や自転車又は車で 30 分以内。電車通勤はわずかです。入居者は、一日一回は、散歩に出て、近所の方と顔なじみ。交番のお巡りさんとも挨拶を交わしています。自治会との関係も大切にしており、交流を深めています。
- ・避難訓練時に近所の方々に参加を呼び掛け、もしも夜間等災害、火災時に外で利用者の見守り等を担当してくださる様お願いをしている。
- ・警備会社と契約しており、ボタン 1 つで来てくれるようにしている。
- ・避難の際に、勤務外の職員や地域の方々の協力を得られるような体制づくりを模索検討中。
- ・地域内の自治会等と折衝中やや難航している。（協定を結ぶに地域の方の反対者が多い）
- ・消防団の協力体制及び地域のボランティア組織の形成。

【夜間帯を想定した避難訓練の実施】

- ・夜間時の避難訓練を年2回実施。その際、併設事業所職員と連携して行えるようしている。
- ・夜勤者2名を想定した自衛消防訓練を定期的に行っている。
- ・職員が迅速に対応できるように、夜間想定で2か月に1回自主訓練を行っている。
- ・火災訓練においては、年に2回、昼夜間訓練を交互に実施し、必ず消防本部に立ち会いを依頼し、訓練評価の依頼をしている。
- ・夜間用の計画書も作成している。
- ・最低人数を想定し、迅速かつ的確に行動できるように、想定連習を重ねている。
- ・発災時間帯別による訓練を毎年実施していく中において、問題点を洗い出して、見直しを実施している。
- ・年2回、非常連絡網にて、緊急時の応援要請として、職員に通達なく夜間時に訓練を実施している。

【災害発生時の対応フロー作成】

- ・特に夜間は職員の人数が少ないことから、災害発生時の対応について不安だという声が多くあった。そのため、夜間緊急時フローチャートと夜間緊急連絡先一覧を作成した。
- ・災害時の職員の役割行動について、活動指定表を作成しA4用紙1枚で一見できるようにし各部署へ配布している。
- ・災害対策フローを作成し全ての部署に配置。（やるべきことが分かる状況）BCPや避難確保計画も一緒にとじている。
- ・危機発生時の行動基準を作成し、職員に周知徹底している。

【限られた職員による避難対応】

- ・スタッフ1人でも階段から利用者様を降ろせるように厚手の敷布団に利用者様を包み、ロープで引っ張り階段を降りられるタンカー的な物を製作した。
- ・なるべく夜勤者に訓練に参加する様にシフト調整する。人員確保が困難な時は1人でも利用者運べる工夫（例えば毛布でくるんで引きずる）を指導する。
- ・施設で火災等が発生した場合は、平屋建てなので、とりあえず入所者を部屋の外に出すこと。
- ・避難方法等の学習会を開催。
- ・日頃からご利用者間の相互援助を、意識されるように指示させてもらっている。比較的健常者の方が多く、職員は、支援の必要とされる方に集中して対応するよう方向づけしている。

【限られた職員による対応への不安等】

- ・夜間1人体制なので、連絡網は構築しているものの、災害の種類によっては交通網が遮断されている可能性もあり、がその際の対応等は明確でないので改善が必要。
- ・早朝や夜間は、職員は2名しかおらず、勤務時間外の参集を行った際に、参集中にその者が災害にあう危険性も高いので、参集することは困難と考えられます。
- ・基本的な連絡方法しか確認していない。職員が手薄になる時間帯の訓練を想定して行っていきたい。
- ・夜間の人員配置が少ないため、不安な部分がある、BCPは現在作成中です。
- ・少ない職員数で、計画した内容が実施できると思えない。（特に夜間）非常災害対策は理想的なもの多く現実に行える避難誘導とは乖離しているように感じます。
- ・実際には、職員不足が常にあり、早朝・夜間は人手がまったく不足している。
- ・人手不足により災害時特に夜間帯の避難が厳しい。
- ・認知症が進行し、車いす等の入居者も多いので、火災以外では他に避難しても対応ができない。大災害以外では、避難しない方が安全と思われる。
- ・市町村より非常災害対策計画のひな形の提示があり参考にしているが、その場所に応じた具体的指

導や、どういふことを協力頂けるかは周知されていない。事業所内で、できる限りの対策は考えているが、大災害の際にどれだけの職員が集結できるかわからない。

- ・災害への対策や避難も含め、明確な基準（例えば、避難場所）はあるが、そこでの高齢者がトイレやスロープがないベットがない等があり、困難である。又、他施設への移動にもリスクもともなう。工夫としては、速い段階での避難が必要であるが、交通渋滞も含め考慮が必要と考えられる。

【その他】

- ・日常からお客様の ADL レベルを把握しています。全スタッフが共有するようにしています。
- ・想定としてですが、地震が発生した場合、最寄の指定された避難所（中学校）までは、徒歩 20 分ほどあり、瓦礫や壁の崩壊などが発生している可能性のある道路を高齢者が歩いて避難することは、かえって危険ではないかと感じています。建物は耐震等級 3 で、非常に強固なため、崩れ落ちることは考えておらず、入居者の安全を確保する目的として、あえて建物内にとどまる事も方法の 1 つであると考えております。是正が必要であれば行政の指導に従います。
- ・災害発生時は建物から外へ出る訓練は想定して行っているが、高齢者が施設外の避難場所として地域に指定されている避難場所まで行けるかというと、難しいと考えています。

2. アンケート調査結果のまとめ

(1) 調査結果の概要

1) 施設・事業所の概要

- 施設・事業所の入所者（利用者）の半数以上が「自力での避難が困難」とする割合は約 6 割、介護保険施設（特養、老健、介護医療院等）では 7～8 割を占めた。
- 回答のあった施設・事業所のうち、併設・隣接事業所のない「単独」運営の割合は全体では 3 割弱、有料老人ホーム（特定施設）や認知症高齢者グループホームでは 4～5 割弱を占めた。

2) 建物の構造、立地条件

- 施設・事業所の建物構造は、「1 階建て」25.0%、「2 階建て」34.6%と、低層建物が約 6 割、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所では 8 割を占める。また、入所者（利用者）の居室階も、「1 階のみ」28.3%、「1～2 階」33.0%と約 6 割が低層階に集中していた。
- 停電時の非常用自家発電設備や可搬式発電機、給水設備（受水槽）、エレベーター、避難用スロープ等は、施設・事業所定員規模によって設置割合が異なり、定員 29 人以下の小規模施設事業所では設置割合が低い。
- 施設・事業所の立地状況は、「浸水想定区域（洪水／高潮浸水想定区域等）」が 29.0%、「土砂災害警戒区域等（特別警戒区域／土砂災害危険箇所等）」11.7%、「津波災害警戒区域」6.4%であり、半数近くの施設事業所が何らかの自然災害警戒区域等に立地していた。
- 上記の自然災害警戒区域等に立地する施設事業所のうち建物が「1 階建て」又は「2 階建て」の低層建物が 5～6 割を占めていた。

3) 防災計画の作成状況等

- 「非常災害対策計画の作成義務」や「自然災害に備えた避難訓練の実施義務」を「知っている」割合は 9 割弱、「避難勧告に関するガイドライン」（内閣府）における「警戒レベル 3 で高齢者等は避難開始」であることを「知っている」割合は約 8 割であった。
- 「非常災害対策計画等」の作成割合は 77.1%、「避難確保計画」作成割合は 67.6%（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害等警戒区域等に立地する施設・事業所のみでは 80%以上）を占めた。また、「業務継続計画（BCP）」の作成割合は 33.6%であった。
- 非常災害対策計画等作成の課題としては、「早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯で被災した場合の対応が難しい」（70.7%）、「避難先でも入所者（利用者）のケアを継続できるか不安である」（58.3%）が上位を占めた。計画未作成の場合は、「非常災害対策計画等と避難確保計画の違いがわからない」「作成方法がわからない」など、基本的な情報等の不足がうかがえた。

4) 避難訓練の実施状況と計画の見直し

- 避難訓練の際に想定している自然災害では「地震」が 75.5%で最も多く、次いで「洪水」36.9%、「土砂災害」18.2%、「内水」15.9%、「津波」11.3%の順である。避難訓練を定期的に予定してい

る割合は 75.5%であった。

- 避難訓練を行う際の工夫として、「早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯を想定した避難訓練を行っている」割合が 65.2%、「災害の種類ごとの避難訓練を行っている」割合が 43.2%、「自施設・事業所職員以外の人や機関が避難訓練に参加している」割合が 31.7%、「市町村や専門家等から避難訓練に関して助言を得た（得ている）」割合は 22.2%を占めた。
- ・自施設・事業所職員以外の参加者は、「利用者」（74.2%）や「地域住民」（46.2%）を中心に、その他「消防」や「自治体職員」、「地域自主防災組織」等が含まれていた。（運営推進会議を設置している地域密着型施設・事業所では、地域住民等外部関係者の参加割合が高い傾向がある。）
- ・「市町村や専門家等から助言を得た」場合の助言者は、「消防関係者」（69.4%）や「自治体関係者」（16.3%）が主であり、その他「住民組織、民生委員」等が続く。助言内容は、発災時の「初動対応」や「避難方法」、「避難場所」、「避難経路」のほか、「被災時の連携・協力体制」、「機器の使用法や物品確保等」など全般に及んでいた。
- 避難訓練の結果を踏まえ、定期・不定期に非常災害対策計画等の見直し・更新を行っている割合は約 60%を占めた。見直した内容は「災害時の人員体制、指揮系統」（47.8%）、「災害時の連絡先及び通信手段の確認」（38.7%）、「避難方法・移動手段」（35.8%）、「持ち出し物品、リスト等の準備」（33.9%）等が上位を占めた。

5）被災経験と計画の見直し

- 回答が寄せられた施設・事業所の約 25%が、過去 10 年以内に何らかの自然災害による被災経験があると回答していた。被災した自然災害の種類では「地震」（15.3%）が最も多く、次いで「洪水」（3.0%）、「内水」（2.6%）の順であった。また、「その他」として台風等による被害（停電、断水等含む）の記載もみられた。
- 被災経験を踏まえ、非常災害対策計画等の見直し・更新を行った割合は 53.1%である。見直し・更新内容は、「災害時の人員体制、指揮系統」（45.6%）、「持ち出し物品、リスト等の準備」（44.1%）、「災害時の連絡先及び通信手段の確認」（39.7%）、「避難方法・移動手段」（36.8%）等の割合が高い。

6）非常災害対策計画等の概要（非常災害対策計画等作成済みの 2075 施設・事業所）

- 想定している災害の種類は「地震」（79.4%）を中心に、「火災」（54.7%）、「洪水」（44.1%）、「土砂災害」（25.5%）、「内水」（17.6%）、「津波」（15.4%）の順であった。
- 記載項目は、「連絡先及び通信手段の確認」や「災害時の人員体制、指揮系統」、「災害に関する情報の入手方法」、「避難場所」、「避難経路」は概ね 90%前後、「避難を開始する時期、判断基準」や「避難方法・移動手段」、「関係機関との連携体制」は 85%前後、「避難に向けた整備（持ち出し物品、リスト等の準備）」や「防災に関する研修、勉強会等の実施」、「施設等の立地状況」は 80%を下回っていた。
- ・想定している避難場所は、「指定緊急避難場所」が 52.6%、「自施設・事業所の駐車場」が 49.8%、「自施設・事業所の上階（屋上を含む）」が 45.0%、「自法人の他施設・事業所」が 27.7%、「地

域内他法人の施設・事業所」が9.8%であった。

- ・避難方法・移動手段に関して、「入所者（利用者）の状況（徒歩・車椅子等）や避難に要する時間の計測・把握」を行っている割合は61.0%、「移動手段の確保、協力に関する協定等の締結（域内他法人、地域住民、民間事業者、関係団体等）」は41.8%であった。

○非常災害対策計画等の作成や見直し、更新にあたり、「早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯を想定した対応」を記載している割合は50.1%、「避難確保計画、業務継続計画（BCP）や消防計画等、他の防災計画との一体的（合冊での）作成」割合は43.5%、「施設・事業所外でのケアの継続を想定した記載」のある割合は21.2%であった。

- ・計画作成・見直しにあたり、市町村や専門家等から得た助言や支援内容は、「ハザードマップや地域防災計画に関する説明」（32.1%）のほか、「非常災害対策計画等や避難確保計画等に関する説明（概要、違い等）」が18.6%、「避難開始時期、判断基準」や「避難場所」が16～18%、「域内の他法人や民間事業者等との避難に関する応援・協力体制構築に向けた仕組みづくり」は11.2%であった。

（２）課題等

１）更なる周知の必要性

「非常災害対策計画の作成義務」や「自然災害に備えた避難訓練の実施義務」についての認知割合は約9割を占めたが、「知らない」との回答もみられた。有料老人ホーム（特定施設以外）等の一部事業所では「該当施設ではない」と認識していることも明らかとなっている。（非常災害対策計画の作成割合は77.1%。）

高齢者施設・事業所は必ずしも安全性が確保されている場所に立地しているとはいえず、また近年の自然災害は場所を問わず発生している現実を踏まえると、介護保険法や老人福祉法等に規定されるすべての施設・事業所において入所者（利用者）や職員の生命・安全を守るための非常災害対策計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられていることや、その実施に取り組むよう、更なる周知の徹底が必要である。

なお、非常災害対策計画等を未作成の施設・事業所では、「非常災害対策計画等の作成方法がわからない」、「防災に関する計画が多く、違いがわからない」、「非常災害対策計画等と避難確保計画の違いがわからない」、「非常災害対策計画等と避難確保計画を一体的に作成する方法がわからない」など、計画作成に向けた基本的な情報等の不足が指摘されており、周知の際にはこれらを意識した取組が重要である。

２）夜間等における避難体制

非常災害対策計画等の作成にあたり、「早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯で被災した場合の対応が難しい」と回答した割合が70.7%を占めた。また、実際に非常災害対策計画等を作成している施設・事業所において、「職員が少ない時間帯を想定した対応」を計画に記載している割合は50.1%であった。

職員数の手薄な時間帯における対応の工夫（自由記述回答）では、SNS や一斉メール等を活用した「緊急連絡・参集体制の構築」や「近隣在住職員への連絡」による初期対応体制のほか、夜

勤者など「限られた職員による避難対応の習得」や「夜間帯を想定した避難訓練の実施」（実際に夜間帯で実施している場合も含む）などの取組を行っている施設・事業所もみられた。また、法人内事業職員や地域住民等による応援体制を構築している施設・事業所も一部みられた。しかし、一方では大規模災害の発生時には職員の参集も困難となり、限られた職員による対応に不安を抱く意見も多数寄せられている。

限られた職員しかいない早朝・夜間帯等における優先的対応（初動対応）について、消防や防災専門家等の助言をもとに取り決めておくとともに、入所者（利用者）を安全に避難させるため職員のみならず関係機関や地域住民等を含めた応援体制を構築しておく必要がある。

3）避難場所の確保（法人間の連携協力体制の強化）

非常災害対策計画等において想定している避難場所としては、「指定緊急避難場所」が 52.6%で最も多く、次いで自施設上階や敷地内（「自施設・事業所の駐車場」49.8%、「自施設・事業所の上階（屋上を含む）」45.0%）、「自法人の他施設・事業所」が 27.7%を占めた。なお、多くの施設・事業所では、複数の避難場所を想定しているが、「指定緊急避難場所」のみを想定している施設・事業所も 6.4%ほどみられた。

上記結果のとおり、災害発生時において建物の堅牢性や高齢者の安全性を考慮して自施設内避難や法人内他施設・事業所への避難を想定している施設・事業所は少なくない。一方で、外部避難が必要な施設・事業所において避難先の確保は非常に重要である。特に、入所者（利用者）に対する最低限のケアを継続できる環境を考慮すると、指定緊急避難場所のみを想定している施設・事業所については、他の避難先を確保する必要性は高い。

また、今後数 10 年以内の発生が想定されている南海トラフ地震では、東海・近畿・四国・九州の太平洋沿岸において満潮時には 10m～20m を超える大津波の発生が想定されており、津波災害警戒区域内に立地する低層階の施設・事業所においては、高台にある避難場所の確保は喫緊の課題である。

調査結果では、避難先として「地域内他法人の施設・事業所」を想定している施設・事業所は 9.8%にとどまっているが、被災時における高齢者の生命・安全確保の観点から、事業者団体や自治体等による支援のもと、地域内での法人間連携協力関係づくりを進めることが求められる。

4）自治体による支援（専門家等による相談機会、派遣等）

高齢者施設・事業所には、自力での避難が困難な高齢者が多数生活しており、災害発生時においてこれらの高齢者の生命や安全を守ることが求められている。しかし、高齢者施設・事業所の職員は防災や災害時対応の専門家ではなく、避難の判断基準や避難方法・移動手段、応援体制等の確保にも困難を抱えている実態がある。

このような災害発生時における困難さや課題を解消するためには、日頃からの備え（施設・事業所内での避難訓練や防災研修等の積み重ね）が何よりも重要である。行政としては、施設・事業所のこうした取組の有効性の向上に資する支援をするため、専門的知見を有する専門家等による相談・助言を受けられる機会（相談窓口等の設置、講師派遣等）を設けることが必要と考える。

また、高齢者施設・事業所は、立地条件や建物構造が 1 つ 1 つ異なっており、具体的な避難の判断や避難場所、避難経路の設定等に関しては現地における助言も必要となるため、専門家派遣等の支援策についての検討も重要である。

第3章 高齢者施設・事業所における非常災害対策計画の作成状況等に関するヒアリング調査

1. 調査結果概要

1-1. 高齢者施設・事業所：水害・土砂災害

1-1-1. グループホームひだまり（岩手県久慈市）

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所種別	グループホーム
(2) 施設・事業所所在地	岩手県久慈市
(3) 建物の構造（階数）	地上 1 階、地下 ー 階
(4) 福祉避難所指定状況	01 指定あり 02 指定なし
(5) 事業継続計画（BCP）の策定状況	01 策定している 02 策定していない
(6) 定員数・利用数	①定員数： 9 名（※短期入所生活介護分（ショートステイ）は除く。） ②利用者数： 9 名（令和3年1月1日時点）
(7) 施設の立地状況	01 浸水想定区域（洪水浸水想定区域／高潮浸水想定区域等） 02 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域／土砂災害危険箇所等） 03 津波災害警戒区域 04 その他（ ） 05 上記いずれにも該当しない 06 不明

※併設施設として小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護事業所がある。

2. 被災概要（被災年、被害の概要、避難の経験、避難場所、移動手段、避難の判断等）

(1) 被災年、被災した自然災害	2016年 平成28年台風第10号
(2) 当時の避難場所	立退き避難（近隣公共施設）

3. 非常災害対策計画、避難確保計画作成・見直しにあたって重視している（した）こと、内容、工夫点等

(1) 利用者の避難方法に関する情報整理（p. 63 参照）

●利用者の状況に応じた時間計測・避難計画表の作成のきっかけ

- ・台風 10 号の時に近隣のグループホームで被害があったことを受け、県グループホーム協会から、避難確保計画を作成する意向があるグループホームはないかという話があった。当グループホームは直接的な被害はなかったのだが、避難したこともあり、今後のことを考え、作成した。
- ・それ以前に個々の利用者の避難や移動にかかる時間を計測したことはなかった。

●避難計画表の作成にあたっての苦労、工夫：個別アセスメント、検証を繰り返しての見直し

・限られた数の職員で、どのように避難誘導するかを検討するにあたり、いろいろな点から考えた。

①まず、利用者の性格や認知症の症状、日々変化のあるその方の心身機能を理解したうえで作成することに難しさを感じた。（利用者特性のアセスメント）

②次に、混乱しないような方からとか、歩ける方から先に行った方がいいのか、車椅子の方、介護度が重い人から行った方がいいのかとか優先順位をどこにおいて避難したら、効率よく安全にできるか、配慮がすごく必要だなと感じた。（避難の順番の検討）

③また、何度も何度も試行錯誤しながら、作り直した。実際に避難訓練をしては見直し、実践して課題が見えてきた。運営推進会議等で避難訓練に参加の地域の方からアドバイスをいただいたり防災委員会でも話し合ってみ直しした。（検証を繰り返しての見直し）

④また、入所者の方の入れ替わりも激しく、継続して利用されている方でも状態像が半年位で変わる方もおられるので、毎回、避難訓練も状況が違うということが起きる。そのため、毎回、とにかくやってみて気付く、見直すということで作り上げていった。

●避難計画表を作成したことによる効果

・避難の時間の目安が付くので、大変だったが、つくってみてよかったと思う。頭でイメージしているだけでは、実際に対応できないと思う。

（２）関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり：施設・事業所の立地や避難経路等に関する助言

- ・計画作成には、市の防災部局の方や運営推進会議の方等、多くの方に関わっていただいた。
- ・近所の方に関わっていただいてありがたかったことは、事業所周辺の危険個所を教えていただけたこと。私たちスタッフの多くは車で通勤しているため、この近辺の人間は少ない。だが、近所の方から、この地域のあの場所は、昔どういうふうに浸水したとか、この地域の雨の降り方（例：東の山の方で強く降ったら〇〇地区が浸水したとか……）等、長年住んでいた区長さんや町内会長さんからご助言をいただいた。それは本当に助かった。
- ・消防署の方からは、当初、自分達が想定した避難経路に、浸水の危険性が高い道が含まれていたようで、ここは通ると危険というご助言をいただき、避難経路そのものを見直すことになった。やっと計画ができあがる直前という段階だったが、実際に安全に通れる経路に関する助言をいただいた。こちらにも本当にありがたかった。

(3) 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり：避難場所の選定

- ・現在は、近隣の神社の社務所を第一避難所として設定している。
- ・その場所に設定するまでには、時間を要した。当初想定していた公共施設の避難所は、地域住民の方も避難するので、密になることや、認知症の利用者の方にとって環境への配慮が必要なことから、グループホームだけで避難できる空間を探していた。どこか土地を借りて、自分達で避難所を建設しようかという話も出たが、当市は全体的に浸水区域ということもあって、なかなか適当な場所を見つけられないでいた。
- ・しかし、そのように避難場所を探しているということをいろいろな人に話していたら、近隣の宮司さんから、神社の社務所を「よかったらどうぞ」とお声掛けをいただいた。一度見学に伺い、高台にあり、近隣の避難所に指定されているが、地域住民の方が避難してきたことはないというお話をお聞きし、さらに、広さ、冷暖房がある等、避難してから過ごせる環境としてもありがたい場所だったので、契約させていただいた。

(4) 避難時の応援体制

- ・グループホームが立地する町内一帯が浸水区域となっている。地域住民の方々も避難を要する。実際平成28年台風10号時、高齢者避難準備情報が出た際に、避難するかどうか迷っていたが、情報交換し避難につながった。
- ・実際に、避難時に「応援要請」として設定しているのは、併設の3事業所や休日のスタッフである。

(5) 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施

●職員への防災教育にあたっての工夫

- ・職員への防災教育の時期：新人職員の入職時（5月）と7月に全職員を対象に実施する。
- ・防災教育の方法：避難確保計画を読みながら一つ一つ確認していく。グループホームは送迎がないのだが、併設のデイサービスの送迎マニュアルを参考に、乗車時の勉強会をした。グループホームは送迎がないので、スタッフが慣れていない。こうした他事業所等が積んでいく知識や技術を学ぶことで、いざという時に役立つと考えている。

●避難訓練の実施

- ・昼間の訓練には利用者も参加する。
- ・職員だけで机上の避難訓練（シミュレーション）もしている。
- ・しかし、夜間は利用者全員参加での訓練というのは難しい。そのため、職員だけで暗い場所の確認や、足場の状態の点検等をしている。

●避難訓練にあたっての工夫：職員全員が経験する

- ・職員数が少ないので、その時のシフトで全員ができるようにする。
- ・避難訓練の日程を1か月くらい前に決めるのだが、消防署の方が参加できるよう日程を設定するようにしている。消防署の方からは専門的な視点で講評をいただくことができ、それを参考に検討ができ、次の訓練や計画に活かせる。避難訓練はシフトが決まる前に日程を組むため、全職員が避難訓練の担当になるようにしている。

(6) 非常災害対策計画、避難確保計画、業務継続計画（BCP）の関係性

- ・それぞれの計画の策定期間が異なり、現在は、それぞれ単体の計画がある状態。一体でつくっていいものなのかもわからない。
- ・災害のたびに、計画をつくるように言われるが、それよりも、それぞれ個別にではなく、全部一緒に、ひとつあることで全部を網羅できるものがあるといいと感じている。
- ・また、いろいろ苦労しながら計画を作成して感じたし、スタッフからも意見をもらったのは、全部図式化してフローチャートにするといいかなということ。各事業所に、個別避難のフローチャートを作らせたりもした。避難の順番や、Aが動いてBが動くと……というものをつくると、作った本人はわかるが、他のスタッフがわからない。
- ・非常災害対策計画と避難確保計画の関係性：避難確保計画はどんどん更新していかなければならないもの。避難訓練や、この10年の間に4回ほど避難をしたが、そのたびに避難経路を変えたり、避難所を変えたりで更新を繰り返している。そのため、実際に経験して、現場の声も含めて、見直しをして作り上げるのが、避難確保計画だと感じている。一方、更新される避難確保計画に基づいて非常災害対策計画を変えていく。ベースが避難確保計画で、更新されたものを非常災害対策計画やBCP計画に反映させていくという関係性だと感じている。

【グループホームひだまり：利用者の状況に応じた時間計測、避難計画表の作成】

Point 2 避難にかかる時間の算出

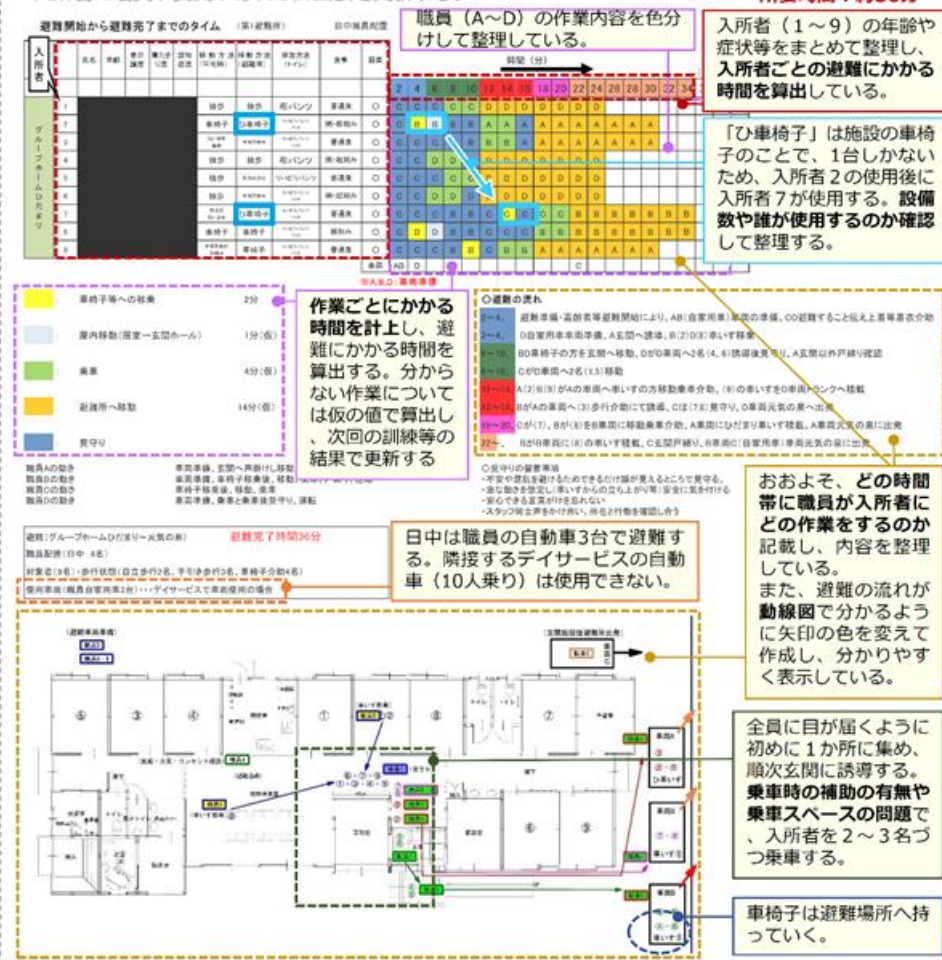
避難行動・条件を細かく整理し、避難計画表を作成

日中と夜間で職員数等の条件が異なるため、それぞれについて避難にかかる時間を算出する。

【避難計画表の作成①（立退き避難・日中）】

✓ 入所者に増員や変更があれば計画表を更新する。

〈立退き避難・日中の場合〉
所要時間：約36分



 【検討結果】

➤ 日中は入所者9名に対して、職員が4名おり、移動のための自動車を3台使用できることなど、避難支援の体制が充実していることから、避難開始から避難完了の所要時間は約36分であった。

1-1-2. 有料老人ホーム福祉の杜（宮城県大崎市）

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所種別	住宅型有料老人ホーム
(2) 施設・事業所所在地	宮城県大崎市
(3) 建物の構造（階数）	地上 2 階、地下 ー 階
(4) 福祉避難所指定状況	01 指定あり 02 指定なし
(5) 事業継続計画（BCP）の策定状況	01 策定している 02 策定していない
(6) 定員数・利用数	①定員数： 8 名（※短期入所生活介護分（ショートステイ）は除く。） ②利用者数： 10 名 （令和3年1月1日時点）（ショートステイ含む）
(7) 施設の立地状況	01 浸水想定区域（洪水浸水想定区域／高潮浸水想定区域等） 02 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域／土砂災害危険箇所等） 03 津波災害警戒区域 04 その他（ ） 05 上記いずれにも該当しない 06 不明

※併設施設として通所介護事業所がある。

2. 被災概要（被災年、被害の概要、避難の経験、避難場所、移動手段、避難の判断等）

(1) 被災年、被災した自然災害	2019年 令和元年東日本台風（台風19号）
(2) 当時の避難場所	立退き避難（同一法人内他施設）

3. 非常災害対策計画、避難確保計画作成・見直しにあたって重視している（した）こと、内容、工夫点等

(1) 施設の立地条件の把握、災害に関する情報収集、整理

●施設の立地条件の把握

- ・自分（創業者）がこの地に生まれ、幼少期に水害を経験している。そのような地に事業所を建てることは躊躇したが、やはり地元へ恩返ししたいという思いが強く、事業を開始した。

●災害に関する情報収集、整理

- ・水の到達時間に関する情報を収集する（短期集中豪雨なのか否か）。数日前から準備をして、避難する。早めに避難して避難先で災害に関する情報を確認する方が安心できる。
- ・川の水位の氾濫の状況は自分（創業者）が確認する。自分はこの地で生まれ育ったので、土手にある水位計を確認し、水位が上昇するまでの時間などを見て状況を判断している。
- ・行政から出される情報は時間がたってからのものであり、時差がある。
- ・判断には経験が必要になる。科学的な情報は重要視するが、その地域の立地条件を把握しておくことが大事だと思う。

(2) 避難場所、避難経路、移動手段

●避難場所選定の考え方

- ・我々の事業所は一級河川に立地している。水害地に事業所を構えている我々にとっては、自社で避難場所を用意するべきと考えた。自然災害もこれまでより規模が大きくなり、水の出方も違う。避難することが大変な高齢者も多いので、自前での避難所の設立は避けて通れない。
- ・また、災害時に一般の方が避難する場所に避難しても、そこで介護、サービス提供するのは難しい。
- ・そこで、会社設立から4年後、街中に避難所としても活用できる事業所（現・住宅型有料老人ホーム、通所介護事業所併設）を立ち上げた。
- ・避難場所として利用できる事業所の概要：
 - －多くの人数が避難しても、何日間か生活できる体制は整えている。備蓄もある。
 - －災害時は、運動用の器具が置いてある部屋と2階のスペースに避難する形になっている。
 - －2階にお風呂を設置している。

(3) 避難を開始するタイミング、判断の考え方

●避難を開始する時期、判断基準

- ・大雨が予想される場合、臨機応変に準備できるように。氾濫水位の到達基準、判断レベルにもとづいて判断している。危険水位になる前に、早めに避難をする。
- ・夜間、職員が少ない時間帯での避難は考えていない。台風の場合は事前の情報や予報があり事前の準備ができるため。

●避難をするにあたっての工夫等：利用者への声掛け、日頃からの習慣づくり

- ・夜の移動は、利用者が精神的に落ち着かない。そのため、利用者には「旅行に行く」と伝える。そうすると、楽しみにしてくれる。「避難する」と伝えると、落ち着かない。そういった工夫も必要。
- ・そのため避難以外にも、我々が自社で設けた事業所（後述）に、訓練もかねて「旅行」と称して行くこともある。（利用者の気分転換も兼ねている）

(4) 指揮命令系統、職員の役割分担の整理

●職員の役割分担

- ・移動は車で15分くらい。早めの準備を心掛けているので、正味20分くらいで避難できる。
- ・荷物を運ぶ人は先に行く。利用者は後で避難。避難の経路も避難のフローも計画の中に記されている。

●職員の参集基準

- ・地震、火災については、職員が事業所に駆け付ける体制を整えている。地元の職員を多く採用している。事業所に近い職員に協力してもらう体制を整えている。

(5) 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり

●関係機関とのネットワーク構築

- ・消防署の方には、火災の避難訓練にかかわらず、地震等含め、避難に関して講習会に来ていただいている。
- ・消防関係の機器を導入いただいている民間企業にも、きちんと機能するか含め、確認いただいている。高齢者が避難する苦勞を理解したうえで、助言を得られている。

●近隣住民とのネットワーク構築

- ・区長や民生委員の協力を仰ぐようにしている。地域の運営推進委員の方や、水害が起こらない地域の方（山間部）に協力（避難誘導）を仰ぐ関係ができている。日頃からの付き合いのある方たちである。

(6) 非常災害対策計画、避難確保計画の見直しにあたっての課題

●避難の判断の見直し

- ・今まで避難道路が災害時でも正常に機能すること前提で計画を立てていたが、台風第19号の被災により、想定していた道路が機能しないことが分かった。そのため、とにかく道路が水没する前に避難することを考えている。

●避難設備の設置

- ・現在の事業所の建物はエレベーターがないため、避難には階段を使わなければならない。そのため、エレベーター等の整備が必要。

●避難場所の確保

- ・我々は自社で避難できる場所を整えたが、避難先の確保については多くの施設、事業所が抱えている一般的な課題なのではないかと思っている。福祉施設の入所者が一般の避難所に避難することは難しいだろう。特に、現在の新型コロナウイルスのこともあり、感染症対策も必要になる。対策としては、地域のなかに、空いている場所があれば福祉施設の避難先として使えないかなど日々情報収集をすること、また行政や同業者との情報共有や協力体制の構築が必要なのではないかと思う。

宮城のニュース

宮城 社会

ツイート シェア

台風襲来の前日に全員避難 宮城・大崎の老人ホーム、岩手・岩泉豪雨の教訓生かす

台風19号豪雨で上流の吉田川が決壊し、水没した大崎市鹿島台志田谷地地区の有料老人ホーム「福祉の杜」は、台風襲来前日の12日に入所者全員を避難させ、全員の安全確保につなげた。3年前に岩手県岩泉町の豪雨被害で高齢者施設が被災した教訓を踏まえ、防災マニュアルに従って早め避難の手順を定めていた。



浸水で廃棄を余儀なくされた電動ベッドを片付ける大友さん。早めの避難が入所者の安全確保につながった＝大崎市鹿島台の「福祉の杜」

拡大写真

老人ホームには台風19号通過の際に80～98歳、要介護3～5の10人が入所。風雨の被害を受ける可能性が高まったため、スタッフが11日のうちに入所者の衣服などをまとめ、いつでも避難できる態勢を整えた。

市が高齢者らに対する避難開始を出した12日午後3時、約8キロ離れたJR鹿島台駅近くの関連施設に移動した。入所者8人は車いすだったため、役職員10人が車5台を出して対応した。

13日朝に吉田川が決壊し、志田谷地地区は185世帯が水没。13、14日には家屋2階などに取り残された住民51人が自衛隊のヘリなどで救出された。

老人ホームも事務所など木造2階の1階部分が、最大で1メートル50センチ浸水した。電動ベッドや寝具、電化製品、紙おむつなどの備品は水に漬かったが、職員を含めて全員が無事だった。

2016年8月の台風10号豪雨により岩泉町の高齢者グループホームで9人が死亡したのを受け、老人ホームは県の指導に従い、防災マニュアルを18年5月に改訂していた。

水害時の対応として、（1）前日からの情報収集（2）避難指示がなくとも危険と判断したらずく避難（3）安全な避難ルート確認－を定めた。訓練を重ねた成果が、迅速な初動につながった。

運営する株式会社「福祉の杜」の大友正社長（72）は決壊直後の13日朝、老人ホームに濁流が押し寄せ、ごう音とともに渦を巻いている様子を目撃した。

大友さんは「もし避難させていなかったら命の危険もあった」と振り返る。「介護を必要とするお年寄りなので、取り残されたらヘリやボートによる救出も難しい。早めに避難できて本当に良かった」と話し、胸をなで下ろした。（小島直広）

関連ページ: [宮城](#) [社会](#)

2019年10月28日月曜日

ツイート シェア

1-1-3. 特別養護老人ホーム杜の家やしお（埼玉県八潮市）

1. 施設・事業所の概要

[illegible]

※併設施設として訪問介護事業所、居宅介護支援事業所がある。

2. 被災概要（被災年、被害の概要、避難の経験、避難場所、移動手段、避難の判断等）

(1) 被災年、被災した自然災害	2019年 令和元年東日本台風（台風19号）
(2) 当時の避難場所	屋内安全確保（垂直避難）

3. 非常災害対策計画、避難確保計画作成・見直しにあたって重視している（した）こと、内容、工夫点等

(1) 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測

- ・当市は川に囲まれている地域で、市内全域が浸水エリアにある。また、平坦で、高台や坂がない。施設の外に出ても外に避難する場所がない。
- ・当市は工場地帯で、昔ながらの町工場のキュービクルが浸水対策のため足場を高くして設置されている。こうした町全体のつくり（被災の経験によりどのような対策をとっているか）をみれば、自施設の被災経験の有無にかかわらず、その地域が浸水被害を経験した土地かは推測できる。

(2) 避難場所、避難経路、移動手段

●避難場所選定の考え方

- ・医療介護の必要な 110 名の高齢利用者を 2 階以上の公共施設に避難するために移送することは不可能に近いし、受け入れてくれる面積もない。そのため、施設内での 2 階、3 階への屋内安全確保（垂直避難）以外の選択肢はない。
- ・そのうえで、仮に当施設以外の場所に避難する必要がある場合に備えて、「二次避難」の考え方も、計画に記載している。

◇二次避難の判断基準◇

- ①避難先が要介護者を受け入れる体制(場所、人員、設備)があるか。
- ②要介護者が移動することの身体的、精神的な負担に耐えられるか。
- ③全体のリスクと安全確保を比して、安全確保が上回るか。

◇避難する者◇

- ①一部の者だけが、二次避難するということもあり得る。
- ②全員が同じ二次避難場所に行くとは限らないこと。

出典：「杜の家やしお防災計画」より抜粋。

●避難の優先順位の考え方

- ・避難全体のスピードを合理的に進めるためには、動ける人からというのが鉄則と考えている。そのため、自力で動ける利用者⇒移動の援助が必要な利用者の順に避難することとしている。

(3) 避難を開始するタイミング、判断の考え方

- ・行政から発出される情報で避難の判断をしているが、1 階に 30 名入居しており、浸水からの避難はできないため、国交省の河川水位情報を WEB 上でモニタリングすることで、早めの避難を行った。
- ・以前にも屋内安全確保（垂直避難）をしたことはある。（今回の避難は 2～3 回目。実際の浸水被害はない。）

(4) 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）

- ・台風 19 号当時、非常用自家発電設備をエレベーターにつないでいなかった（一部の照明用に設置されていたのみ）。そのため、停電するとエレベーターが使えず、屋内安全確保（垂直避難）ができなくなってしまう状態だった。停電のリスク（倒木、浸水等）がある場合は、いつ停電するか分からないので、早めに動かなければならない。停電した想定でエレベーターを使わない避難訓練も経験はあるが、とにかく停電する前に避難することを優先している。
- ・被災経験を通じて、現在はエレベーターにも非常用自家発電設備をつなげている。
- ・屋内安全確保（垂直避難）が必要になる建物構造の施設の場合、消防計画上、災害対策本部を設ける必要がある。だが、災害対策本部を 1 階の事務所に設定してしまうと屋内安全確保（垂直避難）後に本部が機能しない。また事務所に主要なインフラ等装置がある場合が多いので、上層階に災害対策本部を開設する必要がある。
- ・浸水が予測される場合に備えて、備蓄品等は 2 階以上に保管することが望ましいと思う。

(5) 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施

●災害時に適切な判断ができる人材の育成

- ・計画で細部まで決めていても、被災時には想定外のことが次々にかかる。それに対応するために最も重要なのは、その場その場で適切な判断ができる人材の育成ではないか。それでも対応できない部分を補うために、マニュアルや計画で対応するという位置づけだと思う。
- ・設備や計画で対応しようとしても、それを運用できる人がいなければ死者が出てしまう。防災、安全に関する意識を向上させるには、日ごろからの人材育成が第一だと思う。

(6) 被災時の記録、被災経験にもとづいた振り返り、非常災害対策計画の見直し

- ・記録がないと振り返りもできない。写真は意識をしないと撮らない。災害やお葬式など、忌み嫌うほうの記録は残りにくい。そのため、発災時に意識して写真を撮るように現場には伝えていた。
- ・東日本大震災時と違うのは、当法人内の連絡はスラックを使用、新型コロナウイルス感染拡大前から zoom で社内会議を行うなど、オンラインシステムを常用していた。
- ・災害時には、状況により、法人外の人も含めた会議を開くこともあるため、その際は従来利用している連絡ツールよりもメッセージングの方がやりやすいこともある。メッセージングで臨時のグループを作り、そこに写真を投げる形で共有していた。
- ・保存すべき写真は Google フォトに残していく。
- ・記録により、非常災害対策計画、各施設の防災計画、備蓄、非常用自家発電設備の見直しをした。
- ・非常用自家発電設備は 50→170kva、50→200kva に変更。現在進行形で変更の手続きをしている。

【特別養護老人ホーム杜の家やしお：屋内安全確保（垂直避難）の様子】

1 階の入居者が全員、上層階に避難したため
キッチンやリビングにも入居者のベッドが配置された



出典：「福祉楽団が学んだ未来への備え～
2019 年台風災害の記録と検証～」(令和 2
年 8 月 1 日、社会福祉法人福祉楽団)

ベッドごと上層階に避難する様子
身の回りの生活用品を上層階に持っていく忘れなどの学びもあった



1. 施設・事業所の概要

※併設施設として養護老人ホームがある。

(1) 被災年、被災した自然災害	2019年 令和元年東日本台風（台風19号）
(2) 当時の避難場所	屋内安全確保（垂直避難）（併設の養護老人ホーム上階への避難）

(1) 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測

- ## （２）避難を開始するタイミング、判断の考え方

- 71

- ・避難訓練では、東側が崩れることを警戒して西側に逃げる訓練をしていたが、職員のとっさの判断により、全員を2階に避難させた。
- ・避難訓練では、足のけが防止のため、避難時には靴を履かせることになっていたが、そのときはそれどころじゃなかった。頭巾も靴もはかせられず、何より避難させることが最優先だった。
- ・今回の被災経験を機に、早めの避難を心がけようというように、計画を見直した。

(3) 指揮命令系統、職員の役割分担の整理

●避難時の応援体制

- ・台風19号時にはいろいろな幸運が重なった。暴風雨の時間帯に移動する危険性を避けるため、多くの職員が自主的に施設にいてくれた。それもあって、移動時の人手を確保できた。
- ・しかし、今回の災害を教訓に、職員全員が、偶然に頼ってはいけないという意識を強く持つようになり、以下の見直しを行った。
 - －警戒レベル3が出された時点で、来られる職員は参集する。
 - －警戒レベル3が出された時点で施設にいる職員は、災害に備え、待機する。
 - －警戒レベル解除後も、通常の状態に戻るまで職員は、災害対応を行う。

●防災委員会の設置

- ・月1回、養護老人ホーム、地域密着型特養、法人の管理者や防災担当職員で、防災委員会を開催している。担当者が明確でないと、定期的に備蓄品や不足品の確認、管理がなされず、いざというときに対応できなくなってしまう。そのため、役割の明確化は重要。

(4) 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり①

●関係機関（自治体、関係団体等）との連携体制、地域住民とのネットワークづくり

- ・もともと法人本部の施設が山の中にあり、地域の助けを必要とする場所だったことが始まり。現在、法人本部の施設開設から39年目になるが、当時から地域の方に協力いただくやり方を続けてきた。
- ・避難訓練の際には、役場の方、消防の方、区長さん等に来ていただき、訓練の様子を見て、講評をいただいている。我々はそれを次の訓練にいかしているが、同時に、関係機関や近隣の方にとっては、高齢者の状態像や高齢者の移動の大変さを理解していただくことにつながっていると思う。
- ・役場の方、消防の方、近所の方も実際に見に来ていただくことで、理解していただいたり、関係をつくれたりする。実際に見ていただかないと、施設の中の様子も、お年寄りの様子も分からない。利用者は何ができて、何が難しいのか、どういう状態なのかを知っていただくことは、みんなが気にかけてくださるし、こちらの安心にもつながる。
- ・台風19号の際、危険を知らせてくれた区長さんも、当施設の高齢者の移動に時間がかかることを気にかけてくれてのことだった。日頃の関係づくりがどれほど大事か、実感した。

●地域への働きかけ

- ・施設で開催する夏祭りやイベント時にお声掛けしたり、広報したり、近所の方にご挨拶をしたりしている。
- ・施設内の様子を知っていただくことを目的に、2、3 か月に1回、広報を作成して、町内全体に回覧している。
- ・また、町内で活動するいろいろボランティア団体に来ていただき、関係づくりをしている。
- ・地域密着型特養として開催する運営推進会議の場も、交流の場としても活用している。家族や地域の方、役場の方との会議に加え、みんなでお茶を飲んだりしながら、親睦を深める機会としている。

(5) 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施

●避難訓練の概要

- ・年間で地震と土砂災害の訓練を各2回、あとは毎月、火災の避難訓練を行っている。

●避難訓練実施にあたっての工夫：時間帯を変えた繰り返しの訓練の実施、人材育成

- ・職員が外部研修に参加して、施設内で伝達研修を行うのだが、「職員は警戒レベル3になったら参集」と決めていても、実際に駆け付けられないことを想定した訓練の実施や、抜き打ちで訓練をするようにと言われて、そのような訓練も行っている。
- ・火事、地震、災害はいつ起こるかわからない。そのため、夜間や、昼間等、時間帯を変えた訓練を行っている。
- ・夜間の職員は2人で、利用者全員が寝ている状態から起こして車椅子で移動させる必要がある。起こして廊下に出てもらったら、自分で車椅子を移動させられる利用者には自分で移動していただきし、その声掛けをする。自分で移動が難しい利用者の場合、職員が車椅子を2台ずつ押していく。それを手分けして、その対応が体にしみつくように、誰が夜勤にあたってもできるように、何度も繰り返して行っている。
- ・重要なのは、①繰り返すこと。②夜間を想定して行うこと。③全員ができるようにすること。④そして、職員に長く勤めてもらうこと。勤続期間が長い職員は、とっさの行動も連携プレーも身につけている。そのため、職員が定着してくれることは、いかに重要なことかと感じている。
- ・新人職員の場合、同じようにはいかない。もちろん、研修も訓練も繰り返し行うが、2、3回で身に付くものではない。その意味で、何年も、何回も、同じ職員が繰り返し訓練を行っていることは、非常に重要だと感じている。

●避難訓練実施にあたっての工夫：利用者も参加した避難訓練の実施

- ・当施設では、利用者も避難訓練に参加していただいている。夜7時半、寝静まってからサイレンを鳴らして行う場合もあるし、昼間「今夜避難訓練ですよ」とお伝えする場合もある。
- ・いずれにしても、夜間に利用者を起こしてやるときもあるが、とにかく利用者さんの体を全員起こして移動するという訓練を行うことにしている。
- ・しかし、注意も必要。判断力がそれほど低下していない利用者は「訓練時に逃げる方向」を覚えており、伝えていなくても自らそちらに行ってしまうこともある。そのため、今回の被災時のように、避難場所が変わることも伝える必要がある。

●職員への防災教育：誰もができるようにすること

- ・山の中にある同一法人本部の施設で、数年前、年配の男性職員3名が夜勤と宿直だった日に、大雪が降り、他の職員が施設にたどり着けないことがあった。その時、厨房に何があるのか、何をしたいのかも分からないという状態で、朝食の準備ができないことがあった。
- ・この経験を機に、全職員が、どうやって水とガスを確保して、1食を準備するか理解しておく必要があることを教訓とした。
- ・電気やガスが止まった場合の対応、備蓄品の場所、ポータブル発電機の動かし方等、全員が触って、場所も確認して、自分で動かせるところまでしておかないと、いざというときには対応できない。

(6) 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり②

●関係機関（自治体、関係団体等）が実施する研修への参加

- ・法人の中で合同研修を行う場合もあるが、なかなか防災をテーマにした研修まで手が回らない。社会福祉協議会や、県の老人福祉施設協議会等、外部の関係団体が、いろいろな防災研修を行ってくれるので、そういった研修に参加し、新しい情報を仕入れて、施設内で伝達研修を行い、訓練にいかすというサイクルで行っている。

●応援協定

- ・県の老人福祉施設協議会は東部、中部、西部と地域ごとに分かれていて、東部なら東部の地域内の施設で何かあった場合の連絡の流れ、応援内容のような防災協定が結ばれている。普段から、そのような話をしたり、訓練の機会を設けている。

【地域密着型特別養護老人ホーム平成の杜：台風19号時の被災状況と避難訓練の様子】

定期的な避難訓練と職員の連携プレーにより、短時間での上階避難を行えた事例 (静岡県小山町)

○午前10時半頃の土砂災害警戒情報の発表後、避難確保計画※に従い、養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームに併設）の土砂災害警戒区域側居室の入所者を2階へ移動。
 ○さらに降雨が続き、午後7時30頃、近隣住民の声かけにより、1階部分の浸水の危険が切迫していると感じたため、地域密着型特別養護老人ホームの入所者全員を（養護老人ホームの）2階へ移動させた。
 ○その後、近くの山から発生した土石流が、施設の1階部分に流入したが、利用者及び職員全員難を逃れた。（約30分で上階への避難完了）

【災害の経緯】令和元年10月12日
 AM10:37 土砂災害警戒情報発表
 養護老人ホームの土砂災害警戒区域側居室の入所者を2階へ移動
 AM11:00 避難勧告発令
 PM1:15 避難指示発令
 PM7:30頃 近隣住民からの声かけ
 地域密着型特別養護老人ホームの入所者及び職員全員が2階へ避難（約30分で上階への避難完了）
 PM8:00頃 施設1階部分に大量に土砂が流入

【同施設が短時間で上階避難できた要因として考えられること】

- 繰り返しの避難訓練：同施設は、災害種別（火災、地震、土砂災害等）に応じた定期的な避難訓練を実施していることから防災意識が蓄積され、また繰り返しの訓練により身についた連携プレーが、勤続年数の長い職員らによって災害時にも発揮されていた。
- 地域住民、関係者との支援体制構築：同施設は、土砂災害警戒区域内に立地しており、定期的な避難訓練※に、近隣住民の方、行政や消防職員等にも参加を依頼しており、地域の関係者から災害時における避難に関する支援を受けるための関係や体制を整えていた。



施設の声
「これまで続けてきた防災活動が職員に蓄積されている（防災意識の高い職員が多い）」

日頃の訓練
の成果



令和元年6月同施設での
避難訓練実施状況
写真提供：小山町



※土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられている。

出典：「土砂災害警戒避難の好事例集（令和2年5月）」（国土交通省）を元に作成

1-1-5. 特別養護老人ホームとくち苑（山口県山口市）

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所種別	特別養護老人ホーム
(2) 施設・事業所所在地	山口県山口市
(3) 建物の構造（階数）	地上 1 階、地下 ー 階
(4) 福祉避難所指定状況	01 指定あり 02 指定なし
(5) 事業継続計画（BCP）の策定状況	01 策定している 02 策定していない
(6) 定員数・利用数	①定員数： 54 名（※短期入所生活介護分（ショートステイ）は除く。） ②利用者数： 54 名（令和3年1月1日時点）（ショートステイ休止中）
(7) 施設の立地状況	01 浸水想定区域（洪水浸水想定区域／高潮浸水想定区域等） 02 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域／土砂災害危険箇所等） 03 津波災害警戒区域 04 その他（ ） 05 上記いずれにも該当しない 06 不明

※併設施設として、同一敷地内に地域密着型特養、グループホーム、通所介護事業所、生活支援ハウスがある。

2. 被災概要（被災年、被害の概要、避難の経験、避難場所、移動手段、避難の判断等）

(1) 被災年、被災した自然災害	2009年 平成21年 7月中国・九州北部豪雨（施設自体は被災無）
(2) 当時の避難場所	施設内にとどまった

3. 非常災害対策計画、避難確保計画作成・見直しにあたって重視している（した）こと、内容、工夫点等

(1) 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測

- ・中山間地域に位置し、施設は一級河川（佐波川）のそばに立地、西側には山が迫る。上流には佐波川ダムがあり、豪雨と放流が重なれば洪水の危険性がある。
- ・過去に直接的な被災経験はないが、平成22年山口県豪雨により、佐波川下流域や山沿いで、特別養護老人ホームを始め広範囲で甚大な被害が出た。

(2) 避難場所、避難経路、移動手段

●避難場所選定の考え方

- ・施設の立地場所が河川のそばであり、特養をはじめとする居住施設が平家であること、入居者が高齢であり、行政指定の避難場所での生活およびケアが難しいという観点から、平成25年、敷地内に2階建ての避難施設（「こぶしの里」）を建設した。1階はピロティ（駐車場）、2階には法人施設の入居者全員（当時定員107名）が避難・生活できる広さを確保するとともに、非常用自家発電設備を2階に設置している。

●移動手段確保の考え方

- ・当施設にあるエレベーターは、病院にあるようなベッドを搬入できるものではないので、スピーディに避難を行うには工夫が必要。以前は、できるだけ多くの入居者を移動させたいと、車椅子利用者と立位が取れる入居者に一緒に乗り込んでもらい稼働させていたが、乗り込み時間に時間がかかることから、立位が取れる利用者と車椅子利用者を分け、車椅子利用者は2人（台）が乗り込めば稼働させ、繰り返し昇降する方法が最も効率的なことに気づき計画に記載した。実際に、何度も時間を計測して、最も効率的に多くの人数を移動させられる方法だとわかった。

（３）避難を開始するタイミング、判断の考え方

●震災時と水害時に分けた計画への記載

- ・震災の場合、平日と休日に分け、対策本部の設置、緊急点検、情報分析、行政機関への報告、負傷者応急処置、避難及び避難生活、復旧について、それぞれ示している。
- ・風水害の場合、段階を5段階に分け、風雨の強度や行政の発令状況により職員の対応、防災活動を定めている。
- ・「避難施設こぶしの里」への避難行動マニュアル
避難開始時期、避難の順番、避難手順、避難後、洪水に対する待機および招集基準の他、防御マニュアル（土嚢設置）を定めている。（本手引き p. 78 参照）

（４）施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）

- ・過去に直接的な被災経験はないが、台風の影響で、近隣地域で長期の停電が発生したことがある。その経験を受け、平成 17 年、当施設にも非常用自家発電設備を設置した。
- ・ただし電気の供給は、厨房の冷蔵庫などの設備・電灯、特養の浴室（特浴含む）、洗濯室の設備、事務所電灯等に限られている。課題として、空調設備を稼働できないことから夏期の暑さ・冬期の寒さに対応するため発電機の増設が必要となっている。

（５）関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり

●近隣の介護老人福祉施設 団体

- ・対象とする災害：火災・地震・風水害等
- ・内容：被災のため一時的に処遇が困難になった入所者の受け入れ、復旧に必要な人的および物的な応援等
- ・締結時期：平成 21 年
- ・加盟数：特別養護老人ホーム 17 施設

●山口市内 介護事業者団体

- ・対象とする災害：火災・地震・風水害等
- ・内容：被災のため一時的に処遇が困難になった入所者の受け入れ、復旧に必要な人的および物的な応援等
- ・締結時期：平成 26 年
- ・加盟数：特養他 在宅関係事業所を含める 61 事業所

避難施設「こぶしの里」への避難行動マニュアル

平成 30 年 6 月改定

【避難開始時期】

1. 真名子橋下に設置してある水位計目盛の上部を洗うようになった時。
2. 「避難準備情報・高齢者避難開始」発令時点（各データの分析により決定）
3. その他、必要が認められる時。

【避難の順番等】

- ・各事業所同時避難
- ・自立歩行可能者はなるべく階段を使用。
- ・生活支援ハウスまなご、グループホームかじかの里は避難指示後速やかに避難する。
- ・特養 介護度が重度の入所者は、ベッドのまま、またはリクライニングへ移乗させて、1 丁目食堂で待機。避難には入居者に負担を与えてしまうため、状況を見定めた上でこぶしの里への避難とする。

【避難手順】

- ・エレベーターの対応

車イス・・・2名のみで上昇

自力歩行者・・・3名

※歩行器使用者は、立位で乗り、歩行器は、職員にて2階へ搬送。

エレベーター操作のため1名は乗り込み、操作のみを行う

職員が1階と2階に分かれ対応。

1階職員は、乗り込みの誘導と2階へ歩行器（車椅子）の搬送を行う。

2階職員は、エレベーターからの引き受け、ホールへの誘導を行う。

エレベーター待機の間に、介護度の高い入所者を1丁目ホールに集める（集中見守り、避難漏れ防止、人目に付くように）

【避難後】

- ・人数確認
- ・役割分担
- ・防災用マットを敷く（備蓄枚数 約64枚）
- ・介護ベッドのマットをできるだけ持ち込む
- ・毛布（備蓄枚数 約100枚）
- ・オムツ、タオル等の持ち込み
- ・寝具の持ち込み
- ・食事 全2日分 備蓄
- ・事務職員 パソコン2台を事務所及び特養事業所より持ち込み、LAN 接続
インターネットで情報収集

- ・テレビ 事務所設置のテレビおよび特養2丁目またはユニットより持ち込む。
- ・懐中電灯 各事業所の懐中電灯を持ち込む

※持ち出し品

各事業所の持ち出し品を2階へ搬入

【停電の場合】

- ・発電機操作 マニュアルは発電機内に装備（こぶしの里は停電時自動稼働）

洪水に対する待機および招集基準

待機

【大雨・洪水警報発令（山口市）】

施設長（副）・事務長・特養所長（代行）自宅待機（又は連絡が取れる態勢）

その他職員・・・連絡が取れるように携帯電話を常に所持

招集基準（自宅・道路等被災等による集合不可能者を除く）

【大雨・洪水警報発令（徳地地域）】

施設長（副）・事務長・特養所長（代行）・生活相談員・副主任以上

【記録的短時間大雨情報または土砂災害警戒情報発表（徳地地域）】

全職員

【避難指示・避難勧告（徳地地域）】

全職員

【避難準備情報・高齢者避難開始発令（徳地地域）】

状況により全職員

【避難準備情報・高齢者避難開始発令（八坂地区以北）】

全職員

【その他、洪水や土砂災害の危険が強まった場合】

全職員

避難施設 こぶしの里



防御マニュアル

【防水対策】

原則として避難行動開始前に、土嚢により防水対策を実施。

【防水対策】

原則として避難行動開始前に、土嚢により防水対策を実施。（事務・在宅職員）

【資材置場】真砂土…職員駐車場北側 土嚢…マイクロ車庫

作り置き土嚢…公用車車庫

【設置場所】

①正面玄関 ②地域交流スペース

③地域交流スペースとこぶしの里の間（通路確保） ④職員玄関

⑤デイサービス玄関 ⑥機械室出入り口（2か所） ⑦中廊下出入り口

⑧厨房出入口（2か所） ⑨洗濯室出口 ⑩1丁目の出口（厨房横）

※まず①～④を実施。3段積み

出典：「避難施設「こぶしの里」への避難行動マニュアル」（平成30年6月改定、社会福祉法人佐波福祉会）

1－2. 高齢者施設・事業所：地震・津波

1－2－1. グループホームトモ・ハウス（福島県いわき市）

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所種別	グループホーム
(2) 施設・事業所所在地	福島県いわき市
(3) 建物の構造（階数）	地上 3 階、地下 ー 階
(4) 福祉避難所指定状況	01 指定あり ☐ 02 指定なし ☐
(5) 事業継続計画（BCP）の策定状況	01 策定している ☐ 02 策定していない ☐
(6) 定員数・利用数	①定員数： 9 名（※短期入所生活介護分（ショートステイ）は除く。） ②利用者数： 9 名（令和3年1月1日時点）（ショートステイ含む）
(7) 施設の立地状況	01 浸水想定区域（洪水浸水想定区域／高潮浸水想定区域等） 02 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域／土砂災害危険箇所等） 03 津波災害警戒区域 ☐ 04 その他（ ） 05 上記いずれにも該当しない 06 不明

※併設施設として、同一建物内に通所介護事業所（1階）、小規模多機能型居宅介護事業所（3階）がある（グループホームは2階）。

2. 被災概要（被災年、被害の概要、避難の経験、避難場所、移動手段、避難の判断等）

(1) 被災年、被災した自然災害	2011年 東日本大震災
(2) 当時の避難場所	通所介護事業所（1階）、グループホーム（2階）の利用者、職員が3階に避難（2011年当時、3階は空きスペースだった）

3. 非常災害対策計画、避難確保計画作成・見直しにあたって重視している（した）こと、内容、工夫点等

(1) 避難を開始する判断時期、判断基準

- ・当グループホームは津波災害警戒区域に立地しているため、避難確保計画上では、近くの中学校（1km 先）に車で避難することとしていた。だが、当日は、以下の状況と理由から、3階の空きスペースに全員が避難することを判断した。

<避難を開始する判断時期、判断基準>

- ・地震後、直下型の非常に大きな揺れだった。
- ・最初の津波警報時の情報では津波の高さは 3mということだったが、テレビの情報では 10m以上に変わった。
- ・建物の構造的に津波に耐えられるだろうと判断した。
- ・想定避難場所である中学校までは海側の道を通る必要があり、その道を通ることは危険と判断した。
- ・当日の利用者数と職員数：デイ 20 名、グループホーム 9 名。+職員（デイ 6 名、グループホーム 4 名）＝30 名超。かつ、計画上での移動手段は車の複数回往復を想定していたため、津波到達までに避難がとて間にも合わない判断した。

（２）避難経路、移動手段

- ・避難経路：非常階段は外階段と内階段があるが、外階段は山側の面している。当グループホームは土砂災害警戒区域に立地しているため、地震で山が崩れるかもしれないと思い、内階段で上層階に避難することとした。
- ・移動手段：移動手段は自立歩行できる利用者は自力で、難しい方は職員が車椅子を避難の際には車椅子のまま職員３人がかり（左右前を支える）で階段を上がった。
- ・普段、避難訓練で車椅子ごと移動する訓練をしていた。女性でも３名いれば上層階にあげられた。当時、グループホームでも車椅子利用者が３名ほどいた。
- ・避難の順番：まずは自力で上がれる方を優先で上げた。その後車椅子の方。避難訓練で順番も決めていた。

（３）震災後見直したこと①：近隣施設との連携構築

- ・震災前には、法人間の連携は全くなかった。
- ・しかし、東日本大震災時、震災から１週間たたないうちに、関係のある近隣の幼稚園から、備蓄食料で困っていないか、取りに来られるかという電話をいただいた。その幼稚園は、関連団体から物資の提供を受けたということだった。原発の影響で物流が滞り、物資が入ってこない時期でもあり、デイの冷蔵庫に残っていたものでしのいでいたが、やはりだいぶ食料が尽きてきた時期でもあった。そのため、市からの配給の前に取りに行き、食料、水、おむつ、衣類等をいただくことができた。近くの施設にも声をかけてと言ってもらったので知っている限りの施設に声をかけた。この支援には大変助かった。
- ・そのため、震災後は、近くのグループホームと災害時、お互いに助け合おうという話しをするようになった（協定等の書式はない）。

（４）震災後見直したこと②：災害に関する情報収集、整理

- ・情報が錯そうしたなかで、冷静に判断しないと適切な行動にもつながらない。情報を分析する必要がある。SNSはデマも多い。
- ・その意味では、震災時は、ローカルFMから、お店の状況、スタンドの状況を入手していた。
- ・また、地域資源の情報収集に力を入れるようにした。具体的には、地域の井戸水、リヤカー、消防団の協力等（助けてもらえる情報）。震災時、実際に力を借りることはなかったが、やはり地域のどこに何があるかを把握しておくことは重要。

（４）震災後見直したこと③：計画の位置付けとマニュアルの見直し

- ・当グループホームは土砂災害、津波による浸水想定区域である。そのため、行政に対して避難確保計画を提出しており、また定期的な避難訓練を実施している。
- ・震災を経験して、計画の重要性を認識したかということ、すべて結果としかいえない。計画通りに行動したことで被害にあった人もいるし、計画通りに動かなかったことで被害を免れた人もいる。そのため、すべて偶然の結果としかいえない。ただし、状況に応じた判断するのは、現場の指揮者。あとは定期的なマニュアルの見直し。
- ・当グループホームでは、計画：行政に提出するもの。マニュアル：職員と一緒に考えてつくる現場の行動指針と位置付けている。マニュアル、計画の見直しは年度末とし、マニュアルを変更するにあたって計画も同時に変更していく。



グループホームトモ・ハウス外観



東日本大震災時、グループホームトモ・ハウス 3 階から撮影した津波の様子

出典：「2011. 3. 11 からの 10 年の軌跡」（有限会社 TOMO 取締役・管理者 柳内英俊 氏（福島県いわき市 グループホームトモ・ハウス）），令和 3 年 3 月 8 日開催，「東日本大震災 10 周年追悼・復興記念事業 ～復興リレー講演と 3. 11 追悼座談会」，日本認知症グループホーム協会
<https://www.ghkyo.or.jp/archives/14598> より引用。

1-2-2. グループホーム A (徳島県)

1. 施設・事業所の概要

(1) 施設・事業所種別	グループホーム
(2) 施設・事業所所在地	徳島県
(3) 建物の構造 (階数)	地上 1 階、地下 ー 階
(4) 福祉避難所指定状況	01 指定あり 02 指定なし
(5) 事業継続計画 (BCP) の策定状況	01 策定している 02 策定していない
(6) 定員数・利用数	①定員数: 18 名 (※短期入所生活介護分 (ショートステイ) は除く。) ②利用者数: 18 名 (令和3年1月1日時点)
(7) 施設の立地状況	01 浸水想定区域 (洪水浸水想定区域/高潮浸水想定区域等) 02 土砂災害警戒区域等 (土砂災害警戒区域/土砂災害危険箇所等) 03 津波災害警戒区域 04 その他 () 05 上記いずれにも該当しない 06 不明

※併設施設として通所介護事業所がある。

2. 被災概要 (被災年、被害の概要、避難の経験、避難場所、移動手段、避難の判断等)

(1) 被災年、被災した自然災害	(なし) 南海トラフ沖地震
(2) 当時の避難場所	立退き避難 (指定緊急避難場所)

3. 非常災害対策計画、避難確保計画作成・見直しにあたって重視している (した) こと、内容、工夫点等

(1) 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測

- ・津波災害警戒区域: 海からの距離: 施設の東側に埋め立て地、工業団地があるのだが、海から 1km。想定浸水深は最大 3m。
- ・施設の立地場所は埋め立て地。地震の際に液状化が想定されているので、避難経路を複数想定している。

(2) 避難を開始するタイミング、判断の考え方

- ・地震の避難の判断基準: 地震に関するニュース、市の防災ラジオ等をもとに判断することになっている。
- ・水害の避難の判断基準: 避難準備情報や周辺地域の状況をもとに、最終的には施設管理者が判断する。早め早めの判断をするようにはしている。

(3) 避難場所、避難経路、移動手段

●想定している避難場所

- ・グループホームから1km 弱のところに市立小学校がある。その場所は4、5年前に津波を想定した改築を行い、地域の指定緊急避難場所になっている。1階が駐車場、2階に教室、体育館となっており、2階の体育館まで道路から繋がっているスロープがあり、車で避難できるつくりになっている。

●時間計測による避難時間の想定

- ・12月に時間計測を実施した。次は6月に行う予定。半年ごとに時間計測をするのは、入居者の状態像が半年サイクルで大きく変わることがある場合や、入居者の入れ替わりがあるため。毎回同じ職員、同じ状態像の利用者ではないため、時間計測をして時間の目安を把握しておく必要がある。

●避難場所選定にあたっての課題

- ・避難先での業務継続は最大で5日間を想定している。そのため、非常食、防災具を準備している。
- ・だが、実際には1日でも無理。東日本大震災の際、当県にも津波警報が出たため、一晩、高校の体育館に避難した。その一晩でも、職員がついていたが、ベッドが違う等の環境変化に耐えられず、パニックになったと報告を聞いている。それを今の入居者で考えると、数日間、慣れていない環境で過ごすことはとても無理。
- ・そのため、他の施設の部屋を借りる等、法人とも協議をしている。災害によって、受け入れ側の施設の状況もわからないため、具体的にどの施設で何人受け入れてもらうという細部までは詰めていない。現在、計画で決めているのは、現在のグループホームでの生活を継続できなくなった場合、法人本部が全施設の状況を把握し、本部で調整するということまで。

(4) 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり

●関係機関や近隣住民との関係づくり

- ・地域の方に対して平常時から地域貢献事業として、納涼祭、敬老会等、地域とのつながりの機会となる行事、イベントを開催して、施設に来ていただいて、地域との関係構築をしている。
- ・また、近くの企業の社員の方や、グループホームの隣にフットサル場があり、地域のクラブチームの若い選手がいるのだが、その選手をアルバイトで雇用している等、チームの選手とも顔なじみの関係なので、夜間に人手が少ないとき、応援、協力をいただける関係を構築している。
- ・もちろん、こちらからのお願いだけでは失礼なので、地域の清掃活動などもしている。

●津波による避難の際の人手確保の課題

- ・ただし、津波の場合にはグループホームが住宅地から海側にあるため、海側に向かって助けに来てくれとは言えない。そのため、津波による避難の場合、助けに来てもらえることは想定できない。

(5) 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施

●法人全体での避難訓練

- ・当法人では、15 年以上前から、法人内の他事業所と避難訓練を相互に見学して、お互いに気づきを指摘したり、学んだりする仕組みを設けている。この学びは大きい。自分の施設の意識と、他の施設とでどのように訓練内容が異なるか、スピーディーに動いているか、連携できているか等、刺激になる。だが、内陸の施設と海の近くの施設とでは、訓練に向き合う危機感や切迫度が大きく異なる。

●地域の防災訓練への参加

- ・可能な限り、地域の防災訓練にも参加している。地域の方に、当グループホームに来てもらったり、他の施設との情報交換や意見交換の機会としている。

●避難訓練で重視していること：①基本動作の確認

- ・何度訓練をしても、基本動作の確認が重要と考えている。一つ一つの動作を正確にできるよ
うにということや、大きな声で危険を知らせて逃げるのが一番大事で、繰り返し職員にも
伝えている。非常時になったら通常していることしかできない。

●避難訓練で重視していること：②アクションカードで、対応をシンプルに明示

- ・グループホーム 2 ユニットで夜勤者 2 名。アクションカードをつくっている。突発的に地震
や津波が起こったらパニックになることを想定して、対応項目を 7 つほどに絞り込み、順番
に書いたものを A5 サイズのネームプレートに入れている。事務室内の、職員全員が目に見
える場所にかけており、災害発生時に首から下げて事業所内の安全確認で歩き回りながら、
次の行動を目にできることを意図して作成した。
- ・体系だって作成した計画はあっても、パニックになった場合にそれを取り出す作業は難しい。

(6) 非常災害対策計画、避難確保計画、業務継続計画（BCP）の関係性

- ・避難確保計画と消防計画、防災規定、事業継続計画を策定している。1 冊ではなく、それぞ
れ個別に作成したものを、1 つのファイルにまとめている。
- ・法人全体でひな型を作成し、それをもとに各施設の状況に応じて手直しするという形で作成
したもので、当施設では、避難確保計画と非常災害対策計画を一体的に作成している。避難
確保計画で想定している災害は津波だが、地震にも対応できるようにしている。

1-2-3. みゆきの里（熊本県熊本市、医療法人博光会 御幸病院をはじめとしたグループ）

1. 法人概要

みゆきの里は、医療法人博光会 御幸病院、介護老人保健施設ぼたん園、軽費老人ホーム富貴苑、特別養護老人ホームみゆき園、地域密着型小規模多機能型居宅介護事業所特別養護老人ホームみゆき東館、ケアハウスピオニーガーデン、ウエルネススクエア和楽、小規模多機能ハウスほがらか、グループホームほがらか、サービス付き高齢者向け住宅さんシティハウス、みゆきの里総合相談支援センター、在宅総合支援センター、株式会社笑健の総称である。

出典：「介護老人保健施設ぼたん園における災害時のマネジメントー平成 28 年熊本地震を体験して施設の役割についての提言ー」（介護老人保健施設ぼたん園看護師永野トシ、副施設長橋口玲子、2016 年 7 月 5 日発行、介護チームマネジメント、日総研出版）から引用。

2. 被災概要（被災年、被害の概要、避難の経験、避難場所、移動手段、避難の判断等）

（１）被災年、被災した自然災害	2016年 熊本地震
（２）当時の避難場所	立退き避難（敷地内）

3. 非常災害対策計画、避難確保計画作成・見直しにあたって重視している（した）こと、内容、工夫点等

（１）計画作成にあたっての基本的考え方

- ・熊本地震発生当日、当法人では、災害対策本部を立ち上げ、災害対応を行った。
- ・今後、同様の災害が発生した場合に備え、各施設が災害対応を行う際の指針を作成し、法人と情報共有や役割分担をしながら、入院入所者の安全確保から業務継続に向けた対応を行えるよう、法人をトップとした「震災対応マニュアル」を作成した。

（２）施設・事業所、設備の理解、安全対策（通信手段の確保、確認を含む）

- ・熊本地震の際、職員間で連絡を取り合うシステムがなかったので、携帯電話で連絡してもらうしか方法がなかったのだが、非常につながりにくかった。
- ・そのことを教訓に、熊本地震後、民間の事業者がつくったソフトを用いて、法人全職員の携帯電話に、一斉に情報を送るシステムを導入した。全職員が PC を持っているわけではないので、職員一人一人に情報を伝えるのに、非常に重要なシステムである。それぞれの施設独自での運用も可能になっている。

(3) 指揮命令系統、職員の役割分担の検討、整理

●指揮命令系統の明確化

- ・震災直後、みゆきの里及び各施設の幹部職員が集まって、毎朝、情報共有と今後の対策を検討する会議を開くこととした。みゆきの里には 10 施設 20 事業所があるが、各施設の入所者の状況や不足物資がないかといった情報を集めた。

●職員の役割分担の明確化

- ・震災直後から、入所者の安全確保に加え、物資の確認や確保、自治体とのやりとり、近隣住民やボランティアの受け入れ対応と、同時期にさまざまな業務が発生した。通常業務の継続と、被災時に発生する業務とが同時期に混在することを実感した。みゆきの里及び各施設でばらばらの対応をしては非効率だったり、負担が偏ったりしてしまうので、被災時の経験をもとに、職員の役割分担を明確化した。

(4) 被災時の記録、被災経験にもとづいたふりかえり、非常災害対策計画の見直し

●記録化

- ・毎朝の対策会議や、それぞれの役割を通じて、同様の災害が発生した場合に備え、震災対応マニュアルを作成する必要性が確認された。そのため、当時の対応や課題をきちんと記録を残すこととなった。
- ・同時期に次から次へといろいろなことが起こるので、記憶が薄れないようにきちんと記録に残すこと、それを踏まえたマニュアル作成をする必要性を強く感じており、震災から約 2 か月でマニュアルを作り上げた。

●各施設職員が参加した PT 結成による震災対応マニュアルの作成

- ・それぞれの施設の課題も吸い上げる必要があったので、各施設から一人ずつ参加してもらう PT を結成した。幹部クラスの施設長やリーダークラスは現場の指揮監督で席が外せないのので、各施設で動ける若いメンバーにも参加してもらった。
- ・結果的に、さまざまな年齢や立場、職種からの意見が出され、全員にとってわかりやすい、項目を絞り込んだり、図式化したりしたマニュアルを作成することができた。

2. 高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めることに資すると考えられる取組

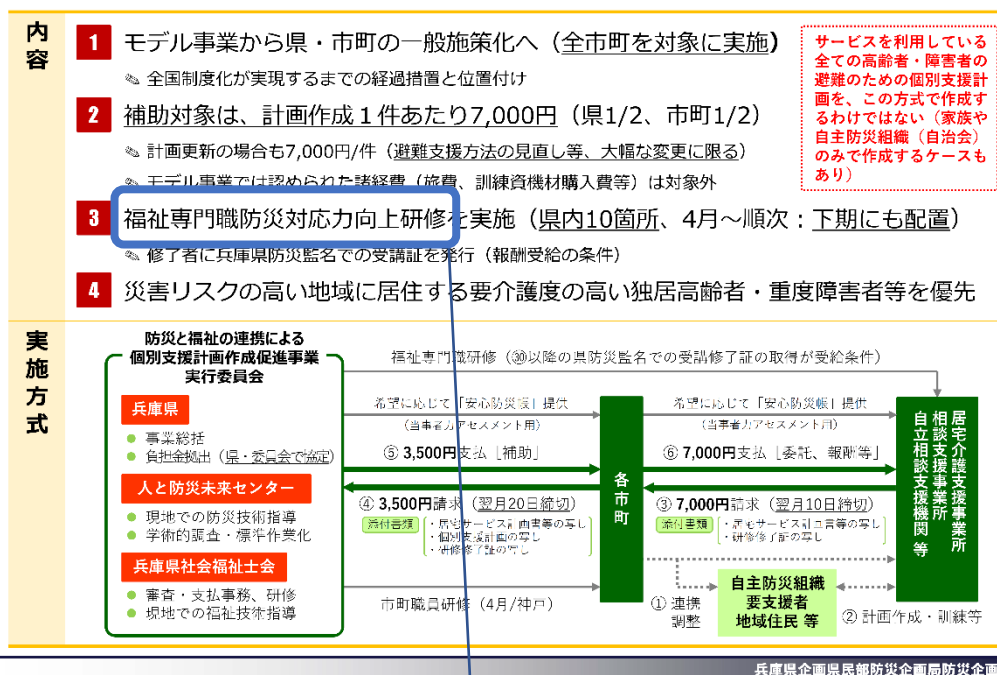
2-1. 兵庫県：「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業」

1. 取組開始年、開始した背景等

- ・平成29年3月、ひょうご防災減災推進条例を改正し、従来からの県、県民による防災減災の取組推進に加え、市町、事業者、自主防災組織の取組も新たに明記した。特に、自主防災組織等による個別支援計画の策定促進のための市町条例の制定を促す等を記載した。
- ・当事業については、近年の風水害による避難行動要支援者の死亡率が高いことを受け、平成29年度にワーキングチームを結成し、検討を開始した。
- ・平成30年度、丹波篠山市（高齢者）、播磨町（障害者）をモデル自治体として取組を開始。
- ・大分県別府市の防災と福祉が連携して個別支援計画を作る取組を参考に、学識者の指導の下、平成30年度から令和2年度にかけて、全県展開を図る仕組みを構築した。
- ・自主防災組織に、自治会、市町の職員、民生委員、福祉専門職の力を借りることで、より実効性のある計画を作れる仕組みとした。

2. 取組概要

06 令和2年度事業の概要



本ヒアリング調査で特に聞き取りを行った内容：福祉専門職に対する研修内容（高齢者福祉施設・事業所職員が、個々の利用者の避難支援を行うにあたり、求められる研修内容等を学ぶ）。

出典：「資料 4-1 防災と福祉の連携促進モデル事業の取組について（兵庫県発表資料）」（令和2年6月19日、内閣府（防災担当）、令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ第1回）

03 事業の標準的な流れ

行政職員 福祉専門職
自主防災組織



参考 01 福祉専門職対象防災対応力向上研修

- 計画作成の対象者を担当するケアマネジャー・相談支援専門員等が対象
- 演習を中心に構成し、修了者には兵庫県防災監名の修了証発行

昨年度
開催実績

- 県内7会場・計10回開催 9:55～16:30
（5/28神戸、6/4姫路、6/11篠山、6/18神戸、7/5豊岡、8/1加古川、8/19姫路、9/2洲本、9/12神戸、12/11三門）
- 受講修了者には**兵庫県防災監名の修了証**を発行

	プログラムのねらい	時間	内容（予定）
プログラム1	DVD視聴 別府市での実践事例	20分	
プログラム2	社会モデルとして障害を考える・災害と防災リテラシーの基礎を身に付ける	80分	■ 障害の社会モデル ■ 防災リテラシーとハザード ■ 専門職による個別支援計画作成の必要性・計画作成の手順 ■ 多職種間連携とエンパワメント
プログラム3	個別支援計画作成のための当事者アセスメントする	80分	■ 災害による日常生活への影響 ■ 当事者への防災力アセスメント演習 ■ 個別支援計画の素案作成演習
プログラム4	個別支援計画作成のための調整会議（ケース会議）を模擬的に体感する	120分	■ 調整会議（ケース会議）の意義 ■ エコマップの作成演習 ■ 個別支援計画の作成演習 ■ 全体発表

兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課

出典：「資料 4-1 防災と福祉の連携促進モデル事業の取組について（兵庫県発表資料）」（令和2年6月19日、内閣府（防災担当）、令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ第1回）

●研修概要

- ・研修対象：福祉専門職（高齢者：ケアマネジャー、障害者：相談支援専門員）などがこの研修を受講している。
- ・一日かけての研修で、午前中に別府市での実践事例や実際に被害に遭われた岡山県倉敷市真備町での証言映像を見る等を通じた事例の理解。午後は、個別支援計画の作成や、地域の関係者（自治体職員、民生委員等）や要支援者本人を交えた個別支援計画作成会議等のロールプレイを体験する。
- ・ステップ2：県から社会福祉士会に委託。
- ・研修参加者の声：「防災と福祉が繋がっていることが理解できた」、「当事者に自分のこととして捉えてもらう必要があることを学んだ」、「地域とのつながりを作っていくことの重要性を感じた」等。

●個別支援計画の作成数

- ・個別支援計画は、在宅の方を対象としたもの。
- ・自主防災組織等で作っている計画の件数は、令和元年度6月現在で約4万5千件ほど。避難行動要支援者は県全体で40万人ほどいるので、作成済の割合は10%程度。
- ・計画ができ上がるまでの期間は千差万別。ステップ3～6を一日で行うパターンもある。一つ一つのステップをきっちり踏んでいくパターンもある。

3. 事業の評価と今後の展開

●事業の評価

- ・保健師や看護師とのネットワークを広げて、医療従事者にも関わってもらう必要性を認識し、勉強会を実施予定の自治体がある。
- ・標準作業プロセスの負担感が大きく、プロセスの簡略化を求める意見もある。現在、7ステップあるが、1つずつ踏んでいくと大変。そのため、本事業だけでは個別支援計画の作成数が増えないという面もある。実効性の確保と作成数の向上を両立させるための検討が必要。

●福祉部局と防災部局の連携の必要性

- ・在宅者の避難の実効性を高めるには、地域一体となって進める必要があるため、市町の防災部局と福祉部局の連携が一番重要。県の防災と福祉両部局がお互いにアプローチして、市町でも同様に連携の意識を高めていただくことを継続する。

●今後の展開

- ・サブワーキングでの報告等によって、災害対策基本法改正の動き（市町村による個別支援計画作成の努力義務化）や、交付税措置などの動きが見られる。今後、全国の自治体でこうした取組が進み、避難行動要支援者の避難にあたって実効性が高まることを期待したい。

2-2. 愛媛県:「社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン」、「社会福祉施設防災力強化支援事業」

1. 「社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン」の作成

(1) 取組開始年、開始した背景等

- ・平成 28 年 8 月に発生した、岩手県のグループホームの被災事例を契機に、平成 28 年 11 月、高齢者施設の所管課である長寿介護課が担当し、作成した。
- ・実際に、当県でも、直近では平成 30 年 7 月の西日本豪雨に見舞われ、河川の氾濫、土砂崩れなど、愛媛県の南部地域を中心に被災した。土砂崩れでは特養が 1 施設、河川の氾濫による浸水では複数施設に被害が生じた。幸いにして、施設の関係者でお亡くなりになられた方はいなかった。南海トラフ地震による津波予測もあることから、防災意識は高い県だと認識している。

(2) 取組概要

- ・ガイドラインでは、社会福祉施設等の設置者が策定する、各施設における非常災害対策計画の点検・見直し項目を具体的に示すことを目的として、確認項目や留意点等を示している。
- ・確認項目は、以下である。
 - －(1) 施設の立地条件、周辺環境
 - －(2) 災害発生時の組織体制
 - －(3) 災害発生時の緊急連絡網、通信手段
 - －(4) 施設の利用者に関する情報把握
 - －(5) 災害に関する情報の入手方法
 - －(6) 災害警戒体制の確立と避難を開始する時期、判断基準
 - －(7) 避難行動の確認
 - －(8) 物資の備蓄、施設・設備の定期点検
 - －(9) 避難訓練等の実施、検証
 - －(10) 地域の関係機関や住民等との協力体制
- ・全国的に大きな災害が発生するたびに、注意喚起とあわせて、このガイドラインの内容について周知を行っている。

2. 「社会福祉施設防災力強化支援事業」の実施

(1) 取組開始年、開始した背景等

- ・平成 28 年 11 月に作成したガイドラインを活用し、施設が作成した計画に対する専門的知見のある第三者による助言等を通じた、社会福祉施設における避難の実効性の向上支援を目的とした事業である。平成 29 年度から開始。
- ・対象：社会福祉施設（高齢者福祉施設、児童養護施設、障がい福祉施設等）

(2) 取組概要

① 専門家等から、非常災害対策計画の見直し等に関する助言への補助

● 取組概要

- ・ 防災に関する専門機関（例：NPO 法人日本防災士会等）が施設に出向き、非常災害対策計画の内容をガイドラインの点検・見直し項目に沿って確認し、効果的な避難訓練の実施、改善に向けた指導、助言を行い、実情に応じた実効性の高い計画の策定を支援する。この実地指導を受ける経費を補助する取組である。
- ・ 取組形態：施設から防災に関する専門機関に依頼し、実地で指導を受ける。指導の終了後、施設において非常災害対策計画の改善を行い、改善後の非常災害対策計画の提出をもって事業の完了となる。

● NPO 法人日本防災士会に相談した経緯

- ・ 取組開始にあたり、内容等を検討していたところ、日本防災士会本部にご相談する過程で、当会に愛媛県支部が発足するタイミングと重なることが分かり、以降、当会愛媛県支部に協力いただいている。

● 防災力強化支援事業の利用実績

- ・ 防災力強化支援事業の利用実績は以下の通り。施設数の多い高齢者施設の利用数が多くなっている。
 - －平成 29 年度：35 施設（児童 1、障害 9、高齢 25）
 - －平成 30 年度：23 施設（児童 0、障害 6、高齢 17）
 - －令和元年度：8 施設（児童 1、障害 0、高齢 7）

② 社会福祉施設向けの研修

● 取組概要

- ・ 県では、社会福祉施設の個々の事情に即した防災体制の整備を支援するための施設管理者向け研修会や、事前の備えや災害発生時の対応を学ぶ居宅サービス事業者向け研修会を実施している。
- ・ また、研修の場を通じて、施設に対し、時宜に応じた制度改正や被災施設の対応事例等の情報提供を行っている。
 - －平成 30 年度：水防法の改正に伴い、主に避難確保計画の説明等。
 - －平成 31 年度（令和元年度）：西日本豪雨のときに被災した施設の方から被災時の状況や、施設で備えて置くべきことの説明等。
- ・ 今後も、社会福祉施設の防災力向上に向けて、当事業のさらなる活用を検討している。

③庁内他部局との連携

●土木部局

- ・水防法や土砂災害防止法を所管する土木部局と、相互の研修の場で、避難確保計画の策定に係る留意点やガイドラインの内容等について説明を行っている。
- ・また、相互に各法令等にもとづいた「非常災害対策計画」、「避難確保計画」の、県内施設の策定状況の共有や策定率向上に向けた推進策の検討等を行っている。

●防災部局

- ・当県の防災部局では、「愛媛県防災士養成講座（企業・団体職員等分）」を実施している。
- ・目的：地域に密着している企業・団体職員、社会福祉施設職員への防災士の資格取得を支援することで、少子高齢化に伴う人口減少による地域コミュニティの脆弱性を補完するとともに、更なる地域防災力の強化を図る。
- ・対象（抜粋）：県内に在住の者で、次に掲げる企業・団体、社会福祉施設を運営する法人のいずれかから推薦を受けた当該企業・団体等に所属する職員。
 - ― 県と災害時応援協定を締結している企業
 - ― 県と災害時応援協定を締結している団体及びその会員となっている企業
 - ― 県内に社会福祉施設を設置している法人 等

※（愛媛県 HP から趣旨を変えない程度に引用（<https://www.pref.ehime.jp/h15350/bousaisi/kigyousai2019.html>））

【令和2年度社会福祉施設防災力強化支援事業概要】

令和2年度社会福祉施設防災力強化支援事業 概要

- 目的**
社会福祉法人等が社会福祉施設において、地域の実情に応じた実効性の高い非常災害対策計画（避難確保計画）とすべく、当該計画の点検・見直し（新たな策定を含む、以下同じ）を支援し、もって、当該社会福祉施設の入所者等の安全・安心の確保を図る。
- 事業内容**
社会福祉施設において、県が策定した社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の留意点を踏まえた非常災害対策計画（避難確保計画）とすべく、点検・見直しを行うため、防災関係機関（法人格を有する団体）から受けた実地指導に係る経費の一部を補助する。
- 事業の対象施設**
次の施設（又は次のサービスを提供する施設）を対象とする。
【児童施設】 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 等
【障害福祉施設】 施設入所支援、グループホーム、宿泊型自立訓練、障害児入所施設、児童発達支援センター 等
【高齢者施設】 介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、グループホーム、養護老人ホーム、介護老人ホーム、有料老人ホーム（サ高住含む） 等
- 事業実施時期（防災関係機関による実地指導を受ける期間）**
補助金交付決定通知後から令和3年2月末頃
※補助金の交付申請等の手続は、本事業の利用希望をいただいた施設へ後日、改めてお知らせする。
- 補助対象経費及び補助額**
対象経費は、ガイドラインの留意点を踏まえた社会福祉施設の非常災害対策計画とすべく、点検・見直しを行うため、防災関係機関から受けた実地指導に係る経費（防災関係機関への謝金等）を対象とする。
県からの社会福祉施設へ補助する金額は、1施設に対し、2万5千円を上限とし、対象経費の2分の1（千円未満は切捨て）とする。
- 留意事項等**
(1) 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。
(2) 事業完了後、防災関係機関からの実地指導を受け、点検・見直しを行った社会福祉施設の非常災害対策計画（全文）のほか、別途、県が定める様式等を本事業の実績として提出する。
(3) 県予算の都合上、本事業の対象は40施設を上限としている。上限を超える本事業の利用希望施設がある場合は、別紙事業利用希望調査票の“施設の現状”等を考慮し、県において対象施設を決定する。
(4) 社会福祉施設へ実地指導を行う防災関係機関は、各社会福祉施設において任意に選定

することとなるが、法人格を有し、当該団体の定款等に防災に係る事業を実施する旨の規定のある団体とする。

なお、実地指導を行う防災関係機関の例として、NPO法人日本防災士会*の実地指導等の内容を以下のとおり示しますので参考としてください。

※NPO法人日本防災士会（以下「日本防災士会」という。）

- ・主たる事務所の所在地：東京都千代田区平河町

連絡先：03-3263-1678

・日本防災士会ホームページ：http://www.bousaisikai.jp/index.html

【指導方法】

実地指導を行う社会福祉施設（以下「施設」という。）へNPO法人日本防災士機構の認定を受けた防災士（複数名）を派遣し、県が策定しているガイドラインを踏まえた指導を実施します。

指導期間は、1日（2～3時間程度）を予定しています。

【指導に要する経費】

指導料として5万円＋指導場所（施設等）までの旅費（実費）

※旅費は派遣される防災士の発着場所により異なります。

※派遣される防災士は、可能な限り県内（日本防災士会愛媛県支部）から派遣します。

ただし、日程等によってはや遠方からの派遣になる場合があります。

※指導に要する経費の支払方法に関しては、具体的な実地指導の日程等の調整後、（施設側からの依頼による）御見積書の送付 → 実地指導の実施 → 請求書の送付 → 請求書の指定口座に施設側で御支払 という流れになります。

多数の施設から御依頼いただいた場合の事務処理軽減の観点から、簡素な事務処理方法とし、契約書等の上記以外の書類作成は対応いたしませんので、予め御承知ください。

【指導の実施時期】
施設との個別調整により決定することになります。
※日本防災士会による実地指導を希望する場合は、（別紙様式）事業利用希望調査票の（1）実地指導を行う防災関係機関欄に「日本防災士会」と記載してください。記載いただいた施設については、連絡先等を県で取りまとめるうえ、日本防災士会へ情報提供します。

後日、日本防災士会から記載いただいた施設へ直接連絡がありますので、具体的な実地指導の実施時期等に係る必要な調整を行っていただきます。

【その他】

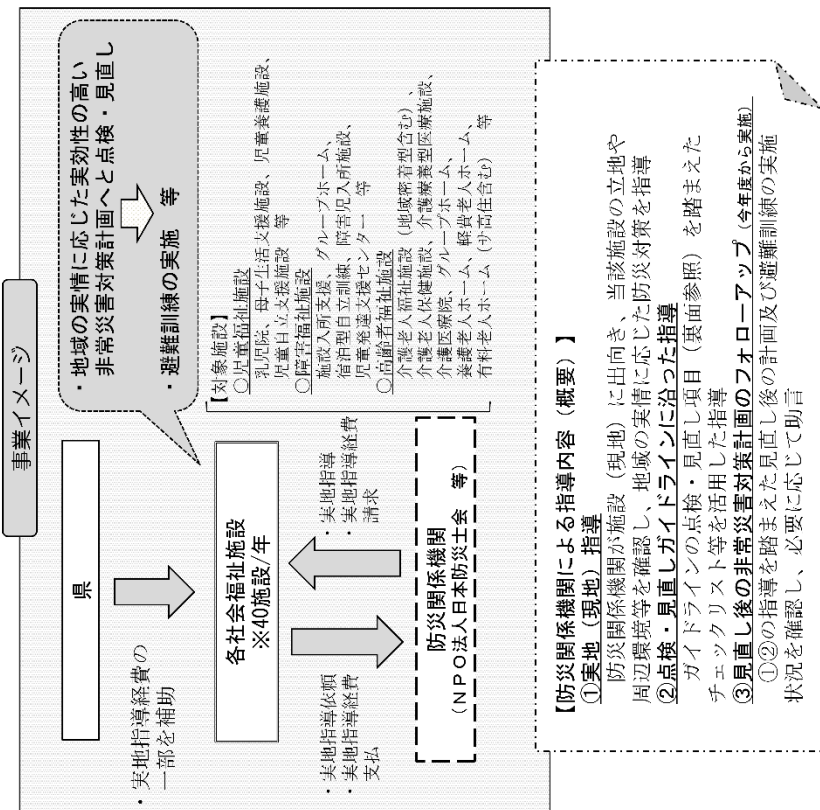
日本防災士会では、効果的な実地指導を行うため、事前に施設で策定している非常災害対策計画の提供をお願いしています。当該計画も県で取りまとめる上、日本防災士会へ提供しますので、別紙事業利用希望調査票と合わせて、送付をお願いします。＜事業利用希望調査票及び非常災害対策計画の送付先＞

（郵送の場合） 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部生きいい推進局長兼介護課
（メールの場合） jimo-yuuda@pref.ehime.lg.jp

【令和2年度社会福祉施設防災力強化支援事業（イメージ）】

【県社会福祉施設防災力強化支援事業】

○社会福祉施設の非常災害対策計画に係る点検・見直しを支援するため、社会福祉施設が防災関係機関から受ける実地指導に係る費用の一部を補助
(1施設：補助率：1/2、上限額：25,000円)



ガイドラインの点検・見直し項目（概要）

- ①施設の立地条件、周辺環境
- ②災害発生時の組織体制
- ③災害発生時の緊急連絡網、通信手段
- ④施設の利用者に関する情報把握
- ⑤災害に関する情報の入手方法
- ⑥災害警戒体制の確立と避難を開始する時期、判断基準
- ⑦避難行動の確認
- ⑧物資の備蓄、施設・設備の定期点検
- ⑨避難訓練等の実施、検証
- ⑩地域の関係機関や住民等との協力体制

※ガイドラインの正式名称は「社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン」です。

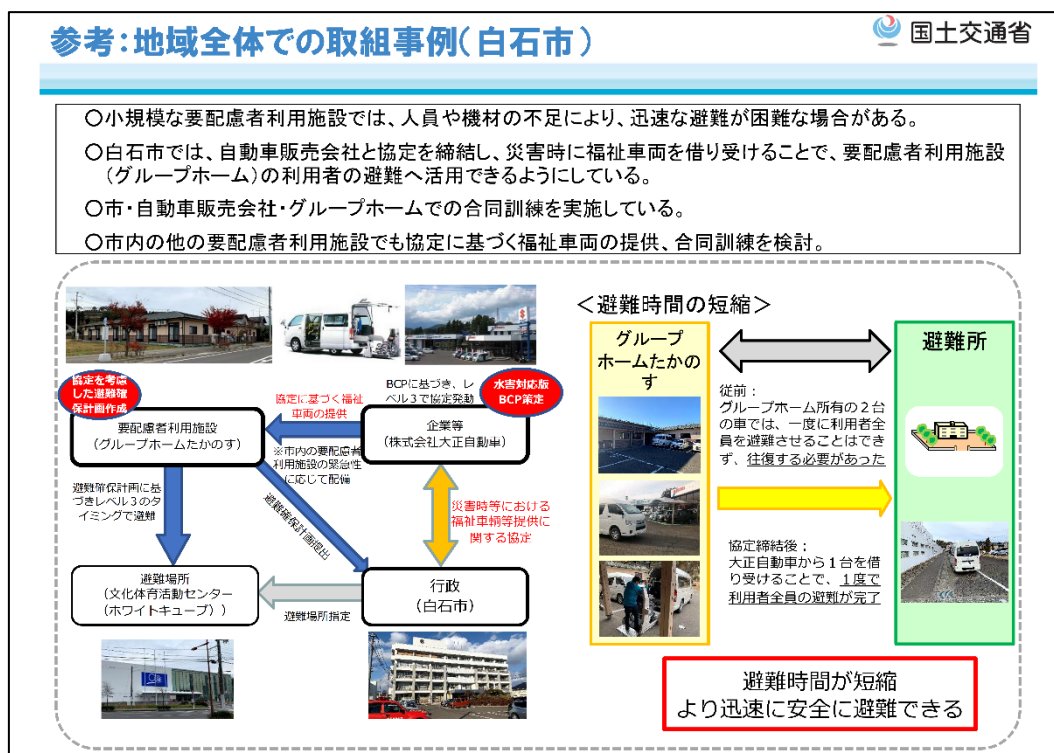
※愛媛県HPで「社会福祉施設等における非常災害対策について」と検索いただくと、ガイドラインの全文や非常災害対策計画の作成例が掲載されていますので、御確認ください。

2-3. 宮城県白石市：「災害時等における福祉車両等提供に関する協定」

1. 取組開始年、開始した背景等

- ・令和元年の台風19号の際、当市と民間自動車会社で、災害発生時に、同社所有の、車椅子を乗せられるワゴン車の無償提供に関する協定を締結した。
- ・実際、台風19号では当市も被害を受け、その被害地のひとつに、今回の移送対象となるグループホームがあった。
- ・この話とは別に、民間自動車会社と一般財団法人国土技術研究センターとが、災害時における移送手段の取り組みについて協議を行っており、令和元年12月、同センターから、グループホーム、民間自動車会社、同センター、当市とで、今後の災害時の移送車両の具体的な使用方法を確認するため合同訓練を実施した。

(2) 取組概要



出典：「202004「要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体等の取組事例集」(国土交通省 水管理・保全局河川環境課 水防企画室、令和2年4月、<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/torikumijirei.pdf>)

(3) 避難訓練

●避難訓練の概要

- ・この協定締結後、一度も被災による支援実績はない。しかし、避難訓練を通じて、関係者の対応や流れの確認、今後の検討課題を確認することができた。
- ・訓練の内容については、民間自動車会社と国土技術研究センターにおいて協議を行い企画された。
- ・流れとしては、市から出される、高齢者に関する避難準備に関する情報が発令されたと想定し、グループホームが避難の開始を行ったものである。

●避難訓練の効果

- ・実際に訓練をして感じたことは、仮に、再び大規模災害が発生した場合、福祉車両の提供をいただける取組はかなり有効な手段になると思われる。
- ・市としても、高齢者等の避難には時間を要すること、想定外に道路の亀裂が入ったり、通行止めになる可能性があること、大雨でフロントガラスが見えなくなること等、さまざまなことを想定し、市から避難準備に関する情報を早めに出さなくてはいけないということを、改めて強く認識することができた。

(4) 今後の検討課題：災害の種類や時間帯、被災状況による対応の難しさ

- ・風水害と、地震では、対応の仕方が変わってくるのかなとも感じた。
- ・また、夜間と日中でも全く状況が異なるため、実際この協定がどの程度機能するかというと、難しい面もあると感じている。主な想定は以下である。
 - ―夜間や、大規模災害時、民間自動車会社が車を持ってこられるか。
 - ―鍵を預かる市の窓口も災害の規模により混乱が想定され、対応できないのではないか。
 - ―グループホーム職員が車を運転するが、夜間は職員体制が少ないということもあり、市役所まで車を取りに来られるか、運転する人材を確保できるか等。

(5) 自治体が民間事業者間の協定に関与することについて

- ・複数の民間事業者間で協力関係を締結していただく際、当市のような規模の自治体であれば、市役所が橋渡し役を担うのがいいと思う。市役所側も要配慮者と言われる方が避難した場合に、避難所の生活ではまならないということを踏まえると、移動の場面だけでなく、中長期的な視野での支援が必要となる。そのような場合、市役所も関与して、事業者間、市役所と事業者との連携を進めることは必然なのかなとも思う。
- ・自助、共助、公助という取組の中で、いかにして共助と連携していくかが重要。連携する関係者が大きくなればなるほど、調整が必要になると思う。しかし、市役所が関与することで、調整役を担うことができるかなと思う。
- ・つまり、自治体は事前の準備や備えへの支援に関与できるが、発災時には、災害の規模が大きくなればなるほど、自治体は要配慮者利用施設だけに気を配ることはできなくなる。そのことを踏まえて、平常時／被災時に、自治体が行う取組、福祉施設が行う取組を検討する必要がある。

【「災害時における福祉車両等提供に関する協定書」】

災害時等における福祉車両等提供に関する協定書

白山市（以下「甲」という。）と株式会社 大正自動車（以下「乙」という。）とは、災害時等における福祉車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、社会福祉施設及び介護保険施設等で自力で避難することが困難な方の避難場所への移動の際、搬送車両が不足した場合等において、乙が所有する福祉車両等の提供に関し、必要な事項を定めることにより、災害応急対応活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲から福祉車両等提供の協力の要請があったときには、次の内容により協力するものとする。

（1）福祉車両等の提供

（2）その他甲が協力を要請する事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、福祉車両等提供の必要があると判断した時は、乙に対して福祉車両等提供要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（車両の提供方法）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する福祉車両等の引き渡し場所は、甲が状況により指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、この協定に基づき協力したときは、その活動内容について福祉車両等提供報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が、この協定に基づき協力した際に要した費用は無償とする。

2 ただし、使用した際の燃料代については、甲の負担とする。

また、費用を要する何らかの事業が発生した場合、甲乙協議して決定するものとする。

（車両の返却）

第8条 乙は、甲の業務が完了した場合、速やかに福祉車両等の返却を行うものとする。

2 甲は、前条の規定により費用負担が生じたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第9条 甲が、業務に従事する福祉車両等に事故等により損害を及ぼし又は、滅失した時は、乙は、乙が加入している保険を適用し、甲への費用請求を行わないものとする。

（連絡責任等）

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先電話番号（様式第3号）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（期間）

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年11月14日

甲 宮城県白山市大手町1番1号

白山市長 山田 裕



乙 宮城県白山市福岡深谷字地藏堂11番地1
株式会社 大正自動車

代表取締役 遠藤 寛



【「災害時における福祉車両等提供に関する協定書」にもとづいた避難訓練テスト】

地域連携による避難確保計画に基づく避難テスト

〇日時（仮）：令和元年1月27日（月）午後

〇場所：株式会社大正自動車、グループホームたかのす、ホワイトキューブ

〇想定スケジュール

想定時間	白山市 危機管理課	株式会社 大正自動車	グループホーム たかのす	避難場所 （ホワイト キューブ）
午後14時	レベル3発動 (P)	警戒体制、協定に基づく福祉車両の提供準備	警戒体制（避難開始）、施設車両で避難開始（武田氏）、白山市に福祉車両提供要請（P）	—
		連絡（P）		
午後14時10分	グループホームたかのすからの要請を受けて、大正自動車に福祉車両の提供を発令（P）	福祉車両をグループホームたかのすへ搬送開始	—	—
		車両移動		
午後14時30分	—	—	福祉車両をグループホームたかのすへ到着、避難開始（菅野氏）	—
			避難	
午後15時	—	—	—	（後方駐車場）避難完了

P：本テストでは省略

◎テスト終了後、グループホームたかのすに戻り、関係者（大正自動車、グループホームたかのす、市危機管理課（仮））から意見聞き取り

※訓練実施については、市危機管理課からホワイトキューブに連絡

※市広報または市危機管理課の参画予定（14時たかのす）

3. ヒアリング調査結果のまとめ

(1) 調査結果の概要：避難の実効性を高めるという観点から、非常災害対策計画の作成・見直しや避難訓練の実施にあたり、参考になると考えられる取組や考え方等

1) 複数の情報をもとにした、避難開始の判断基準や避難場所の判断、決定

ヒアリング調査協力施設・事業所では、施設の立地状況や過去の災害、建物の構造や階数、設備（非常用自家発電設備をエレベーターにつないでいるか等）、災害に関する情報、入所者（利用者）の状態像等、複数の情報をもとに、避難開始の判断基準や避難場所を総合的に判断、決定していた。

これらの情報は時系列に順を追って収集、検討されるものではなく、常に最新の情報をもとに判断がなされており、その判断のベースにあるのが「施設・事業所の立地に関するアセスメントにもとづいた被害に関する予測」や「入所者（利用者）情報の把握」であった。

「入所者（利用者）情報の把握」と、それにもとづいた移動時間の計測や、避難訓練を通じた計画の見直し、更新は「半年ペースで入所者（利用者）の状態像が変化すること、入所者（利用者）の入れ替わりがあること」という考えにもとづいていた。

2) 平常時からの対応の重要性

ヒアリング調査協力施設・事業所からは、被災時はいつも通りの慣れていることしかできないため、避難訓練を繰り返し行うことの重要性が指摘され、具体的には以下の取組が確認された。

○もともとオンラインで会議をしていた施設・事業所では、災害時にも違和感なくオンラインで対策会議や打ち合わせ等を行えた。

○勤務経験の長い職員が多い施設では、職員が避難訓練を通じて身に付けた車椅子を押すスピードや連携プレーが被災時の移動でもいかされた。

○入所者（利用者）には旅行と称し、日頃から避難場所である同法人他施設への移動に慣れてもらっていた。

等、その他数多くのエピソードが報告され、平常時の取組の積み重ねが、被災時でも落ち着いて行動することを可能とする基本であることを確認できた。

3) 関係機関や地域住民からの助言や協力をふまえた計画作成、避難訓練の実施、見直し

複数の施設・事業所では、自治体職員、消防職員、地域住民等に参加を依頼し、計画作成や避難訓練を実施していた。関係機関や地域住民等、地域を知る人材から、施設・事業所が立地する過去の被災状況等に関する助言を得て計画に反映させたり、避難訓練に関する助言を得たりして、見直しや更新にいかしていた。

これらの施設・事業所は、関係機関や地域住民等からの助言を計画立案や避難訓練に役立てることに加え、関係機関や地域住民等に対して、入所者（利用者）の動作や移動には時間が掛かること、避難に手助けを要すること等を理解してもらう機会としても積極的に位置づけていた。

他にも、地域住民からの助言をもとに避難場所の選定や避難開始の判断を行った事業所も

あり、関係機関や地域住民からの助言や協力を通じて避難の実効性を高めていることがうかがえた。

4) 人材育成の重要性

ある施設・事業所からは、想定外のことが次々に起こる被災時は、計画の有無以上に、その場その場で適切な判断ができる人材の育成が最も重要であり、それでも対応できない部分を補うものとしてマニュアルや計画がある、との指摘がなされた。「個々の職員の災害対応力の体得・向上」と「組織全体の災害対応力の底上げ」の両方の重要性が示唆される。

高齢者施設・事業所は、外国籍の職員、経験年数の短い職員等、さまざまな担い手によって構成されている。しかし災害発生時には、同施設・事業所の職員として、利用者の生命や安全の確保を最優先にした行動をとることが求められる。そのため、どの職員も統一した行動をとれるようになるために、繰り返しの人材育成や避難訓練、計画への位置付けが重要である。

5) 自治体による支援への期待

本事業では3自治体から話を聞くことができた。3自治体の取組や考え方に共通しており、そこから得られた示唆は2つである。

- ①自治体による高齢者施設・事業所に対する支援で期待できるのは「事前の準備段階」であること。
- ②自治体による高齢者施設・事業所への直接的な支援ではなく、専門家を通じた支援や、関係者間をつなぐ仕組みづくりであること、である。

ヒアリング調査協力自治体からは「自治体は事前の準備や備えへの支援に関与できるが、発災時には、災害の規模が大きくなればなるほど、要配慮者利用施設だけに気を配ることはできなくなる。そのことを踏まえて、平常時／被災時に、自治体が行う取組、福祉施設が行う取組を検討する必要がある。」という指摘がなされている。

発災時、自治体から多くの応援を期待することの難しさをふまえると、施設・事業所における、①平常時の準備、②発災時の初動対応の重要性が増す。施設・事業所の災害対応力向上に向けた平常時からの取組について、自治体との協力関係のなかで検討を重ねる必要性がうかがわれた。

（２）残された課題等

１）高齢者施設・事業所に作成が求められる計画の整理の必要性

ヒアリング調査対象施設・事業所からは、高齢者施設・事業所に作成が求められる計画が多いこと、一体的に作成してよいものかどうか分からないという意見が寄せられた。アンケート調査でも同様の結果が確認されており、検討委員会でも同様の意見があがっている。

特に、避難確保計画の作成も求められている地域に立地する施設・事業所にとっては、さらに負担が大きいことが推察される。

令和３年３月、厚生労働省と国土交通省で共同設置された「令和２年度７月豪雨災害を踏まえた高齢者介護施設の避難確保に関する検討会（第３回）」では「参考資料１：検討会のとりまとめを受けた具体策案」において「自治体から高齢者施設・事業所に対する、計画や訓練の内容の見直し等について助言・勧告する支援制度の創設」が盛り込まれた⁶。

高齢者施設・事業所にとって身近な自治体から、高齢者施設・事業所に作成が求められる計画に関する理解を促進する説明や周知がなされることを期待したい。

２）避難から業務継続までの一体的計画の必要性、受入側施設における対応内容の検討が必要

ヒアリング調査では、災害発生時に近隣住民や他施設・事業所の利用者、ボランティア等を受け入れた経験を有する福祉避難所に指定されている施設・事業所も対象とした。他施設・事業所の利用者を受け入れた施設からは、当該施設に避難している間に火災等の災害が発生した場合、自施設利用者と同様に避難させる責任がある一方で、情報共有や責任範囲の難しさに関する意見が寄せられた。また、ボランティアや医療者等の応援者を受け入れた施設・事業所からは、受け入れた効果がある反面、仕事のマッチングの難しさ（時間の経過により希望する仕事内容が変わり、必ずしも対応できる人材が来てくれているとは限らない）に関する意見も寄せられた。

本研究事業では「自施設・事業所の利用者の避難」に焦点を当てて検討を重ねてきたが、実際の被災時には「時間（避難＝初期対応とケアの継続）」や「人（自施設・事業所以外の人）」が混在する。今後、災害発生に伴う避難対応からＢＣＰ（業務継続計画）までの一体的な計画策定とともに、福祉避難所等に指定された受入側の高齢者施設・事業所における対応方法や体制整備等に着目した計画等の検討が必要と考えられる。

⁶ 「令和２年度７月豪雨災害を踏まえた高齢者介護施設の避難確保に関する検討会（第３回）」_「参考資料１：検討会のとりまとめを受けた具体策案」（令和３年３月１８日）

第4章

「高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために」 —非常災害対策計画作成・見直しのための手引き—

（令和2年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業））

「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」

高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために —非常災害対策計画作成・見直しのための手引き—

令和3（2021）年 3月

「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」検討委員会
（事務局：一般財団法人 日本総合研究所）

目 次

解説編	1
I. 高齢者施設・事業所において作成が求められる主な防災計画等の関係の整理	3
II. 本手引きで示す「非常災害対策計画」の概要と活用方法	5
1. 本手引きで想定している計画作成・見直しの目的と対象範囲（期間）	5
2. 本手引きで取り上げる内容（「非常災害対策計画」と「避難確保計画」の項目の整理）	6
3. 本手引きの活用方法	7
III. 「非常災害対策計画」作成・見直しにあたっての留意点	7
IV. 「非常災害対策計画」に盛り込む内容	8
1. 計画作成の目的	8
2. 計画の適用範囲	8
3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測	9
4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）	14
5. 入所者（利用者）の避難方法に関する情報整理	17
6. 避難場所、避難経路、移動手段	19
7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方	21
8. 災害に関する情報収集、整理	24
9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理	26
10. 連絡体制の整備	28
11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり	29
12. 備蓄品等の準備・確保	30
13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施	32
【参考】「計画作成・見直しの手順チェックリスト」	35
V. 災害時の対応（行動手順）	40
1. 火災	40
2. 地震	43
3. 風水害、土砂災害	46
4. 津波	50
参考資料	53
VI. 記入様式（記入例）	55
VII. 「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」検討委員会 委員名簿	72

解 説 編



I. 高齢者施設・事業所において作成が求められる主な防災計画等の関係の整理

介護保険法や老人福祉法に規定される高齢者施設・事業所には、防災に関する主な計画として、以下が義務付けられています。

- ①「非常災害対策計画」の作成及び避難訓練の実施
- ②「消防計画」の作成等

さらに、それぞれ対象地域（下表）に該当する施設・事業所の場合、③「避難確保計画」の作成、市町村への提出及び避難訓練の実施が義務付けられています。上記①②③の計画は各計画の項目を網羅すること等で、一体的に作成することが可能です。

非常災害対策計画・避難確保計画・消防計画の関係性の整理（根拠法令等）			
	非常災害対策計画	避難確保計画	消防計画
根拠法令等	○ 厚生省令又は厚生労働省令 ・【介護保険施設等】指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）等 ・【障害者支援施設等】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）等 ・【救護施設等】救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）等 ・【児童福祉施設等】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）等	○ 水防法（昭和24年法律第193号） ○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） ○ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）	○ 消防法（昭和23年法律第186号）
対象（※1）	社会福祉施設等（介護保険施設等、障害者支援施設等、救護施設等、児童福祉施設等）	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
義務（※2）	非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施	避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施	所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に提出。消火、通報及び避難の訓練の実施

※1 具体的な施設種別は、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号）、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年2月1日障障発0201第1号）、「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日社援保発0131第2号）、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について」（平成29年2月20日雇児総発0220第2号）により実施した点検の対象施設・サービス種別に記載のもの。

※2 児童福祉施設については原則努力規定。

出典：「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」（第1回、令和2年10月7日）_資料7「第1回検討会説明資料」、「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」（第2回、令和2年12月18日）_資料4「第1回検討会における意見に対する補足説明」等



非常災害対策計画・避難確保計画・消防計画の関係性の整理（計画に定めるべき項目）

○非常災害対策計画（厚生省令又は厚労省令）

- ・施設等の立地条件（地形等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時、等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数、所要時間、等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）、等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・関係機関との連携体制

非常災害対策計画に避難確保計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。

○避難確保計画（水防法、土砂災害防止法、津波法）

- ・計画の体制
- ・計画の適用範囲
- ・防災体制
- ・情報収集及び伝達
- ・避難の誘導
- ・避難確保を図るための施設の整備（※3）
- ・防災教育及び訓練の実施（※3）
- ・自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る）

- ・非常災害対策計画
- ・避難確保計画
- ・消防計画

○消防計画（消防法）

- ・自衛消防の組織に関すること
- ・防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること
- ・避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること
- ・消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること
- ・火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- ・防火管理についての消防機関との連絡に関すること（一部抜粋）

非常災害対策計画に消防計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。

※3 避難確保計画の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したとみなすことが可能。

出典：「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」（第1回、令和2年10月7日）_資料7「第1回検討会説明資料」、「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」（第2回、令和2年12月18日）_資料4「第1回検討会における意見に対する補足説明」等をもとに作成。

Ⅱ. 本手引きで示す「非常災害対策計画」の概要と活用方法

本手引きでは、以下の理由から、「非常災害対策計画（避難確保計画と一体でつくる場合を含む）」の作成・見直しを想定し、作成しました。

- ・消防計画は、消防法に基づき、既に作成されている施設・事業所が多いと推測されること
- ・近年、発生している風水害等の自然災害からの避難を重視したこと
- ・避難確保計画の一部（p. 4 図内の下線部分（※3））は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能なこと

なお、令和3年度介護報酬改定において義務化された「業務継続計画（BCP）」については、本手引き p. 6 を参照ください。

本手引きで対象とする計画の種類

高齢者施設・事業所において作成が求められる主な防災計画等の関係図（時間区分別）

作成主体		施設・事業所 (施設・事業所利用者向け)			自治体 (在宅高齢者向け)
対応する災害		災害全般 (火災、地震等)	水害、土砂災害等	火災等	災害全般 (火事、地震等)
区分	災害発生直前	非常災害対策計画 避難確保計画 消防計画 一体的に作成が可能			個別避難計画
	災害発生時				
	災害発生直後				
	災害発生後	一体的に作成することも可能			
	復旧	業務継続計画（BCP）			

1. 本手引きで想定している計画作成・見直しの目的と対象範囲（期間）

I を踏まえ、本手引きでは、計画作成・見直しの目的と対象範囲（期間）を以下と設定します。

- ・目的：災害時における避難の実効性を高めること（「避難時における入所者（利用者）の安全確保」）を目的とした計画
- ・期間：初動対応：現在の居所（自室・施設等）から避難場所まで避難するまでの期間（居所内の上階への避難、立ち退き避難を問わない）

※業務継続の観点は「避難時における入所者（利用者）の安全確保」に加え「入所者（利用者）の生活、ケアの維持」まで対象範囲が広がることから、本手引きでは記載の対象外とします。

2. 本手引きで取り上げる内容（「非常災害対策計画」と「避難確保計画」の項目の整理）

本手引きでは、「非常災害対策計画」と「避難確保計画」を一体的に作成・見直しを検討される場合に活用していただくことを想定しているため、わかりやすい表現・用語を用いて、両計画で盛り込む必要のある項目を網羅することとします。

本手引きで取り上げる内容	「非常災害対策計画」	「避難確保計画」
01. 計画作成の目的	－（項目なし）	計画の目的
02. 計画の適用範囲	－（項目なし）	計画の適用範囲
03. 施設・事業所の立地条件の把握と 災害予測	施設の立地条件	－（項目なし）
04. 利用者の避難方法に関する 情報整理	－（項目なし）	－（項目なし）
05. 避難場所、避難経路、移動手段の検討	避難場所 避難経路 避難方法	避難の誘導
06. 避難を開始するタイミング、判断の考え方	避難を開始する時期、判断基準	避難の誘導
07. 災害に関する 情報収集、整理	災害に関する 情報の入手方法	情報収集及び伝達
08. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）	災害時の連絡先及び通信手段の確認	避難確保を図るための施設の整備
09. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理	災害時の人員体制、指揮系統	防災体制
10. 連絡体制の整備	災害時の連絡先及び通信手段の確認	情報収集及び伝達
11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり	関係機関との連携体制	防災体制
12. 備蓄品等の準備・確保	－（項目なし）	避難確保を図るための施設の整備
13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施	－（項目なし）	防災教育及び訓練の実施

【補足】

本手引きでは、以下を想定して作成しています。施設・事業所の状況に応じて適宜加筆修正してください。

本手引きで想定している状況	左記の状況に該当しない場合の留意事項
業務継続計画（BCP）と一体的に作成しない場合	業務継続に向けた取組の強化として、令和3年度介護報酬改定において、全ての介護施設等を対象に、3年の経過措置期間を設けた上で、業務継続計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられました。 詳細は、厚生労働省 HP に掲載されている「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」等を参考にしてください。 【参考】厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/dougai_00002.html 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について ＜自然災害編＞ ・自然災害発生時の業務継続ガイドライン ・ひな形
施設・事業所が福祉避難所に指定されていない場合	福祉避難所に指定されている場合、施設・事業所の状況に応じて記載の加除修正をご検討ください。
自衛水防組織を設置していない場合	自衛水防組織とは、各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。要配慮者利用施設には、<u>自衛水防組織の設置の努力義務</u>が課せられています（水防法第15条の3第6項）。 そのため、自衛水防組織を設置する場合、自衛水防組織の業務に関する事項の追記をご検討ください。

3. 本手引きの活用方法

本手引きでは以下について掲載しています。新たに「非常災害対策計画」²を作成する施設・事業所の方、既存の「非常災害対策計画」がある施設・事業所の方も、各施設・事業所の状況をふまえて、適宜自由にご参考にしてご活用いただければと思います。

- ・「非常災害対策計画」作成・見直しの作成手順と留意点等及びチェックリスト
- ・「非常災害対策計画」の作成・見直しの際に活用いただくための記入様式や各種参考様式集（弊所 HP から Word 及び Excel 形式でダウンロード可能）

<「非常災害対策計画」作成、振り返り・見直しの観点>

- ・「避難時における入所者（利用者）の安全確保」という点に照らして、現在の計画や避難訓練の内容は十分か。
- ・現在、不十分だとしたら、どのようにして改善するか。
- ・どの項目から改善に取り組むか（優先順位）
- ・いつまでに取り組むか（期限）等。

Ⅲ. 「非常災害対策計画」作成・見直しにあたっての留意点

本手引きでは、災害の種類や程度（事前に予測できる災害（水害）、予測が難しい突発的に発生する災害（火災、地震、津波、土砂災害）を問わず「避難時における入所者（利用者）の安全確保」を最優先事項とした場合には、次の3点が重要と考えます。以下をふまえ、「非常災害対策計画」作成・見直しにあたっての留意点を記載します。

<「避難時における入所者（利用者）の安全確保」を最優先事項とした場合に重要なこと>

- ・「いつ、どこに、どうやって避難するか」の判断と行動（避難のタイミング、場所、移動手段の判断と行動）。
- ・発災時、全職員が同じ判断と行動をできるようにすること。
- ・避難訓練の実施と振り返りの積み重ねにより、「非常災害対策計画」と避難訓練の内容を見直し、更新すること。

【「非常災害対策計画」作成・見直しにあたってのポイント】

- （1）「非常災害対策計画」作成・見直しは「避難時における入所者（利用者）の安全確保」という目的実現のための手段と位置付けること
- （2）「避難時における利用者の安全確保」という目的実現のために、「非常災害対策計画」作成・見直しを PDCA サイクルの一環に位置付け、定期的な計画見直しや避難訓練の実施を計画に記載すること
- （3）発災時、全職員が行動できるようにするために、シンプルな計画であること（基本的なルール、手順がシンプルであること）
- （4）平常時の対策を重視すること（施設・事業所の環境や設備の整備、関係構築、災害に関する知識や理解を深める人材育成、避難訓練の実施と振り返りの積み重ね等）

² 「防災マニュアル」「災害対応マニュアル」等、計画の名称は問いません。

IV. 「非常災害対策計画」に盛り込む内容

1. 計画作成の目的

◇解説・ポイント◇

- ・施設・事業所の立地条件や利用者特性、運営方針と整合性を保ち、計画作成の目的を記載します。
- ・高齢者施設・事業所に義務づけられている「非常災害対策計画」、「消防計画」のほか、浸水や津波、土砂災害等の災害警戒区域等に立地する場合には「避難確保計画」も含めた一体的な作成が効果的です。

【まずはチェック！】³

		チェック
1	(新しく「非常災害対策計画」を作成する場合) 計画作成の目的をどのように位置づけますか。	
2	(すでに「非常災害対策計画」を作成済みの場合) 計画の目的を明記していますか。	

2. 計画の適用範囲

◇解説・ポイント◇

- ・この計画の適用範囲を記載します。
- ・適用対象とする入所者(利用者)数について、日中・夜間帯別に記載します。
- ・適用対象とする職員数について、日中・夜間帯別に記載します。
- ・また、地域住民のほか、災害協定を結んでいる団体・企業など、災害発生時に応援要請が可能な人数を確認しておきます(外部の避難支援者)。

【まずはチェック！】

		チェック
1	計画の対象となる入所者(利用者)の範囲を明確にしていますか。	
2	計画の対象となる職員の範囲を明確にしていますか。	
3	災害発生時に応援要請が可能な人数を確認していますか。(地域住民、団体・企業等)(外部の避難支援者)	
4	計画で対象とする災害の種類を明確にしていますか。	

³ 「IV. 「非常災害対策計画」に盛り込む内容」(p. 8～39) で掲載しているチェック項目は、以下の資料等をもとに作成したもの。

- ・「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日、老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号、厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長)
- ・「社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について(依頼)」(令和3年度2月24日、国水環防第32号、国水砂第109号、老高発0224第2号、子子発0224第1号、社援保発0224第1号、障障発0224第1号、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長、厚生労働省老健局高齢者支援課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)

3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測

◇解説・ポイント◇

- ・施設・事業所の立地場所(周囲の環境)によって、予測する必要のある災害も異なります。施設・事業所がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるかをしっかり把握しましょう。
- ・各市町村が作成する地域防災計画やハザードマップ等を入手したり、消防署や地域に長く住む住民の方から話を聞いたりして、施設・事業所の立地条件について確認しておきましょう。

計画作成時、もともとこの地域に住んでいた区長さんや町内会長さんからこの地域のあの場所は、昔どついうふうに浸水した等ご助言をいただき、現実に即した計画を作成することができました。(ヒアリング調査より)



【まずはチェック！】

		チェック
1	施設・事業所の立地条件について、定期的に確認していますか。 ※施設・事業所が浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)に該当している場合、「避難確保計画」の作成が義務付けられています。	
2	市町村等が作成している地域防災計画やハザードマップを定期的に確認していますか。	
3	建物の被災リスクや危険箇所について、定期的に把握・確認していますか。	
4	施設・事業所の立地環境や建物等の災害リスクについて、防災の専門家等から助言を得る機会がありますか。	

【参考:水害、土砂災害に関する情報源(例)】

- ・水害:洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域
市町村地域防災計画から確認できます。
 - ・土砂災害:土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、雪崩危険箇所
都道府県が公表している土砂災害警戒区域や市町村が作成しているハザードマップ等を参考に確認できます。
- ※「国土交通省ハザードマップポータルサイト」からも確認することが可能です。

【参考:国土交通省ハザードマップポータルサイトを活用した災害リスクの把握】

＜1＞「重ねるハザードマップ」の活用

国土交通省ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」では、施設の住所を入力することで、施設周辺の洪水、津波、土砂災害、道路防災情報の4種類の災害リスク情報を地図に重ねて表示することができます。

「重ねるハザードマップ」で表示される災害リスク情報は以下の表のとおりです。また、災害の種類ごとに市町村が指定する「指定緊急避難場所」を表示することができます。

図 2 ハザードマップポータルサイトの画面 <<https://disaportal.gsi.go.jp/>>



＜「重ねるハザードマップ」で表示される情報＞

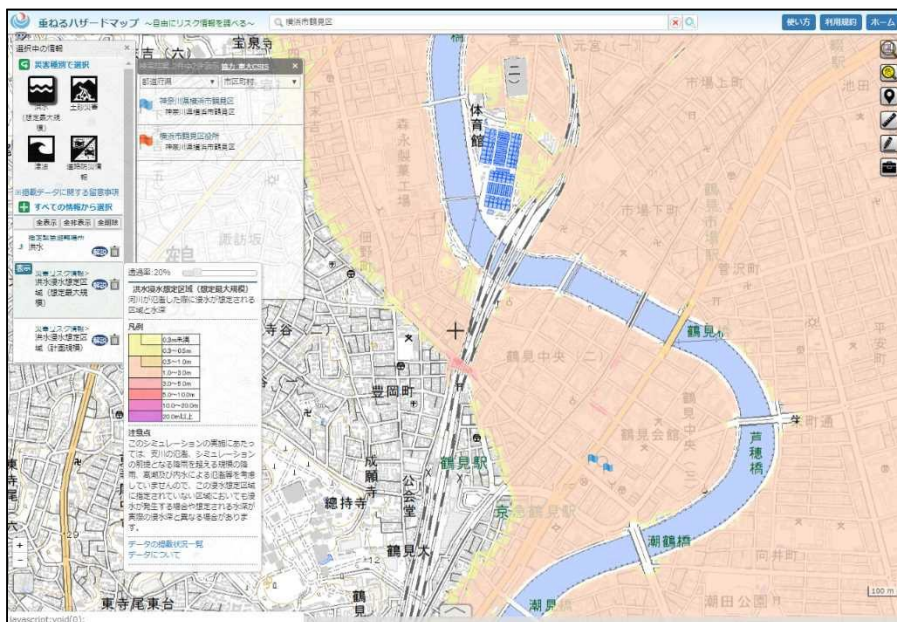
災害の種類	表示される災害リスク情報	留意点
洪水(想定最大規模) 洪水(計画規模)	浸水想定区域 浸水深(色分け表示)	・ 想定最大規模の浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫危険区域については、国土交通省(国管理区間)又は都道府県(県管理河川)から公表されている最新の情報を確認してください。
津波	津波災害警戒区域 浸水深(色分け表示)	・ 都道府県から公表されている最新の情報を確認してください。
土砂災害	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 土石流危険渓流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所 雪崩危険箇所	・ 都道府県(砂防部局)や市町村から公表されている最新の情報を確認してください。
道路防災情報	道路冠水想定箇所 事前通行規制区間	・ 内水によって影響が及ぶ箇所の情報となります。

出典:「避難確保計画作成の手引き_解説編」(令和2年6月、国土交通省水管理・国土保全局)

なお、「重ねるハザードマップ」では、国土交通省及び都道府県から浸水想定区域図等の情報が公表された後、サイト上に更新が反映されるまで時間を要します。

そのため、これら災害リスクに関する最新の情報は、国土交通省、都道府県及び市町村に問い合わせ確認してください。

<「洪水（想定最大規模）」の表示情報（浸水深を色分け表示）>



出典：「避難確保計画作成の手引き_解説編」（令和2年6月、国土交通省水管理・国土保全局）

<2>「わがまちハザードマップ」の活用

国土交通省ハザードマップポータルサイトの「わがまちハザードマップ」では、施設がある市町村を入力することで、各市町村が作成・公表しているハザードマップを検索・閲覧して、施設周辺の洪水、津波及び土砂災害等の各種災害リスクの範囲及び指定緊急避難場所等の情報を確認することができます。

<ハザードマップポータルサイトの画面 <https://disaportal.gsi.go.jp/>>

出典：「避難確保計画作成の手引き_解説編」（令和2年6月、国土交通省水管理・国土保全局）

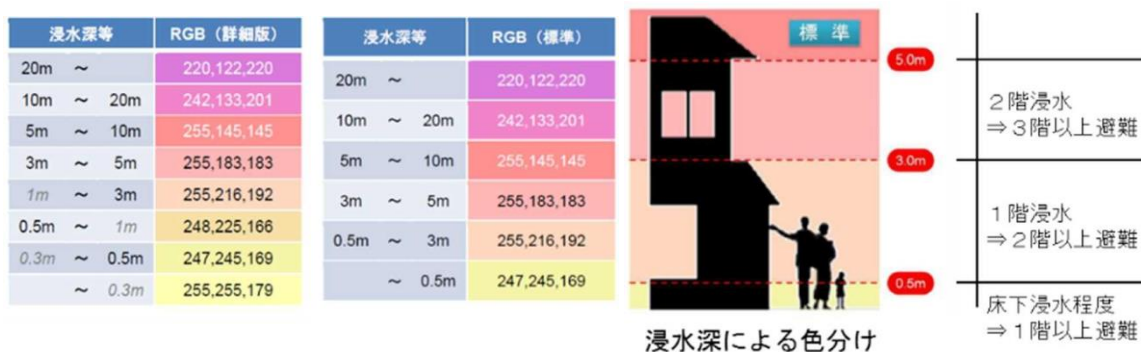
◇洪水ハザードマップ等における想定浸水深の確認◇

洪水の危険性に関する情報を知る方法として、市町村が作成する洪水ハザードマップがあります。地域の特性によっては、洪水以外に高潮、津波等のハザードマップが作成されています。

洪水等のハザードマップでは、想定される浸水範囲内の浸水深が段階ごとに色別で示されています。したがって、ハザードマップ上で施設周辺や避難先の想定される浸水深を確認することができます。避難先が浸水想定区域内にある場合は、想定される浸水深よりも高い位置に避難場所を設定する必要があります。例えば、想定される浸水深が 0.5m～3m 未満であれば 2 階以上の避難場所を設定する必要があります。

なお、洪水等のハザードマップは、印刷物として配布されるとともに、市町村のホームページでも公表されています。

＜洪水ハザードマップの想定浸水深の表示＞



出典：国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室「水害ハザードマップ作成の手引き」に加筆

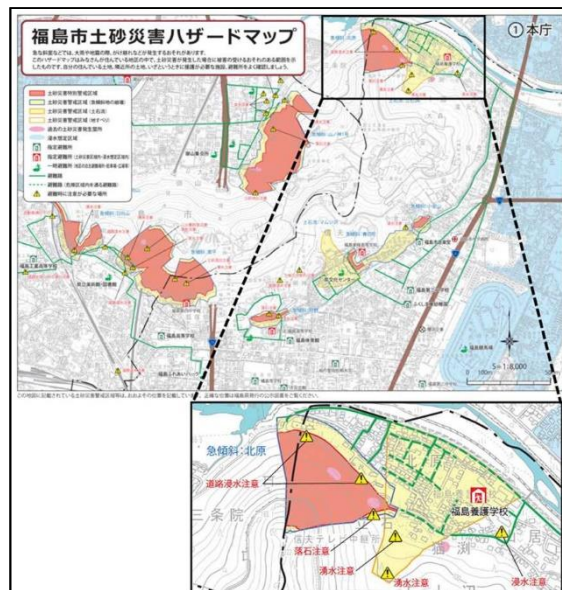
出典：「避難確保計画作成の手引き_解説編」（令和2年6月、国土交通省水管理・国土保全局）

◇土砂災害ハザードマップによる土砂災害警戒区域の確認◇

土砂災害の危険性に関する情報を知る方法として、市町村が作成する土砂災害ハザードマップがあります。市町村は、土砂災害警戒区域等の危険な区域に関する情報や避難場所・避難経路等の土砂災害に対する避難に関する情報について、住民等へ周知することが土砂災害防止法において義務付けられています。

市町村が作成したハザードマップは、印刷物として配布されるとともに、市町村のホームページでも公表されていますので、ハザードマップを確認し、要配慮者利用施設やその周辺にどのような土砂災害の危険性があるのかを事前に確認することが大切です。

<土砂災害ハザードマップの事例>



(出典：福島市ホームページ)

出典：「避難確保計画作成の手引き_解説編」（令和2年6月、国土交通省水管理・国土保全局）

4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）

◇解説・ポイント◇

- ・施設・事業所の設備の理解、安全対策をふまえ、入所者（利用者）の適切な避難方法や避難場所、避難を開始するタイミングや判断の考え方を検討しましょう。
- ・災害発生時には、建物等の損傷や家財の転倒、ガラスの飛散などが発生する可能性があります。日頃からの安全対策を心がけましょう。
- ・停電時には、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集することになります。こうした状況に備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄しておきましょう。

【まずはチェック！】

■共通対策

		チェック
1	施設・事業所の設備等について、定期的な点検を行っていますか。	
2	災害に関する情報を入手できる機器等を備えていますか。また、実際に利用することができますか。	
3	複数の通信手段やバッテリーを確保していますか（電話、携帯電話、SNS、メール等）。	
4	不測の事態に備えて公衆電話の場所を確認していますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、設備等の確認、見直しを行っていますか。	

■火災対策

		チェック
1	施設・事業所のすべての職員が、火災が発生した際の初動対応を理解していますか。また、手順どおりの行動ができるように訓練していますか。	
2	施設・事業所のすべての職員が消火器等の設置場所や扱い方を把握していますか。また、実際に扱えるように訓練していますか。	
3	消火設備（消火器、スプリンクラー等）の点検や更新を定期的に行っていますか。	
4	ガス機器や石油機器の点検や更新は定期的に行っていますか。	

■地震対策

		チェック
1	耐震化診断を受けていますか。その結果に基づいて補強を行っていますか。	
2	天井からの落下物対策を行っていますか。鎖等で補強していますか。（照明器具、壁掛け時計等）	
3	備品等の転倒防止策を行っていますか。金具等で固定していますか。（机、キャビネット、ロッカー、書棚、冷蔵庫等）	
4	家電製品などの転倒・落下防止対策を行っていますか。	
5	高所に物を置いていませんか。入所者（利用者）に注意を促していますか。	
6	出入口や非常口、通路に物を置いていませんか。入所者（利用者）に注意を促していますか。	
7	窓ガラス等の飛散防止対策を行っていますか。	
8	門やブロック塀などの転倒防止や補強を行っていますか。	

■停電対策

		チェック
1	停電等で明かりを確保できない場合に備えて、懐中電灯、予備の電池、ヘッドランプ、ランタン等の準備はできていますか。	
2	停電等で水道が使えない時に備えて、必要最低限の飲料水や生活水の備蓄はできていますか。	
3	停電時に備えて、非常用自家発電設備、可搬式（ポータブル）自家発電設備を整備していますか。	
4	非常用自家発電設備等で稼働可能な機器、稼働可能時間を把握していますか。	
5	非常用自家発電設備等の燃料確保について、事業者と協定等を結ぶなどの工夫を行っていますか。	
6	冬期の災害に備えて、石油ストーブ、毛布、携帯カイロ、防寒具等の準備はできていますか。	
7	停電時でも災害に関する情報を入手できる機器等を備えていますか。また、実際に利用することができるか、定期的に確認していますか。	

■風水害対策、浸水対策

		チェック
1	長時間の浸水に備え、浸水しない高さのスペースや居室等があることを確認していますか。また、電気、ガス、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策をとっていますか。	
2	浸水対策として、通信手段や可搬式（ポータブル）自家発電設備を高い場所（2階以上の建物であれば2階以上）に置いていますか。	
3	定期的に、施設・事業所内の排水溝の点検を行っていますか。	
4	定期的に、施設・事業所内の樹木の剪定を行っていますか。	

【参考：施設・事業所内の設備チェックリスト(例)】

- ・定期的に施設・事業所内の設備の安全を確認するために、予め職員全員で確認する項目をピックアップし、リストを作成しましょう。
- ・状況確認にとどまらず、改善に向けた対応方針（期限、担当者、内容等）を決めることが重要です。

施設・事業所内の設備チェックリスト

設備	確認状況					
	確認日	状況	対応	確認日	状況	対応
1 (例) 貯水槽	10/10	台風通過後、異常なし。	—	／		
2 (例) 自家発電設備	10/10	燃料（ディーゼル）が少なくなってきたことを確認。	10/11◎◎副主任がガソリンスタンドに点検と補給を依頼。	／		
3	／			／		
4	／			／		
5	／			／		
6	／			／		
7	／			／		
8	／			／		
9	／			／		
10	／			／		

出典：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（令和2年5月（一部改正）、山口県健康福祉部）

【参考:施設・事業所内の安全対策チェックリスト(例)】

- ・定期的に施設・事業所内の安全を確認するために、予め職員全員で確認する項目をピックアップし、リストを作成しましょう。
- ・状況確認にとどまらず、改善に向けた対応方針（期限、担当者、内容等）を決めることが重要です。

施設・事業所内の安全対策チェックリスト

		点検日	20××/10/10	点検者	
箇所		確認事項	状況	対応	
1階	事務室	(例) 吊り下げ式照明器具の落下防止	○	全職員に片付けを申し送り	
		(例) 窓ガラス等の飛散防止	○		
		(例) 書棚の転倒防止	○		
		(例) ロッカーの転倒防止	○		
		(例) 棚からの落下防止	○		
		(例) 避難経路の安全確保	×		
	食堂	(例) 吊り下げ式照明器具の落下防止	○	全職員に片付けを申し送り	
		(例) 窓ガラス等の飛散防止	○		
		(例) 避難経路の安全確保	○		
	調理場	(例) ガス漏れ警報機	○		
		(例) 火器設備周辺の引火防止	○		
		(例) 棚、戸棚からの落下防止	○		
		(例) 避難経路の安全確保	○		
	脱衣所 お風呂場	(例) 窓ガラス等の飛散防止	○		
		(例) 火器設備周辺の引火防止	○		
		(例) 棚、戸棚からの落下防止	○		
		(例) 避難経路の安全確保	△		
	ボイラー室	(例) 火気設備周辺の引火防止	○		
	通路	(例) 吊り下げ式照明器具の落下防止			

出典：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（令和2年5月（一部改正）、山口県健康福祉部）

【参考:施設・事業所周辺の安全点検チェックリスト(例)】

- ・定期的に施設・事業所周辺の安全を確認するために、予め職員全員で確認する項目をピックアップし、リストを作成しましょう。
- ・状況確認にとどまらず、改善に向けた対応方針（期限、担当者、内容等）を決めることが重要です。

施設・事業所周辺の安全点検リスト

設備	これまでの状況	確認日	状況	対応	確認日	状況	対応
1 (例) 本館棟裏山	50cm程度の亀裂	10/10	なし		／		
2 (例) 東棟前の水路	少しの雨でもあふれる	10/10	台風通過後、水量多い。	申し送りで全職員に注意喚起した。	／		
3 (例) 施設前道路の外灯	—	10/10	台風通過後、停電が	10/10、△△係長が市役所に電話連絡済み。	／		
4		／			／		
5		／			／		

出典：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（令和2年5月（一部改正）、山口県健康福祉部）

5. 入所者（利用者）の避難方法に関する情報整理

◇解説・ポイント◇

- ・入所者(利用者)の状態像の変化、利用者の入れ替わり等をふまえ、定期的に利用者の避難方法に関する情報を確認、更新しましょう。
- ・消防や近隣住民などが避難の応援に来た際に、一目で入所者(利用者)一人ひとりの避難方法が分かるようにしておくことが重要です。

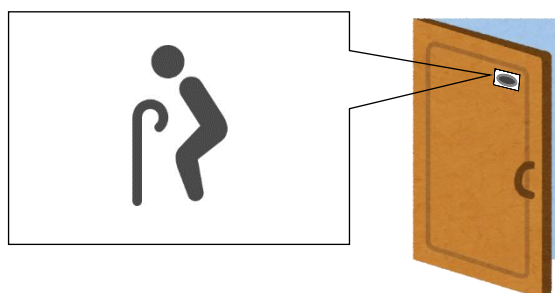
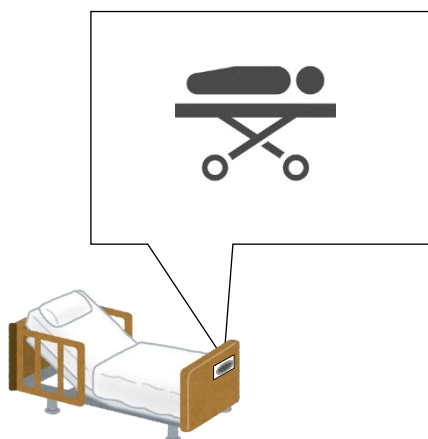
※「避難時における入所者(利用者)の安全確保」という点に照らして、本手引きでは入所者(利用者)の避難方法に特化した情報整理を重視して記載しています(「避難先でのケアの継続に必要な情報」は、記載していません)。

【まずはチェック！】

		チェック
1	入所者（利用者）情報や家族等の連絡先について、定期的に更新していますか。	
2	災害が発生した時に備え、入所者（利用者）一人ひとりに適した避難方法を定期的に確認・更新していますか。	
3	災害が発生した時に備え、入所者（利用者）一人ひとりに適した避難方法について、誰でもわかりやすい方法で表示する工夫をしていますか。	

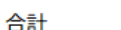


居室のドアの上やベッドに入所者（利用者）の避難方法をシールで貼っておくと、避難の応援に来てくれた外部関係者（消防、自治体職員、地域住民等）にも、一目で理解していただける可能性が高まりますね！（検討委員会委員より）



【参考:「入所者(利用者)の避難情報リスト」(例)】

- ・確認（更新）時期：可能であれば以下の時期を設定することが望ましいと考えられます（少なくとも半年に1回）。
 - －入所者（利用者）の入れ替わり後
 - －介護度変更後
- ・作成単位：各フロア、各ユニット単位での整理が、見やすく、整理しやすいと考えられます。
- ・色分けの区分例：
 - ：独歩（自立歩行可能）
 - ：車いす
 - ：ベッド／担架（全介助）
- ・活用方法例
 - ・「避難訓練記録シート」（本手引き p. 34）に反映させ、避難訓練時に活用する。
 - ・発災時には、避難の応援に来てくださった方にお渡しする。

避難時の入所者（利用者）情報リスト 日付：2000/00/00時点				避難時の入所者（利用者）情報リスト（記載例） 日付：2021/06/09時点			
部屋番号	利用者氏名	避難方法	色分け	部屋番号	利用者氏名	避難方法	色分け
				101	〇〇 〇〇	車いす	
				102	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
				103	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
				104	〇〇 〇〇	車いす	
				105	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
				106	〇〇 〇〇	車いす	
				107	〇〇 〇〇	車いす	
				108	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
				109	〇〇 〇〇	車いす	
				201	〇〇 〇〇	独歩、手引き	
				202	〇〇 〇〇	独歩、手引き	
				203	〇〇 〇〇	車いす	
				204	〇〇 〇〇	車いす	
				205	〇〇 〇〇	独歩、手引き	
				206	〇〇 〇〇	独歩、手引き	
				207	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
				208	〇〇 〇〇	独歩、手引き	
				209	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
 独歩、手引き  車いす  ベッド/担架 合計				 独歩、手引き  車いす  ベッド/担架 合計	5 名 7 名 6 名 18 名		

出典：「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」（平成24年3月福岡県）をもとに作成。

6. 避難場所、避難経路、移動手段

◇解説・ポイント◇

- ・災害の状況や施設の立地、利用者の状態像等を勘案し、複数の避難場所、避難経路、移動手段を検討、確保しましょう。
- ・気象台や市町村の防災部局等から施設・事業所の立地や安全な避難経路等に関する情報入手し、安全と思われる避難場所や避難経路を選びましょう。
- ・利用者の避難方法の確認・更新に伴い、各避難場所への避難を想定した移動時間の計測を行いましょう。

【まずはチェック！】

■避難場所

		チェック
1	災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の避難場所を確保できていますか。(浸水被害、土砂災害、津波等)	
2	安全な避難先を確保し、避難先の了解を得ていますか。(市町村が指定する指定緊急避難場所については、確認不要)	
3	急激な災害に備えて、自施設・事業所内外に緊急的に一時避難が可能な安全な場所を確保できていますか。 (急激に災害が切迫し、立退き避難が安全にできない場合も想定されるため、その際に、少しでも被害を受けにくい高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する等の方法についても確認する)。	
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難場所の見直しを行っていますか。	

■避難経路

		チェック
1	想定している避難場所への避難経路を定めていますか。 (立退き避難の場合、上階への避難の場合)	
2	定期的に、想定している避難経路上に危険箇所がないか確認していますか。	
3	避難場所までの避難経路図を作成していますか。	
4	想定している避難経路が危険な場合に備え、代替ルートを定めていますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難経路の見直しを行っていますか。	

■移動手段

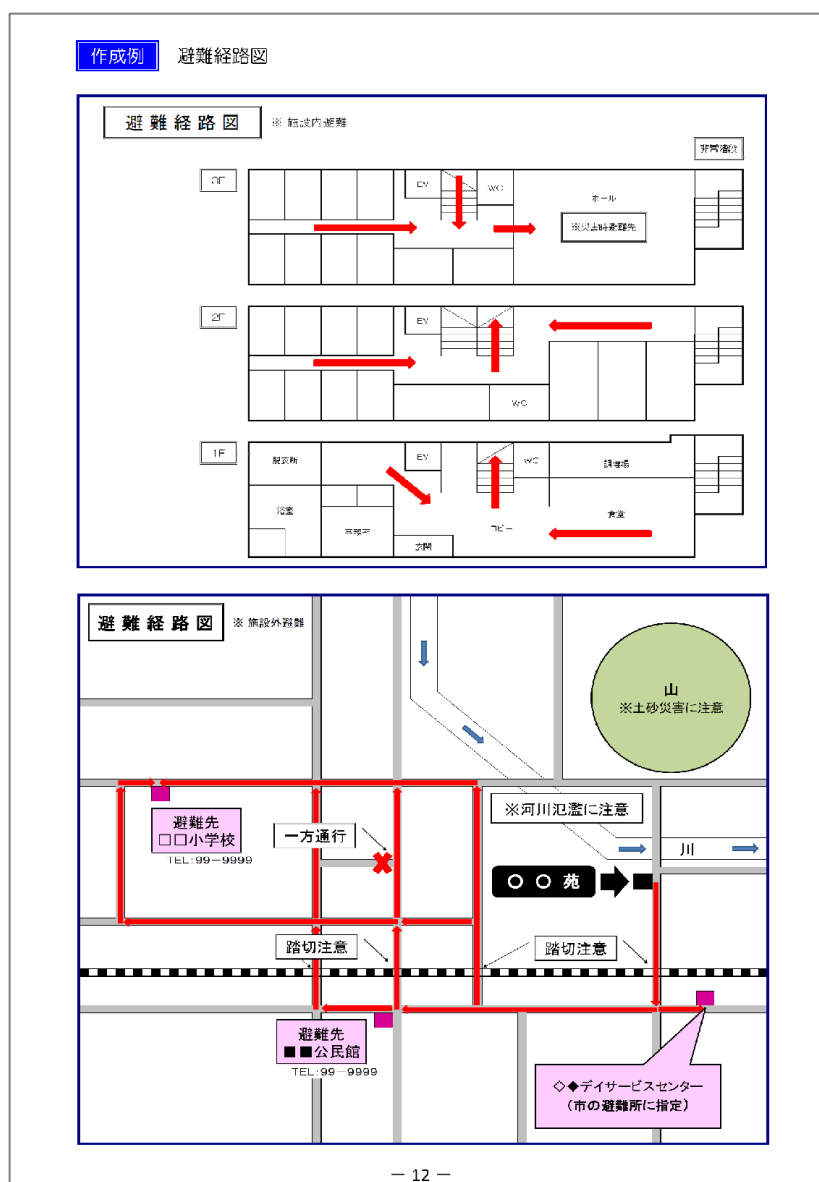
		チェック
1	立退き避難をする際に、入所者(利用者)を搬送する車両は確保できていますか。 施設・事業所のみでは車両が不足する場合、近隣住民や企業等に応援を依頼できるような体制を整えていますか。	
2	避難先への搬送に際し、各車両への入所者(利用者)の割り振りは想定していますか。	
3	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、移動手段の見直しを行っていますか。	

■避難完了までの所要時間

		チェック
1	入所者（利用者）一人ひとりの避難方法に基づいた一時避難場所までの所要時間を確認していますか。また、それを踏まえた避難方法の見直し等を計画に記載していますか。	
2	立退き避難の際、入所者（利用者）全員が避難場所に到着するまでの所要時間を確認していますか。	
3	上階への避難の際、入所者（利用者）全員が避難場所に到着するまでの所要時間を確認していますか。	

【参考：「避難経路図」(例)】

- ・安全かつ確実な避難誘導を行うため、建物内の避難経路図や避難場所までの避難経路図（マップ）を作成し、職員及び入所者（利用者）に周知しましょう。
- ・避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難場所、避難経路、移動手段の見直しを行った場合、避難経路図も更新しましょう。



出典：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」
（令和2年5月（一部改正）、山口県健康福祉部）

7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方

◇解説・ポイント◇

- ・ニュースや市町村の防災部局等から避難に関する情報を入手したときや、施設・事業所及び周辺で普段と異なる状態を発見したとき等、早めに避難を開始できるように、避難開始時期や判断基準を定めておきましょう。
- ・早朝や夜間帯等、職員数が少ない時間帯でも、すべての職員が同じ判断と行動ができるよう、施設・事業所でルールを定めて共有し、定期的に確認しましょう。

【まずはチェック！】

		チェック
1	災害の種類や程度に応じて避難を開始する時期や基準を定めていますか。また、その基準はすべての職員に共有できていますか。	
2	夜間帯や暴風時等における避難開始の判断基準を定めていますか。また、その基準はすべての職員に共有できていますか。	
3	入所者（利用者）の負担を考慮した避難手順等を検討していますか。 例：持ち出し品のみを車に積み込んだり、避難先に先に移送する、入所者（利用者）の健康状態に応じて避難開始のタイミングを分けること等	
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難開始時期や判断方法の見直しを行っていますか。	

【参考：避難の判断の参考となる情報(例)】

- ・令和元（2019）年の出水期（6月頃）から、水害・土砂災害に関する防災情報の伝え方が、地方公共団体が発令する避難勧告等の避難情報と防災気象情報等を連携させた情報発信の方法（＝「警戒レベル」）に変更されました。
- ・「警戒レベル3」は、市町村が発令する「避難準備・高齢者等避難開始（避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難をする）」に相当します。

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、

国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>		<防災気象情報>	
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} ※2 災害が発生していることを把握した後に、可能な範囲で発令（市町村が発令）	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ^{※3} ※3 住民の状況に応じて緊急防災は避難勧告を要する場合には発令（市町村が発令）	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（高齢者の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発令)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発令)	

※1 各県の情報に、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

出典：「「警戒レベル4で全員避難!!」（パンフレット）」（内閣府）より一部抜粋。

【参考：避難の判断の参考となる情報(例)】

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

警戒レベル4で全員避難!!

逃げ遅れゼロへ!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル3、4]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。

警戒レベル	1	2	3	4
警戒レベル			警戒レベル	警戒レベル
	1	2	3	4
	心構えを 高める (気象庁が発表)	避難行動の 確認 (気象庁が発表)	避難に時間を 要する人は避難 (市町村が発令)	安全な場所へ 避難 (市町村が発令)
			避難！ 高齢者等は 危険な場所から	全員避難！ 危険な場所から

【警戒レベル6】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

出典：「警戒レベル4で全員避難!!」(パンフレット)」(内閣府)より一部抜粋。

【参考：災害種類別に避難を開始する時期、判断基準(例)】

【避難を開始する時期、判断基準】土砂災害

・避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)が出された。
・崖から水が流れ出す、吹き出す。
・崖の樹木が傾く・倒れる、倒れる音がある。
・地鳴りがする。

【避難を開始する時期、判断基準】浸水被害

・避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)が出された。
・近隣の河川が短時間で危険水位を超え、強い雨が降り続けている。
・堤防の川側が崩れだしている。
・堤防にヒビが入っている。
・

出典：「高齢者施設における風水害対策計画【作成例】」(平成29年1月、栃木県保健福祉部高齢対策課)

【参考：施設・事業所内／外避難の判断(例)】

- ・災害時には状況に応じた避難場所や避難のタイミングに関する判断が求められます。
- ・複数の自治体の防災計画作成等の手引き（マニュアル）からは、施設・事業所内／外避難の判断は、以下のように整理されます。
 - －屋内：立地条件や災害の状況等により、施設・事業所内が安全と判断される場合、施設・事業所内の安全な場所に避難
 - －屋外：施設長等が施設内に留まることが危険と判断した場合は屋外に避難
- ・施設・事業所の管理者（管理者が不在の場合には職員）が上記のような判断に迫られた場合でも、適切な判断と行動ができるよう、「非常災害対策計画」にもとづいて日頃からの準備（防災情報に関する理解や、災害に応じた複数の避難場所の確保等）を行うことが重要です。

◇状況に応じた避難先の選定

①施設内での待機

立地条件及び気象の状況等から、施設内が安全と判断される場合には、施設内の安全な場所で待機する。

②避難場所の選定

市町村対策本部から避難指示がある場合や、施設長が、施設の立地条件等により施設内に留まることが危険と判断した場合には、周囲の状況を確認し、事前に選定した避難場所のどこへ避難するか判断する。

出典：「社会福祉施設におけるモデル避難計画【自然災害対策編】」（平成 26 年 11 月、長崎県福祉保健部作成）

◇入所者を施設外に避難させる場合

(1) ○×○×施設において施設外に避難する場合は、次による。

- ① 建物内に避難場所を確保することが困難なとき
- ② 建物が倒壊するなどの危険が及ぶとき

出典：「(別添 4) 土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」（平成 28 年 9 月 6 日第 2 版制定、神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会）、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日、老総発 0909 第 1 号、老高発 0909 第 1 号、老振発 0909 第 1 号、老老発 0909 第 1 号、厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長）

8. 災害に関する情報収集、整理

◇解説・ポイント◇

- ・情報収集は、災害に対する警戒避難体制をとるための重要な役割です。あらかじめ、収集する情報と入手手段を確認しておきましょう。
- ・情報収集の担当者は、気象情報や災害情報等、テレビ、ラジオ、インターネットのほか、Twitter 等のSNS等を活用し、積極的に情報収集することが重要です。その際、発信元の信頼性について、留意が必要です。
- ・行政機関やマスコミ等から提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面等に危険な前兆がないか等の確認を、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から行いましょう。
- ・収集した情報は、職員間で共有しましょう。

【まずはチェック！】

		チェック
1	情報収集担当者を決めていますか。	
2	災害発生の危険があるときに、どの機関からどのような情報を収集するか明確にしていますか。	
3	収集した情報を職員間で共有する仕組みを整えていますか。	
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、情報収集方法や情報共有方法の見直しを行うことを計画に記載していますか。	

被災時、適切に行動するためには、情報を冷静に判断、分析する必要があります。SNS は情報の受発信に役立ちますが、災害時は情報が錯そうし、デマも多いので、注意が必要だと感じました。(ヒアリング調査より)



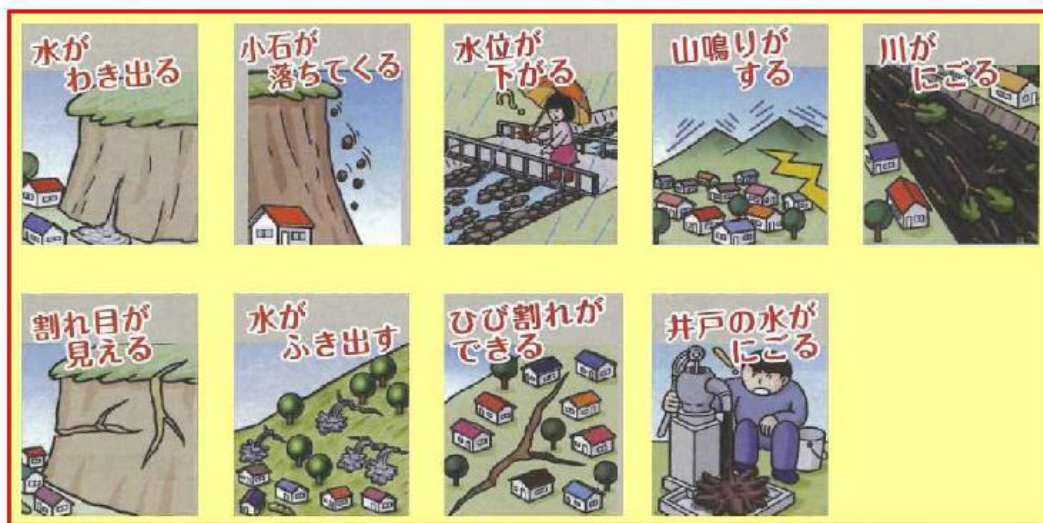
【参考:収集する情報の種類及び収集方法(例)】

- ・気象情報や避難情報等必要な情報を入手するため、情報収集すべき項目を整理し、その入手先や情報収集担当者、具体的な入手方法を決めておきましょう。
- ・また、土砂災害に関する主な前兆現象として、以下のようなものがあります。施設・事業所の周辺で発生する可能性がある前兆現象を理解し、その確認方法も整理しておきましょう（本手引き p. 9～13 参照）。

＜主な情報及び収集方法＞

収集する情報	情報（例）	収集方法（例）
防災気象情報等	気象警報、津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	洪水予報、水位到達情報	市町村からの FAX、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
	土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール
	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	テレビ、ラジオ、インターネット（市町村のウェブサイト）、防災無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール、サイレン、広報車、パトロール、消防団の声掛け
その他	施設周辺の浸水状況	施設職員による目視（ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からの FAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設職員による目視（ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

＜土砂災害の前兆現象＞



イラスト提供：NPO法人 土砂災害防止広域センター

「避難確保計画作成の手引き_解説編」（令和2年6月、国土交通省水管理・国土保全局）

9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理



◇解説・ポイント◇

- ・統括責任者のもと、適確な情報収集、伝達、迅速な避難行動ができるように、「誰が何をするのか」を明確にし、必要な業務を実施できる人員を確保しておくことが重要です。
- ・夜間など、平日の日中に比べて、職員の数が少ない場合の対応策も検討しておきましょう。
- ・夜間や休日に、災害関連情報が発表された場合における職員の参集基準を定めておきましょう。
- ・また、災害の状況が悪化した段階になると、交通の停止等により、職員が施設・事業所に駆け付けられないおそれがあるため、夜間や休日における避難支援要員及び外部の避難支援者の確保策を検討しましょう。
- ・あわせて、通所施設等を併設している施設の場合、臨時休業等の基準も作成しておきましょう。

【まずはチェック！】

		チェック
1	災害発生時の職員の役割を明確化していますか。また、すべての職員がそれぞれの役割を理解できるような取組（周知や訓練等）を定期的に行っていますか。	
2	統括責任者やリーダー不在時に備え、代理者を決めていますか。	
3	夜間帯など職員数が少ない時間帯での対応手順等を定めていますか。	
4	災害の種類や程度に応じた職員の参集基準を定めていますか。	
5	夜間や休日における避難支援要員の確保策を検討していますか。	
6	通所事業所を併設している場合、休業等の基準を決めていますか。	
7	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、職員の役割分担や参集基準等の確認、見直しを行っていますか。	



事前に決めておいた体制を確保することが難しく、少ない職員で役割分担をする場合、1人が複数の役割を担うことになります。その場合、まず、救護・看護班、避難誘導班、情報連絡班を立ち上げるようにし、早急に災害に対応できる初動態勢を確立しましょう。

出典：「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」（平成24年3月福岡県）

【参考:職員の役割分担(例)】

- ・役割分担の班別で行うべき業務をできるだけ具体的に定め、職員に周知しておきましょう。
- ・総括責任者が不在の際に災害への対応を迫られる場合もあるので、代行者や代行者不在の際の第2、第3の代行者など、複数の責任者を定めておきましょう。
- ・夜間など、平日の日中に比べて、職員の数が少ない場合の対応策も検討しておきましょう。

役割分担表

担当	業務内容	担当者			
総括責任者	・総括責任（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般）	担当＝施設長 代行者②＝ 代行者①＝（事務長） 代行者③＝			
情報収集・連絡担当	・気象・災害の情報収集 ・職員への連絡、職員・職員家族の安否確認 ・関係機関との連絡、調整 ・利用者家族への連絡 ・地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整 ・避難状況のとりまとめ	担当＝事務長 代理①＝ 代理②＝			
救護班	・負傷者の救出 ・負傷者への応急対応 ・負傷者の病院移送	リーダー	リーダー代理①	リーダー代理②	...
安全対策班	・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・利用者の家族への引き渡し ・火の元の確認、初期消火	リーダー	リーダー代理①	リーダー代理②	...
物資班	・食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出 ・備蓄品の補給（販売店への発注）	リーダー	リーダー代理①	リーダー代理②	...

出典：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（令和2年5月（一部改正）、山口県健康福祉部）

【参考:職員の参集基準(例)】

- ・休日や夜間等の職員配置が少なくなる時間帯に災害が発生した場合や、災害規模が大きい場合等でも避難の判断や対応ができるよう、職員の参集基準を定めましょう。

職員の参集基準

災害種別	災害関連情報	対象職員
風水害	大雨・洪水警報が発表されたとき	指定職員
	暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
	記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき	全職員
	台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
地震（津波）	震度4又は津波警報が発表されたとき	指定職員
	震度5弱以上又は大津波警報が発表されたとき	全職員

※指定職員には、各班リーダーのほか徒歩又は自転車等で30分以内に出勤が可能な職員を指定

出典：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（令和2年5月（一部改正）、山口県健康福祉部）

10. 連絡体制の整備

◇解説・ポイント◇

- ・状況に応じて職員が速やかに集合できるよう、固定電話や携帯電話のほか、メールの一斉配信や SNS の活用なども整えましょう。
- ・緊急事態発生時や急激に災害が切迫し、安全な立退き避難が難しい場合に、市町村や消防その他の防災機関等に対して速やかに連絡・通報できるよう、連絡先を一覧で整理しておきましょう(日中・夜間帯別)。
- ・また、利用者家族への連絡先や連絡手段についても、一覧で整理しておきましょう。非常時には、電話回線がつながりにくくなるおそれもあるため、メールや SNS などによる連絡方法についても周知しておきましょう。

【まずはチェック！】

		チェック
1	速やかに職員への連絡が可能な方法を整えていますか。	
2	速やかに市町村や消防その他の防災機関等に連絡できるよう、一覧表を作成していますか。	
3	職員や入所者（利用者）家族の連絡先を定期的に確認していますか。	
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、職員や入所者（利用者）、家族、関係機関への連絡方法を定期的に確認、見直していますか。	

【参考：緊急連絡先一覧表(例)】

- ・緊急事態発生時や急激に災害が切迫し、安全な立退き避難が難しい場合に、速やかに連絡、通報ができるよう、自治体、消防その他の防災関係機関等の連絡先一覧表の例です。
- ・設備等のメンテナンス会社や地域の協力者、橋梁施設等の連絡先も記入しておくことで、迅速な初動対応の実効性が高まります。

緊急連絡先一覧表

連絡先		電話	(夜間)	FAX	
消防・救急		119	—	—	—
警察		110	—	—	—
市防災担当課					
市福祉担当課					
市消防本部					
出張所（消防）					
警察署					
交番					
病院					
電力会社					
市ガス局					
市水道局					
協力施設					
地域の協力者			—		—
			—		—

出典：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（令和2年5月（一部改正）、山口県健康福祉部）、「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」（平成24年3月福岡県）

11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり

◇解説・ポイント◇

- ・日頃から、消防関係者や自治体の防災部局、福祉部局等との関係を構築しておくことで、避難の実効性を高める助言等を得られると考えられます。
- ・災害が発生した場合には、避難時等に、地域住民の協力も必要となることから、施設が立地する周辺地域とは、日頃から連携を図っておきましょう。
- ・近隣施設、類似施設間で、利用者の一時受け入れや職員派遣等の災害時協定を結ぶなど、協力関係を確保しておきましょう。

【まずはチェック！】

		チェック
1	地域住民や地域の企業等に対して、災害時の応援要請を可能とする関係づくりに取り組んでいますか（外部の避難支援者の確保）。	
2	地域内の他法人と、災害時の応援体制や相互に協力できるような関係づくりに取り組んでいますか。	
3	防災研修や避難訓練等を行う際に、自治体（防災担当、高齢担当等）や消防等の関係者に参加を依頼していますか。	
4	自治体（都道府県や市町村）が行っている高齢者施設等の防災・減災対策の実施状況を確認していますか。また、積極的に活用していますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、関係機関等との協力体制等に関する確認や見直しを行うことを計画に記載していますか。	

避難訓練の際には、区長さん、役場の方、消防の方等に来ていただき、訓練の様子を見て、講評をいただいています。我々はそれを次の訓練にいかしているのですが、同時に、関係機関や近隣の方にとっては、高齢者の状態像や高齢者の移動の大変さを理解していただくことにつながっていると思います。

台風 19 号の際、危険を知らせてくれた区長さんも、当施設の高齢者の移動に時間がかかることを気にかけてくれたのことでした。日頃の関係づくりがどれほど大事か、実感しました。（ヒアリング調査より）



12. 備蓄品等の準備・確保

◇解説・ポイント◇

- ・救援物資が届くまで、少なくとも3日間程度は自力で対応できるよう、食料や飲料水などを職員分も含めて備蓄しておきましょう。
- ・避難先での対応に備え、必要となる物資や器材をリストアップし、非常時用持ち出しセットとして準備しておきましょう。
- ・備蓄品リストを作成し、定期的に在庫や期限切れがないかをチェックをしておきましょう。

【まずはチェック！】

		チェック
1	備蓄品に関する管理方法（担当者、更新期間、補充方法等）について定めていますか。	
2	施設・事業所の全入所者（利用者）と職員（併設・隣接事業所を含む）が最低3日間過ごせる程度の食料や飲料水を確保していますか。	
3	備蓄品の保管場所は、災害（浸水等）による影響を考慮して決めていますか。 （例：高い場所に置く、2階以上に置く等）	
4	すべての職員が備蓄品の保管場所や使用方法を把握していますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、備蓄品の確認や更新、見直しを行っていますか。	

【参考:「備蓄品リスト」(例)】

- ・ライフライン（水道、電気、ガス）の停止も想定して、広域的な救援物資が届くまでの3日間程度の食料、飲料水、医薬品、衛生用品、燃料等を用意しましょう。
- ・状況や数量の確認にとどまらず、不足分の補充に向けた方針（期限、担当者、内容等）を決めることが重要です。

備蓄品リスト								
区分	品目	非常時 用持出	数量	保管場所	最終在庫確認日	確認者		
					直近の有効期限	有効期限 対象外	納入先	電話番号
食料	飲料水				年 月 日			
	保存用ご飯				年 月 日			
	カップ麺				年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
医薬品	解熱剤				年 月 日			
	消毒液				年 月 日			
	救急医療品				年 月 日			
	担架				年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
衛生品	紙おむつ				年 月 日			
	衛生器具（はさみ、ピンセット等）				年 月 日			
	衛生材料（ガーゼ、包帯等）				年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
消耗品	紙コップ				年 月 日			
	割りばし				年 月 日			
	紙製容器				年 月 日			
	電池				年 月 日			
	タオル				年 月 日			
	ゴミ袋				年 月 日			
その他	カセットコンロ				年 月 日			
	カセットボンベ				年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			

出典：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（令和2年5月（一部改正）、山口県健康福祉部）、「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」（平成24年3月福岡県）

13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施

◇解説・ポイント◇

- ・職員の災害に対する理解と関心を高め、全職員がいざというとき適切な判断と行動ができるよう、各種災害の基礎知識や平常時、災害時に取るべき行動等を内容とする防災教育を実施しましょう。
- ・土砂災害、洪水、高潮などの風水害や地震の発生を想定して、定期的な避難訓練を実施しましょう。
- ・早朝や夜間等、職員が少ない時間帯を想定した避難訓練を行いましょう。
- ・避難訓練には市町村の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関等の協力を得て実施するよう努めましょう。
- ・地域住民の中の協力者や近隣施設の参加も得て、防災訓練を実施しましょう。
- ・訓練実施後は、実施内容や反省点等のふりかえりを行いましょう。

【まずはチェック！】

		チェック
1	災害の種類に応じた防災教育を実施していますか（外部研修等への参加を含む）。	
2	災害の種類に応じた避難訓練を実施していますか。	
3	災害発生の時間帯（特に夜間帯）を考慮した避難訓練を実施していますか。	
4	すべての職員が最低限の設備や消火器等を扱える訓練を行っていますか。	
5	入所者（利用者）が参加する避難訓練を実施していますか。	
6	関係機関や地域住民等にも避難訓練への参加や協力を呼びかけていますか。	
7	避難訓練実施後、内容や反省点等の振り返りを行っていますか。	
8	避難訓練に参加した職員や外部関係者（消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等）を含めて振り返りを行っていますか。	
9	外部関係者（消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等）から避難訓練に対する講評を得る機会がありますか。	
10	振り返りによって得られた内容は、計画に反映していますか。	

職員への防災教育では、計画の内容を一つ一つ確認していきます。また、グループホームは送迎がないので、併設のデイサービスの送迎マニュアルを参考に、乗車時の勉強会をしました。こうした他事業所等が積んでいる知識や技術を学ぶことで、いざという時に役立つと考えています。（ヒアリング調査より）



【参考：避難訓練実施時の振り返りの内容(例)】

◇防災教育、人材育成を行う目的：

災害時には想定外の事態が次々と発生し、それらに一つずつ、適切に対処していく必要があります。そのためには、発災時、全職員が同じ判断と行動ができること、具体的には臨機応変な対応とチームワークによる連携や協力による対応が重要となります。

また、本事業で実施したヒアリング調査協力施設・事業所から聞かせていただいた「被災時には、いつも通りの慣れていることしかできない」という話からは、職員の災害時における「意識」と「行動」が、継続的な積み重ねにより形成されていることがうかがえます。

そのため、高齢者施設・事業所においては、職員の防災力向上を図るため、施設・事業所内での研修や学習会の実施、施設・事業所外の研修等への参加等の機会を設けることが望まれます。

◇避難訓練実施後に振り返りの内容（例）：

「非常災害対策計画」を作成する義務のある施設・事業所には、避難訓練の実施も義務付けられています（「避難確保計画」作成対象施設・事業所も同じ）。

また、本手引きでは「避難時における入所者（利用者）の安全確保」という目的実現のために、「非常災害対策計画」作成・見直しや避難訓練の実施をPDCAサイクルの一環に位置付けることが重要と考えていることから、避難訓練に参加した職員や外部関係者（消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等）を含めて振り返りを行い、「非常災害対策計画」で見直しが必要な項目を検討することが重要と考えます。

以下に、避難訓練実施時の振り返りの内容（例）及び本手引きで見直しが必要な項目を示します。

<避難訓練実施時の振り返りの内容（例）>

避難訓練の結果		本手引きで見直しが必要な項目
・避難時間が想定目標時間をオーバーした。	⇒	5. 避難場所、避難経路、移動手段 6. 避難を開始するタイミング、判断の考え方
・備蓄品の保管場所がわからなかった。すぐに見つけられなかった。	⇒	12. 備蓄品等の準備・確保
・消防署の方から、ガラスの飛散防止等設備の安全対策に関する助言を受けた。	⇒	8. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）
・職員が少ない夜間帯のリスク想定が不十分なことに気付いた。	⇒	9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理
・想定していた避難経路が工事で通行止めだった。	⇒	5. 避難場所、避難経路、移動手段
・消防署の方から声が小さいと指摘され、メガホンや拡声器の準備の必要性について助言を受けた。	⇒	12. 備蓄品等の準備・確保
・市職員から当事業所が浸水想定区域に含まれることになった（変更された）と指摘された。	⇒	3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測 13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施 他

【参考:前頁の「避難訓練実施時の振り返りの内容(例)」に沿って振り返りを行う際の「避難訓練記録シート」(例)】

避難訓練記録シート

避難時の入所者(利用者)情報リスト

日付: 2000/00/00時点

部屋番号	利用者氏名	避難方法	色分け
101	〇〇 〇〇	車いす	黄色
102	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤色
103	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤色
104	〇〇 〇〇	車いす	黄色
105	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤色
106	〇〇 〇〇	車いす	黄色
107	〇〇 〇〇	車いす	黄色
108	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤色
109	〇〇 〇〇	車いす	黄色
201	〇〇 〇〇	独歩、手引き	青色
202	〇〇 〇〇	独歩、手引き	青色
203	〇〇 〇〇	車いす	黄色
204	〇〇 〇〇	車いす	黄色
205	〇〇 〇〇	独歩、手引き	青色
206	〇〇 〇〇	独歩、手引き	青色
207	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤色
208	〇〇 〇〇	独歩、手引き	青色
209	〇〇 〇〇	ベッド/担架	赤色

「入所者(利用者)の避難情報」の内容をコピー&貼り付け

「今回」と「前回」の避難訓練の内容を記載し、比較する。
(※「前回」の訓練時の内容をコピー&貼り付け)

■今回

避難訓練日付: 20××/06/10
 避難訓練時間(開始から終了まで): 9:00-10:00
 天気: 晴
 想定した自然災害: 大雨、台風
 参加者数 入所者(利用者) 18 名
 職員 6 名
 その他(消防、行政) 2 名
 合計 26 名
 想定した避難場所 上階(2階)
 避難に要した時間 33分
 移動手段 車椅子、独歩

□前回

避難訓練日付: 20××/12/08
 避難訓練時間(開始から終了まで): 9:40-10:45
 天気: 曇り
 想定した自然災害: 内水
 参加者数 入所者(利用者) 18 名
 職員 4 名
 その他(民生委員) 1 名
 合計 23 名
 想定した避難場所 上階(2階)
 避難に要した時間 26分
 移動手段 車椅子、独歩

【避難訓練の振り返り(見直し・改善が必要なこと、など)】

避難訓練の結果

- ・避難時間が想定目標時間をオーバーした。
- ・備蓄品の保管場所がわからなかった。すぐに見つけれなかった。
- ・消防署の方から、ガラスの飛散防止等設備の安全対策に関する助言を受けた。
- ・職員が少ない夜間帯のリスク想定が不十分なことに気付いた。
- ・想定していた避難経路が工事で通行止めだった。
- ・消防署の方から声が小さいと指摘され、メガホンや拡声器の準備の必要性について助言を受けた。
- ・市職員から当事業所が浸水想定区域に含まれることになったと指摘された。

見直し・改善が必要なこと

- ・避難時間の短縮。職員体制、配置の検討。
- ・避難開始のタイミングの検討が必要。
- ・備蓄品の保管場所の検討(全職員がわかるようにする)
- ・ガラスの飛散防止措置。
- ・職員が少ない夜間帯のリスクの洗い出しと対応策の検討。
- ・複数の避難経路の検討。
- ・メガホンまたは拡声器の購入。
- ・浸水想定区域に該当することになった⇒避難確保計画作成の必要性。

①「避難訓練の結果」:

避難訓練実施後、参加した職員全員で振り返りを行う。気付いたことを自由に発言する(課題、よかったこと等)。

※外部関係者(消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等)からも講評をいただけるとありがたい。

②「見直し・改善が必要なこと」:

避難訓練に参加した職員全員で①をもとに「見直し・改善が必要なこと」を検討する。

③「対応策の検討日」:

②であげた「見直し・改善が必要なこと」の検討を具体的にを行う日を決めて、避難訓練は終了。

対応策の検討日: 20××/06/16

④「対応策の検討日」:

「対応策の検討日」当日、②であげた「見直し・改善が必要なこと」の検討を行う。



⑤定期的に④「対応策の検討日」で議論したことを確認し、必要に応じて「非常災害対策計画」や避難訓練の見直しに反映させる。

【参考】「計画作成・見直しの手順チェックリスト」

- ・以下のチェックリストは、本手引きの各ページで掲載した「まずはチェック！」の確認項目を1枚にまとめたものです。
- ・定期的に、見直しや改善が必要なことについて振り返りを行い、次回の避難訓練や「非常災害対策計画」の見直しにご活用ください。
- ・以下「「非常災害対策計画」作成、振り返り・見直しの観点」に照らして、確認を行ってください。

＜「非常災害対策計画」作成、振り返り・見直しの観点（p.7（再掲））＞

- ・「避難時における入所者（利用者）の安全確保」という点に照らして、現在の計画や避難訓練の内容は十分か。
- ・現在、不十分だとしたら、どのようにして改善するか。
- ・どの項目から改善に取り組むか（優先順位）
- ・いつまでに取り組むか（期限）等。

【参考:まずはチェック！（一覧）】⁴

1. 計画作成の目的		チェック
1	（新しく「非常災害対策計画」を作成する場合） 計画作成の目的をどのように位置づけますか。	
2	（すでに「非常災害対策計画」を作成済みの場合） 計画の目的を明記していますか。	
2. 計画の適用範囲		チェック
1	計画の対象となる入所者（利用者）の範囲を明確にしていますか。	
2	計画の対象となる職員の範囲を明確にしていますか。	
3	災害発生時に応援要請が可能な人数を確認していますか。（地域住民、団体・企業等）（外部の避難支援者）	
4	計画で対象とする災害の種類を明確にしていますか。	
3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測		チェック
1	施設・事業所の立地条件について、定期的に確認していますか。 ※施設・事業所が浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に該当している場合、「避難確保計画」の作成が義務付けられています。	
2	市町村等が作成している地域防災計画やハザードマップを定期的に確認していますか。	
3	建物の被災リスクや危険箇所について、定期的に把握・確認していますか。	
4	施設・事業所の立地環境や建物等の災害リスクについて、防災の専門家等から助言を得る機会がありますか。	

⁴ 本手引き p.8 脚注3 再掲

4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）		チェック
■共通対策		
1	施設・事業所の設備等について、定期的な点検を行っていますか。	
2	災害に関する情報を入手できる機器等を備えていますか。また、実際に利用することができますか。	
3	複数の通信手段やバッテリーを確保していますか（電話、携帯電話、SNS、メール等）。	
4	不測の事態に備えて公衆電話の場所を確認していますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、設備等の確認、見直しを行っていますか。	
■火災対策		
1	施設・事業所のすべての職員が、火災が発生した際の初動対応を理解していますか。また、手順どおりの行動ができるように訓練していますか。	
2	施設・事業所のすべての職員が消火器等の設置場所や扱い方を把握していますか。また、実際に扱えるように訓練していますか。	
3	消火設備（消火器、スプリンクラー等）の点検や更新を定期的に行っていますか。	
4	ガス機器や石油機器の点検や更新は定期的に行っていますか。	
■地震対策		
1	耐震化診断を受けていますか。その結果に基づいて補強を行っていますか。	
2	天井からの落下物対策を行っていますか。鎖等で補強していますか。（照明器具、壁掛け時計等）	
3	備品等の転倒防止策を行っていますか。金具等で固定していますか。（机、キャビネット、ロッカー、書棚、冷蔵庫等）	
4	家電製品などの転倒・落下防止対策を行っていますか。	
5	高所に物を置いていませんか。入所者（利用者）に注意を促していますか。	
6	出入口や非常口、通路に物を置いていませんか。入所者（利用者）に注意を促していますか。	
7	窓ガラス等の飛散防止対策を行っていますか。	
8	門やブロック塀などの転倒防止や補強を行っていますか。	
■停電対策		
1	停電等で明かりを確保できない場合に備えて、懐中電灯、予備の電池、ヘッドランプ、ランタン等の準備はできていますか。	
2	停電等で水道が使えない時に備えて、必要最低限の飲料水や生活用水の備蓄はできていますか。	
3	停電時に備えて、非常用自家発電設備、可搬式（ポータブル）自家発電設備を整備していますか。	
4	非常用自家発電設備等で稼働可能な機器、稼働可能時間を把握していますか。	
5	非常用自家発電設備等の燃料確保について、事業者と協定等を結ぶなどの工夫を行っていますか。	
6	冬期の災害に備えて、石油ストーブ、毛布、携帯カイロ、防寒具等の準備はできていますか。	
7	停電時でも災害に関する情報を入手できる機器等を備えていますか。また、実際に利用することができるか、定期的に確認していますか。	

■風水害対策、浸水対策		
1	長時間の浸水に備え、浸水しない高さのスペースや居室等があることを確認していますか。また、電気、ガス、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策をとっていますか。	
2	浸水対策として、通信手段や可搬式（ポータブル）自家発電設備を高い場所（2階以上の建物であれば2階以上）に置いていますか。	
3	定期的に、施設・事業所内の排水溝の点検を行っていますか。	
4	定期的に、施設・事業所内の樹木の剪定を行っていますか。	
5. 入所者（利用者）の避難方法に関する情報整理		チェック
1	入所者（利用者）情報や家族等の連絡先について、定期的に更新していますか。	
2	災害が発生した時に備え、入所者（利用者）一人ひとりに適した避難方法を定期的に確認・更新していますか。	
3	災害が発生した時に備え、入所者（利用者）一人ひとりに適した避難方法について、誰でもわかりやすい方法で表示する工夫をしていますか。	
6. 避難場所、避難経路、移動手段		チェック
■避難場所		
1	災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の避難場所を確保できていますか。（浸水被害、土砂災害、津波等）	
2	安全な避難先を確保し、避難先の了解を得ていますか。（市町村が指定する指定緊急避難場所については、確認不要）	
3	急激な災害に備えて、自施設・事業所内外に緊急的に一時避難が可能な安全な場所を確保できていますか。 （急激に災害が切迫し、立退き避難が安全にできない場合も想定されるため、その際に、少しでも被害を受けにくい高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する等の方法についても確認する）。	
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難場所の見直しを行っていますか。	
■避難経路		
1	想定している避難場所への避難経路を定めていますか。 （立退き避難の場合、上階への避難の場合）	
2	定期的に、想定している避難経路上に危険箇所がないか確認していますか。	
3	避難場所までの避難経路図を作成していますか。	
4	想定している避難経路が危険な場合に備え、代替ルートを定めていますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難経路の見直しを行っていますか。	
■移動手段		
1	立退き避難をする際に、入所者（利用者）を搬送する車両は確保できていますか。 施設・事業所のみでは車両が不足する場合、近隣住民や企業等に応援を依頼できるような体制を整えていますか。	
2	避難先への搬送に際し、各車両への入所者（利用者）の割り振りは想定していますか。	
3	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、移動手段の見直しを行っていますか。	

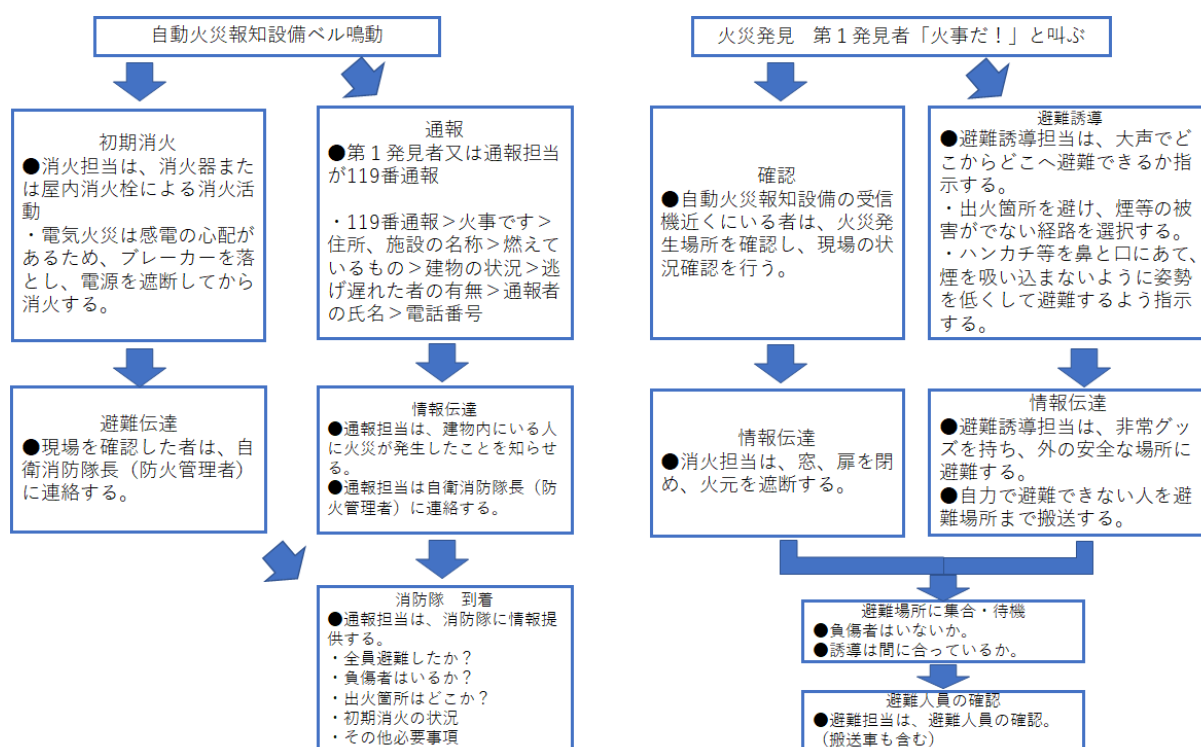
■避難完了までの所要時間		
1	入所者（利用者）一人ひとりの避難方法に基づいた一時避難場所までの所要時間を確認していますか。また、それを踏まえた避難方法の見直し等を計画に記載していますか。	
2	立退き避難の際、入所者（利用者）全員が避難場所に到着するまでの所要時間を確認していますか。	
3	上階への避難の際、入所者（利用者）全員が避難場所に到着するまでの所要時間を確認していますか。	
7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方		チェック
1	災害の種類や程度に応じて避難を開始する時期や基準を定めていますか。また、その基準はすべての職員に共有できていますか。	
2	夜間帯や暴風時等における避難開始の判断基準を定めていますか。また、その基準はすべての職員に共有できていますか。	
3	入所者（利用者）の負担を考慮した避難手順等を検討していますか。 例：持ち出し品のみを車に積み込んだり、避難先に先に移送する、入所者（利用者）の健康状態に応じて避難開始のタイミングを分けること等	
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、避難開始時期や判断方法の見直しを行っていますか。	
8. 災害に関する情報収集、整理		チェック
1	情報収集担当者を決めていますか。	
2	災害発生の危険があるときに、どの機関からどのような情報を収集するか明確にしていますか。	
3	収集した情報を職員間で共有する仕組みを整えていますか。	
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、情報収集方法や情報共有方法の見直しを行うことを計画に記載していますか。	
9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理		チェック
1	災害発生時の職員の役割を明確化していますか。また、すべての職員がそれぞれの役割を理解できるような取組（周知や訓練等）を定期的に行っていますか。	
2	統括責任者やリーダー不在時に備え、代理者を決めていますか。	
3	夜間帯など職員数が少ない時間帯での対応手順等を定めていますか。	
4	災害の種類や程度に応じた職員の参集基準を定めていますか。	
5	夜間や休日における避難支援要員の確保策を検討していますか。	
6	通所事業所を併設している場合、休業等の基準を決めていますか。	
7	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、職員の役割分担や参集基準等の確認、見直しを行っていますか。	
10. 連絡体制の整備		チェック
1	速やかに職員への連絡が可能な方法を整えていますか。	
2	速やかに市町村や消防その他の防災機関等に連絡できるよう、一覧表を作成していますか。	
3	職員や入所者（利用者）家族の連絡先を定期的に確認していますか。	
4	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、職員や入所者（利用者）、家族、関係機関への連絡方法を定期的に確認、見直ししていますか。	

11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり		チェック
1	地域住民や地域の企業等に対して、災害時の応援要請を可能とする関係づくりに取り組んでいますか（外部の避難支援者の確保）。	
2	地域内の他法人と、災害時の応援体制や相互に協力できるような関係づくりに取り組んでいますか。	
3	防災研修や避難訓練等を行う際に、自治体（防災担当、高齢担当等）や消防等の関係者に参加を依頼していますか。	
4	自治体（都道府県や市町村）が行っている高齢者施設等の防災・減災対策の実施状況を確認していますか。また、積極的に活用していますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、関係機関等との協力体制等に関する確認や見直しを行うことを計画に記載していますか。	
12. 備蓄品等の準備・確保		チェック
1	備蓄品に関する管理方法（担当者、更新期間、補充方法等）について定めていますか。	
2	施設・事業所の全入所者（利用者）と職員（併設・隣接事業所を含む）が最低3日間過ごせる程度の食料や飲料水を確保していますか。	
3	備蓄品の保管場所は、災害（浸水等）による影響を考慮して決めていますか。（例：高い場所に置く、2階以上に置く等）	
4	すべての職員が備蓄品の保管場所や使用方法を把握していますか。	
5	避難訓練や実際の災害時対応を通じて、備蓄品の確認や更新、見直しを行っていますか。	
13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施		チェック
1	災害の種類に応じた防災教育を実施していますか（外部研修等への参加を含む）。	
2	災害の種類に応じた避難訓練を実施していますか。	
3	災害発生の時間帯（特に夜間帯）を考慮した避難訓練を実施していますか。	
4	すべての職員が最低限の設備や消火器等を扱える訓練を行っていますか。	
5	入所者（利用者）が参加する避難訓練を実施していますか。	
6	関係機関や地域住民等にも避難訓練への参加や協力を呼びかけていますか。	
7	避難訓練実施後、内容や反省点等の振り返りを行っていますか。	
8	避難訓練に参加した職員や外部関係者（消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等）を含めて振り返りを行っていますか。	
9	外部関係者（消防、自治体職員、防災専門家、地域住民等）から避難訓練に対する講評を得る機会がありますか。	
10	振り返りによって得られた内容は、計画に反映していますか。	

V. 災害時の対応（行動手順）

災害発生時には、職員が一丸となって、入所者（利用者）の安全確保を目的とした避難行動に取り組むことが求められます。以下では、災害の種類ごとに、災害時の対応（行動手順）を説明します。

1. 火災



【通報連絡】

- 自動火災報知設備のベルが鳴り出した場合は、受信盤で出火場所の確認を行い、直ちに119番通報をしましょう。
- 現場確認者等は、消火器、連絡のための携帯電話を携帯し、現場状況の確認をしましょう。
- 自動火災報知設備のベルが鳴り出す前に、火災発見者等から火災の連絡を受けた時も、直ちに119番通報しましょう。
- 自動火災報知設備のベルが鳴り出したり、火災発生の確認をしたら、館内放送等により火災が発生したことを知らせましょう。
- 総括責任者（代行者）及び関係者への火災発生の連絡をしましょう。
- 自動火災報知設備の受信盤により、火災発生場所が確認できたら、安全な避難経路の検討、確認をしましょう。

⁵ 「V. 行動手順」（p. 40～p. 51）：「高齢者福祉施設等における非常災害対策計画作成の手引き」（平成25年1月、鹿児島市）をもとに作成。

- 119番通報の際、燃えているもの、燃焼範囲、逃げ遅れた者の有無等把握できない場合でも通報し、状況が確認でき次第、随時通報するようにしましょう。

【消火活動】

- 出火を発見したら、直ちに消火活動を開始しましょう。また、消火班は、館内の消火器を集め、それを持って現場へ向かいましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、入所者（利用者）の避難が必要か、どうか判断しましょう。
- 消火活動を行うとともに、窓、扉、防火戸や防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止を行いましょう。

【避難誘導】

- 火災が発生した場合、直ちに避難誘導を行うかどうかについては、火災の規模や発生場所等により違うため、統括管理者（代行者）は、出火場所や火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ短時間で判断し、責任を持って避難誘導の開始を指示しましょう。
- 火災が発生したときは、入居者等を一時的に安全な場所に移し、火災の状況により避難が必要な場合は、順次、屋外へ避難しましょう。
- 避難時は、火元に近い者を優先し、次に火元の直上階の者を優先しましょう。
- 上記の者以外に、避難に介助の必要な方も考慮しましょう。
- 避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。
- 避難放送にあたっては、早口を避け、落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努めましょう。
- エレベーターによる避難は、原則として行わないようにしましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- 負傷者及び逃げ遅れた者についての情報を得たときは、直ちに統括責任者（代行者）に連絡しましょう。
- 避難終了後、速やかに入所者（利用者）、職員の人員点呼を行い、逃げ遅れの者の有無を確認し、統括責任者（代行者）に報告しましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

【職員の参集】

- 参集基準に基づき、職員に参集を求めましょう。あわせて、総括責任者（代行者）が不在の場合は、必要な指示を受けるようにしておきましょう。
- 夜間に発生した場合、職員が参集するまで、数少ない当直職員等での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いた的確な初動活動に努めましょう。

【家族への報告】

- 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に入所者（利用者）と施設の状況を伝えましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

- 入所者（利用者）の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しい入所者（利用者）に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市町村や都道府県などの関係機関との調整をしましょう。

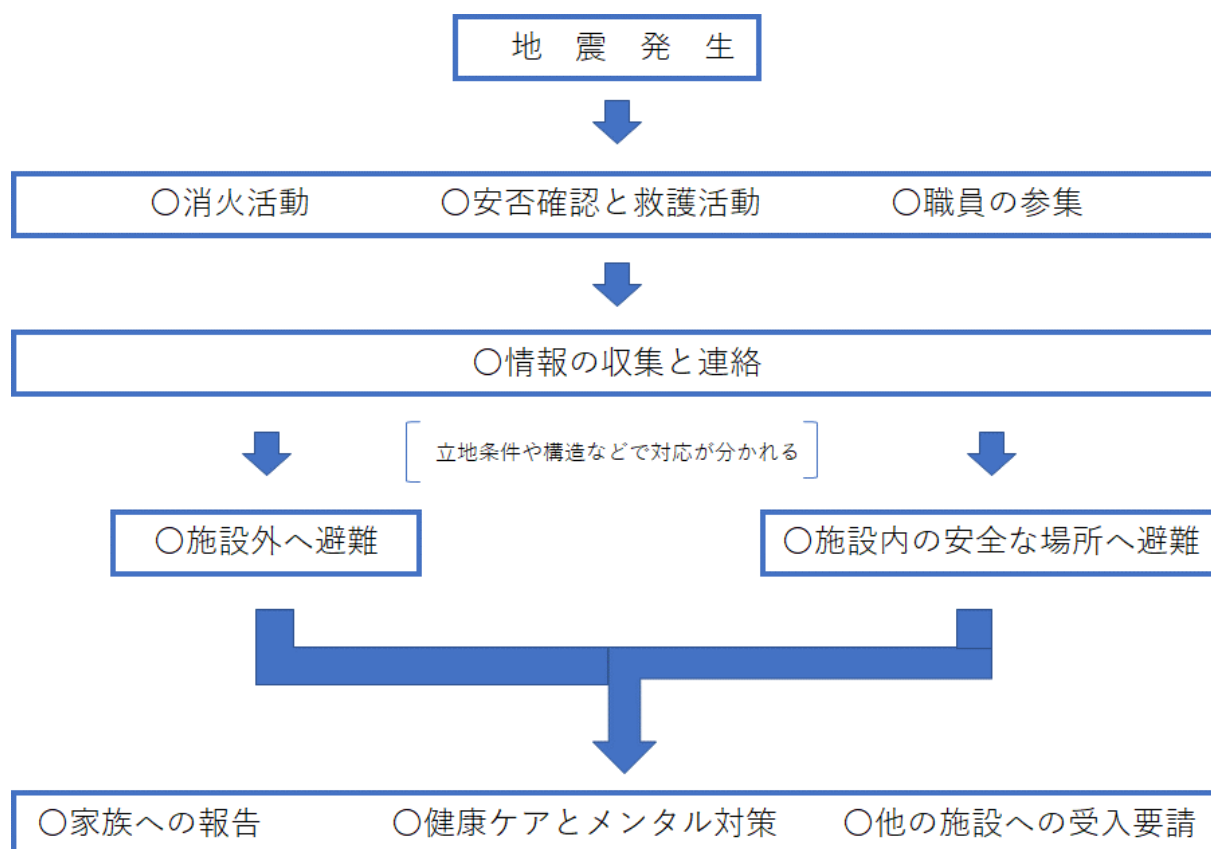
【他の施設等への受入れ要請】

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市町村とも協議し、入所者（利用者）を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「施設ご入所様一覧表」などにより、入所者（利用者）の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

○火災時のチェックシート

対 策 方 法	
火 災 発 生 時 の 対 策	〔平静な対応〕 ☐ 伝言ダイヤル・携帯メールなどによる外部との連絡・連携・応援要請 ☐ 二次災害の恐れがある場合には、予防策を実施（ブレーカーの切断など）
	〔安否確認〕 ☐ 入居者等の安否及び負傷程度の施設長（総括責任者）への報告（救援準備）
	〔消火活動〕 ☐ 火災発生時の消火作業、消防署への連絡・避難指示（エレベーターの使用中止）を指示
	〔救護活動〕 ☐ 負傷者の有無確認、応急手当の実施、安全な場所への誘導 ☐ 負傷者を付近の病院等への移送
	〔情報の収集等〕 ☐ 施設被害の全体像の把握 ☐ 入居者等の動揺を静め、冷静な対応を指示し、従業員などから情報収集 ☐ 職員や職員家族の安否を確認 ☐ 参集基準に基づく職員への連絡
	〔避難誘導〕 ☐ 火災状況の情報をもとに、総括責任者等において入居者等の避難の要否判断 ☐ 利用者等への避難誘導連絡と避難誘導班への避難手順指示（色区分等を利用） ☐ 担架・車いす・スリッパ・ヘルメット・ロープ・ブラカード・ゼッケン等必要品の準備 ☐ 入居者等の健康ケア、PTSD対策、体調不良者の協力施設等への入所依頼
	〔避難が不要な場合〕 ☐ 備蓄食料、利用可能な設備や器具を利用して入居者等の安全確保を実施 ☐ 負傷の状況に応じた救急措置と病院への移送
	〔夜間における対応〕 ☐ 夜勤者は、入居者等の安否確認と負傷者の救護（応急措置）を実施 ☐ 施設の被災状況を判断し、安全なスペースへの移動が必要な場合の応急措置 ☐ 他職員は、参集基準に基づき、対応する
	〔施設が使用不能となった場合〕 ☐ 入居者等を家族等へ引継依頼 ☐ 他の施設等へ受入依頼 ☐ スタッフの疲労蓄積による怪我、病気等の二次災害に注意 ☐ 避難者の体調の異常の確認、心的外傷後ストレス障害対策を実施
	〔その他（各施設における対策）〕 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

2. 地震



【消火活動】

- 火元付近にいる職員は、揺れが収まったらすぐに「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止しましょう。
- 出火を発見したら、揺れが収まり次第、直ちに消火活動を開始しましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、入所者（利用者）の避難が必要かどうか判断しましょう。

【職員の参集】

- 職員は自身と家族の安全が確保された後、参集基準により、自発的に参集しましょう。
- 夜間に発生した場合、職員が参集するまで、数少ない当直職員等での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いた的確な初動活動に努めましょう。

【安否確認と救護活動】

- 直ちに入所者（利用者）、職員の安否を確認しましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

【情報の収集と連絡】

- 施設の破損状況や施設周辺の危険性について確認しましょう。
- テレビ、ラジオ、インターネットなどで地震の震源地や規模、余震、津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集しましょう。
- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に被害情報などを記入しましょう。

- 災害の正確な情報を伝えて、入所者（利用者）の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。
- 施設が被災した場合には、消防や市町村の防災担当課等に応援要請するとともに、必要な指示を受けましょう。また、施設の被災状況は、市町村の高齢福祉担当部署にも速やかに連絡しましょう。

【避難】

- 避難先や避難経路の安全を確認しましょう。
- 避難は、施設の立地状況や被害状況により異なります。市の防災担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断しましょう。
- 避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。
- 避難放送にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努めましょう。
- エレベーターによる避難は、原則として行わないようにしましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。
- ブレーカーの切断など、二次災害発生の防止措置をとりましょう。
- 余震についても十分注意しましょう。

【家族への報告】

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に入所者（利用者）と施設の状況を伝えましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

- 入所者（利用者）の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しい入所者（利用者）に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市町村や都道府県などの関係機関との調整をしましょう。

【他の施設等への受入れ要請】

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市町村とも協議し、入所者（利用者）を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「施設ご入所様一覧表」などにより、入所者（利用者）の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

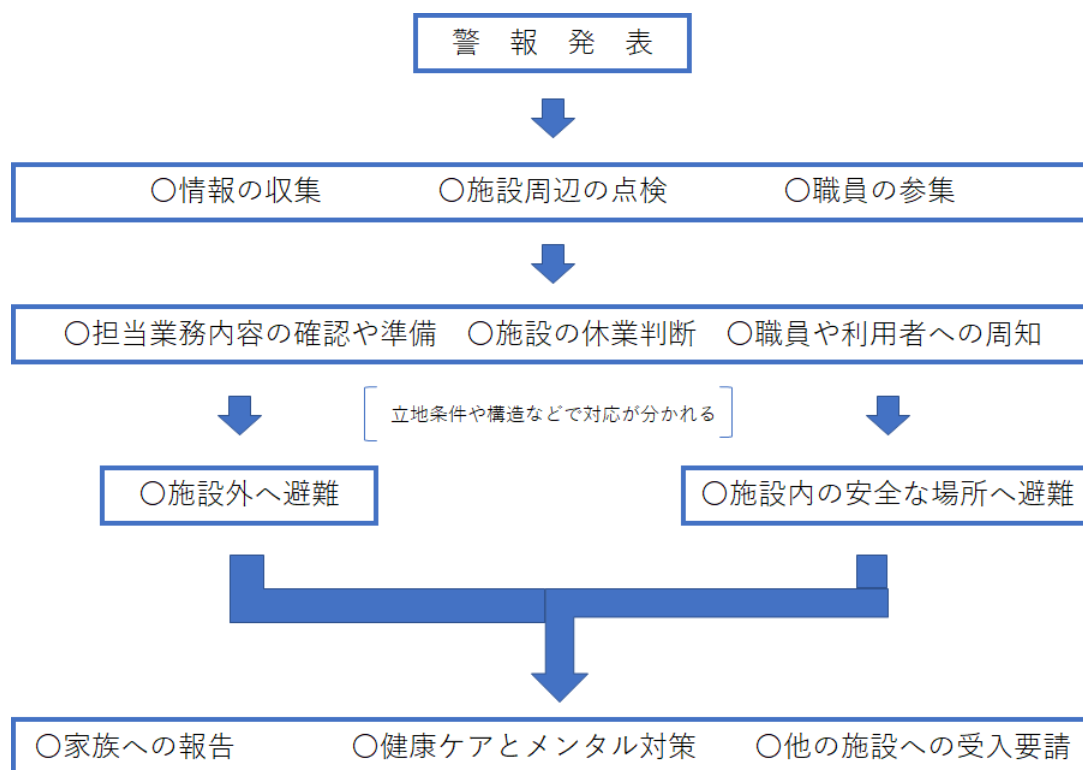
【施設の休業判断】

- 収集した情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をしましょう。
- その日の利用者があらかじめ特定できる施設や通院の施設については、利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにしましょう。
- サービスや診療の開始後に休業決定をした場合の利用者の帰宅方法や家族に対する引受けの要請については、状況等を十分考慮し、判断しましょう。
- 家族への引渡しは、家族等の判断で連れ帰ることがないよう、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。

○地震時のチェックシート

対 策 方 法	
地 震 発 生 時 の 対 策	[立地条件と災害予測] ☐ 地盤・地形などの立地環境と起こりうる災害予測の確認 [平静な対応]（地震発生時の特徴） ☐ 伝言ダイヤル・携帯メールなどによる外部との連絡・連携・応援要請 ☐ 二次災害の恐れがある場合には、予防策を実施（ブレーカーの切断など）
	[安否確認] ☐ 入居者等の安否及び負傷程度の施設長（総括責任者）への報告（救護準備）
	[防火活動] ☐ 火災発生時の消火作業、消防署への連絡・避難指示（エレベーターの使用中止を指示）
	[救護活動] ☐ 建物倒壊等に備えて非常用出口を開放（確保） ☐ 負傷者の有無確認、応急手当の実施、安全な場所へ誘導 ☐ 負傷者を付近の病院等へ移送
	[避難誘導] ☐ 市町村災害対策本部等の情報をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否判断 ☐ 利用者等への避難誘導連絡と避難誘導班への避難手順指示（色区分等を利用） ☐ 担架・車いす・スリッパ・ヘルメット・ロープ・ブラカード・ゼッケン等必要品の準備 ☐ 入居者等の健康ケア、PTSD対策、体調不良者の協力施設等への入所依頼
	[避難が不要な場合] ☐ 夜勤者は、入居者等の安否確認と負傷者の救護（応急措置）を実施 ☐ 施設の被災状況等を判断し、安全なスペースへ移動が必要な場合の応急措置 ☐ 他職員は、参集基準に基づき、対応をする。
	[施設が使用不能となった場合] ☐ 入居者等を家族等へ引継依頼 ☐ 他の施設等へ受入依頼 ☐ スタッフの疲労蓄積による怪我、病気等の二次災害に注意 ☐ 避難者の体調の異常の確認、心的外傷後ストレス障害対策を実施
	[その他（各施設における対策）] ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

3. 風水害、土砂災害



【情報の収集】

- テレビやラジオ、インターネットなどによる大雨や台風に関する気象情報に注意しましょう。
- 警報は急に発表されることも多いため、常時、気象情報に気をつけましょう。

【施設周辺の点検】

- 施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意しましょう。

（土砂災害の前兆現象）

崖崩れ	・ 崖からの水が濁る ・ 崖の斜面に亀裂が入る ・ 小石がばらばら落ちてくる ・ 崖から異常な音がする
土石流	・ 山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる（鉄砲水の前兆） ・ 川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる ・ 異常な匂いがする（土の腐った匂い、きな臭い匂い等）
地すべり	・ 地面にひび割れができる ・ 沢や井戸の水は濁る ・ 斜面から水が吹き出す ・ 電柱や塀が傾く

- 風雨の激しい段階では、見回りを一時控えるなど、職員の安全にも配慮しましょう。

【職員の参集（入所・入院施設）】

- 夜間や休日の際は、参集基準に基づき、職員に参集を求めましょう。あわせて、総括責任者（代行者）が不在の場合は、必要な指示を受けるようにしておきましょう。
- 連絡がとれなかった職員があった場合には、連絡担当者に報告しましょう。その職員には、連絡担当者が引き続き、連絡をとりましょう。

【担当業務内容の確認や準備】

- 災害警戒時には、担当別の業務内容を確認し、速やかに避難等の対応ができるよう、点検や準備などをしましょう。
 - ・情報収集、連絡担当班（気象情報の継続確認、市町村や都道府県、防災関係機関からの情報収集など）
 - ・救護班（救護運搬用具の点検・配備、医薬品等の点検、準備等）
 - ・避難誘導班（鉢植え、物干し等飛ばされそうな物の室内移動、土嚢の準備、火の元の点検、発電機の手配、避難場所、経路・場所の確認等）
 - ・物資班（備蓄品の高い場所への移動、非常用持ち出しセットの確認等）

【職員や入所者（利用者）への周知】

- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に気象情報などを記入しましょう。
- 災害についての正確な情報を伝えて入所者（利用者）の動揺・不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。

【施設の休業判断（通所・通院施設）】

- 収集した気象情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をしましょう。
- その日の利用者があらかじめ特定できる施設や通院の施設については、利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにしましょう。
- サービスや診療の開始後に休業決定をした場合の利用者の帰宅方法や家族に対する引受けの要請については、気象状況等を十分考慮し、判断しましょう。
- 家族への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。

【避難】

- 市町村の防災関係課等から河川の増水状況や近隣の被害状況等を入手し、最も安全と思われる避難場所や避難経路を選びましょう。
- 浸水や土砂災害のおそれがある場合に施設内で避難するときは、できるだけ高層階に避難しましょう。この場合、食料等の備蓄品も一緒に高層階に搬送します。
- 市町村からの避難準備情報が出る前に自主避難するときは、避難所の使用が可能かどうかを市町村の防災担当課等に確認しましょう。
- 避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。
- 避難放送にあたっては、早口を避け、落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努めましょう。
- エレベーターによる避難は、原則として行わないようにしましょう。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。

- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。
- ブレーカーの切断など、二次災害発生の防止措置をとりましょう。

<老人福祉施設>

- ・寝たきりの方や介助の必要な方が入所する施設については、避難時に一人の利用者の避難に複数の職員と相当な時間を必要とすることから、早い段階で避難の判断をするようにしましょう。

<医療施設>

- ・医療施設では、重症患者から軽傷患者まで、様々なパターンがあることから、それぞれの対応（移送手段、移送先（特に人工透析患者、難病等の慢性疾患患者）等）を検討しておきましょう。

【家族への報告】

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に入所者（利用者）と施設の状況を伝えましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

- 入所者（利用者）の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しい入所者（利用者）に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市町村や都道府県などの関係機関との調整をしましょう。

【他の施設等への受入れ要請】

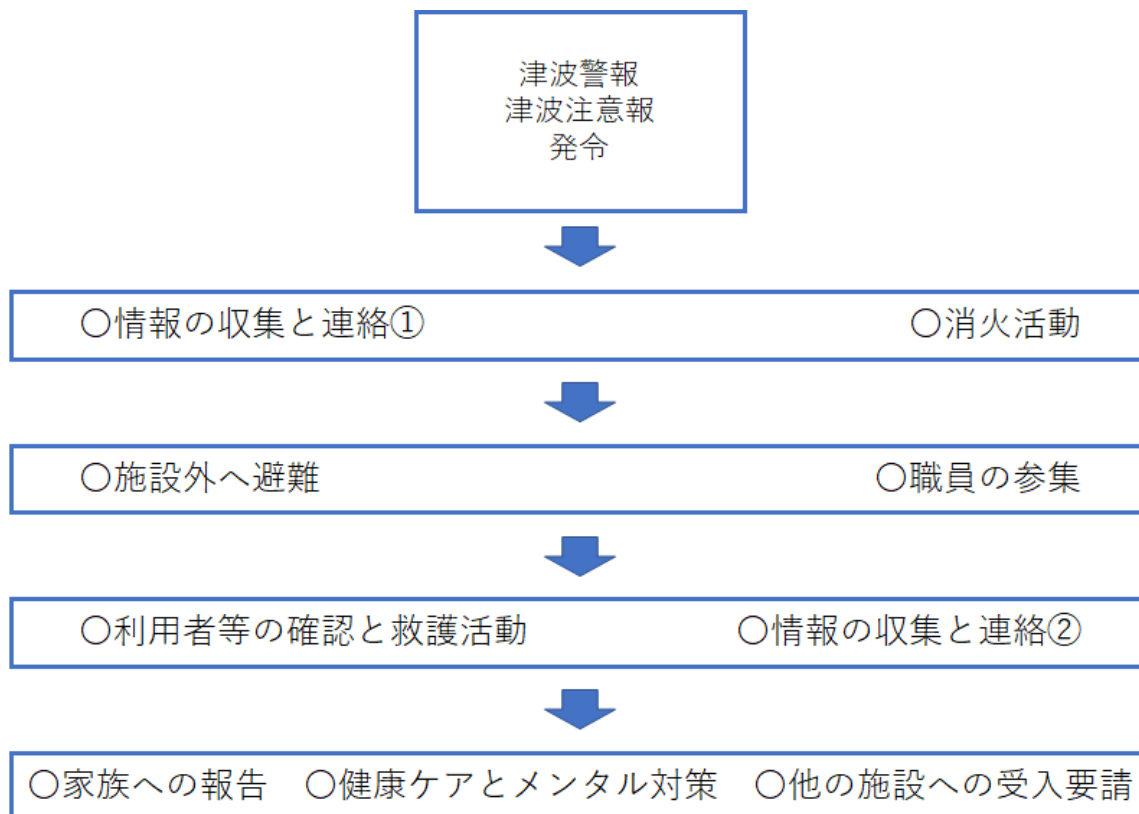
- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市町村とも協議し、入所者（利用者）を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「施設ご入所様一覧表」などにより、入所者（利用者）の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

○風水害時のチェックシート

対 策 方 法	
風 水 害 対 策	[警報等が発令された場合] [指示体制の周知と情報伝達] ☐ 情報の収集と防災対策のための職員参集（情報連絡班） ☐ 市担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備 ☐ 指示体制の一本化と職員への周知 ☐ 入居者、利用者及び職員への定期的な情報提供（及び緊急避難時の冷静な行動指示） ☐ 初動体制の準備（避難方法の確認・警戒体制の準備）
	[役割分担別の準備・確認] ☐ 火元の点検、危険物の保管・設置状況のチェック（消火班） ☐ ライフラインや食事等の設備点検（応急物資班） ☐ ガラスの破損・備品転倒・タンクの水・油漏れがないかを点検（避難誘導班） ☐ 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、入居者等の健康状態把握（救護班） ☐ 備蓄食料・機材の点検と不足物資の補充・生活用品の被災からの保護（応急物資班） ☐ 入居者等の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認（避難誘導班）
	[安全対策の実施] ☐ 状況別の避難先の選定（施設内、施設外の避難所等） ☐ 避難時の適切な服装（防寒具・ズック・長靴・ヘルメット等）、移動手段準備 ☐ 避難手段、避難経路、避難方法、避難名簿の作成 ☐ 避難予想に基づく家族等への引き継ぎの要否判断
	[災害発生時の対応] [避難手段と経路選択] ☐ 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断 ☐ 入居者等が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性を判断 ☐ 防災対策本部等からの避難準備指示や避難指示への対応
	[避難誘導] ☐ 避難先と避難経路の選択 ☐ 避難時、避難場所、避難生活での入居者等の安全と健康管理への注意
	[避難が不要な場合] ☐ 備蓄食料、利用可能な設備や器具を利用して入居者等の安全確保を実施 ☐ 負傷の状況に応じた救急措置と病院への移送
	[安全点検の実施] ☐ 施設、設備の点検と清掃の実施
	[施設が使用不能となった場合] ☐ 入居者等を家族等へ引継依頼、他の施設等への受入依頼
	[その他（各施設における対策）] ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

4. 津波

地震発生に伴い、起こりうる災害です。地震が離れた地域で発生し、各自治体に地震災害が起これなくても、津波災害が起こることがあります。



【情報収集と連絡①】

- 津波警報が発令されたら、到着予想時間まで時間があるとしても、早まることもあります。なるべく早く、避難指示の連絡をしましょう。
- 正確な情報を伝えて、入所者（利用者）の動揺や不安を解消するとともに、早めに避難行動をとしましょう。
- 津波注意報であっても、満潮時刻と重なると、湾の奥など津波が高くなりやすい場所や低地では、浸水の被害が発生する恐れがあります。気象庁や防災関係機関などからも情報を収集しましょう。

【消火活動】

- 避難まで時間的余裕があり、可能な場合は、「火の始末」やガスの元栓を閉めるなど二次災害の防止をしましょう。

【避難】

- 避難先や避難経路、避難の方法を確認しましょう。
- 津波警報が発令されてから、津波到達まで時間が短い場合もあります。避難方法や移動手段など検討して決めておきましょう。

- 避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討しましょう。
- 避難放送にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努めましょう。
- 可能であれば、ブレーカーの切断など、二次災害発生の防止措置をとりましょう。
- 津波警報が発令されたら、到達予想時間まで時間があるとしても、早まることもあります。なるべく早く、近くの3階建以上の大きな建物の3階以上部分か、または津波避難ビルに指定されている建物へ避難してください。

【職員の参集】

- 施設近辺に在住の職員は、家族の安全が確保され、避難まで時間的余裕がある場合は、参集基準により、自発的に参集しましょう。
- 参集場所は、避難所等になることもあるので、職員への連絡方法を決めておきましょう。
- 夜間の場合、数少ない当直職員等での対応となりますが、総括責任者（代行者）の指示の下、落ち着いて的確な初動活度に努めましょう。

【入所者（利用者）等の確認と救援活動】

- 直ちに入所者（利用者）、職員が避難しているか確認しましょう。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

【情報の収集と連絡②】

- 市町村の防災関係機関や消防、警察などから現在の状況など必要な情報を収集しましょう。
- 正確な情報を伝えて、入所者（利用者）の動揺や不安の解消に努めましょう。
- 職員にも正確な情報を伝えて、職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図れるようにしましょう。

【家族への報告】

- 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に入所者（利用者）の状況を伝えましょう。
- 家族への引渡しは、家族等の判断で連れ帰ることがないよう、職員立会いのもとで入所者（利用者）や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにしましょう。

【健康ケアとメンタル対策】

- 入所者（利用者）の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しい入所者（利用者）に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受入れ要請が必要か、早期の検討をしましょう。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市町村や都道府県などの関係機関との調整をしましょう。

【他の施設等への受入れ要請】

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市町村とも協議し、入所者（利用者）を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「施設ご入所様一覧表」などにより、入所者（利用者）の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

参考資料



VI. 記入様式（記入例）

【「非常災害対策計画」記入様式ご活用にあたって】

※本記入様式における各項目は、本手引き__IV1～13(p.8～34)に対応しています。

※「記入様式(Word 形式)」: 弊所 HP で別途公開している「記入様式(Word 形式)」をダウンロード可能です。「記入様式(Word 形式)」は、各施設・事業所の計画の作成状況、立地条件、他の計画との一体的な作成状況等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

※「記入例」: 本事業で実施したヒアリング調査にご協力いただいた施設・事業所等がすでに作成している「非常災害対策計画」等の記載内容をもとに、各項目の「記入例」を記載しています。参考であることをご了承のうえ、各施設・事業所が「非常災害対策計画」作成・見直しの際の参考にください。

「非常災害対策計画」

【補足説明】

※「該当(○)」欄は、「非常災害対策計画」と「避難確保計画」をはじめ他の計画と一体的に作成する場合ご活用ください。

＜他の計画と一体的な作成内容＞

	対象となる災害	想定区域	対象となる水害または対象となる土砂災害を引き起こす自然現象	該当(○)	該当時期(年月)	備考
消防計画	—	—	—	—	—	—
避難確保計画	水害（洪水、内水、高潮、津波）	洪水浸水想定区域	洪水	—	—	—
		雨水出水浸水想定区域	内水	—	—	—
		高潮浸水想定区域	高潮	—	—	—
		津波災害警戒区域	津波	—	—	—
	土砂災害	土砂災害警戒区域	がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）	—	—	—
		土砂災害警戒区域	土石流	—	—	—
		土砂災害警戒区域	地すべり（地滑り）	—	—	—
業務継続計画	—	—	—	—	—	—
その他の計画等（ ）				—	—	—
その他の計画等（ ）				—	—	—

法人名	社会福祉法人〇〇	種別	〇〇
代表者	〇〇 〇〇	管理者	〇〇 〇〇
所在地	〇〇 〇〇	電話番号	〇〇 〇〇
計画作成年月日 (改定年月日)	H31.4.1 非常災害対策計画作成		

1. 計画作成の目的

本手引き:IV-1(p.8 参照)

- ・施設・事業所の立地条件や利用者特性、運営方針と整合性を保ち、計画作成の目的を記載します。
- ・高齢者施設・事業所に義務づけられている「非常災害対策計画」、「消防計画」のほか、浸水や津波、土砂災害等の災害警戒区域等に立地する場合には「避難確保計画」も含めた一体的な作成が効果的です。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- ・この計画は、災害時における入所者（利用者）及び職員の円滑かつ安全な避難を行うことを目的に作成する。
- ・災害の危険が迫っている時、また災害が起きてしまった時に、的確な判断と落ち着いた行動を取ることが求められるため、水害時、地震発生時及び二次災害の拡大防止を目的に、本計画を作成する。

2. 計画の適用範囲

本手引き:IV-2(p.8 参照)

- ・この計画の適用範囲を記載します。
- ・適用対象とする入所者（利用者）数について、日中・夜間帯別に記載します。
- ・適用対象とする職員数について、日中・夜間帯別に記載します。
- ・また、地域住民のほか、災害協定を結んでいる団体・企業など、災害発生時に応援要請が可能な人数を確認しておきます。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

●対象となる利用者の範囲：

- ・この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び関係するすべての者（家族等）に適用するものとする。
- ・職員、施設利用者の主な状況は下表のとおり。

人		数	
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 9名	昼間 4名	休日（平日と同じ）	休日（平日と同じ）
夜間 9名	夜間 2名		

●対象となる災害の範囲：

- ・この計画は、火災、地震、台風や長雨による風水害等の諸災害に対応するものとする。

3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測

本手引き:IV-3(p.9 参照)

- 施設・事業所の立地場所（周囲の環境）によって、予測する必要のある災害も異なります。施設・事業所がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるかをしっかり把握しましょう。
- 各市町村が作成する地域防災計画やハザードマップ等を入手したり、消防署や地域に長く住む住民の方から話を聞いたりして、施設・事業所の立地条件について確認しておきましょう。

【補足説明】

※実際の「記入様式」では、各施設の立地状況に応じて必要と考えられる項目を記入してください。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

●川沿いに立地している施設・事業所の場合：

項目	各施設・事業所の概要
海拔	▲▲m
□□川までの距離	〇〇m
浸水深	△△m
過去の浸水状況（参考）	昭和××年□□台風では当施設の立地場所で▲▲mの浸水深が3日間続いたとのこと（区長さん）。
注意事項	大雨の際、当施設前の道路は低く、浸水してしまうので、予測できる水害の場合、とにかく早めに移動すること（消防署の方）。

●土砂災害警戒区域に立地している（山が近くにある）施設・事業所の場合：

項目	各施設・事業所の概要
土砂崩れ等予想箇所	2か所（施設南側、西側）
過去の土砂崩れ等の状況（参考）	・昭和××年◎◎地震で、施設南側の山が崩れた経験あり。 ・昭和××年□□台風で、施設西側の山が崩れた経験あり（いずれも消防署の方）。
注意事項	・地震の場合、南側から離れた場所に移動する。 ・大雨の際は、とにかく早めに他の施設に避難する（消防署の方）。

＜その他の記入例＞

●海沿いに立地している施設・事業所の場合：

項目	各施設・事業所の概要
海拔	▲▲m
海までの距離	〇〇m
浸水深	△△m
過去の津波到達までの時間（参考）	昭和××年◎◎地震では▲▲分で津波が到達したとのこと（消防署の方）。
注意事項	当事業所立地場所より南側の方が高い地形のため、避難の際は南側に向かって逃げることを心得る（消防署の方）。

●市街地に立地している施設・事業所の場合：

項目	各施設・事業所の概要
海拔	▲▲m
□□川までの距離	〇〇m
浸水深	△△m
過去の浸水状況	・昭和××年□□豪雨、当施設南 200mのマンホールから水が溢れ、当施設の立地場所一帯が浸水したことあり（消防署の方）。
注意事項	・大雨の際は、とにかく早めに他の施設に避難する。 ・浸水の危険があるので、重要なものは高いところに保管する（いずれも消防署の方）。

※ハザードマップは「5. 避難場所、避難経路、移動手段」に掲載しているため、本ページでは掲載略。s

4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）

本手引き:IV-4(p.14 参照)

- ・施設・事業所の設備の理解、安全対策をふまえ、入所者（利用者）の適切な避難方法や避難場所、避難を開始するタイミングや判断の考え方を検討しましょう。
- ・災害発生時には、建物等の損傷や家財の転倒、ガラスの飛散などが発生する可能性があります。日頃からの安全対策を心がけましょう。
- ・停電時には、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集することになります。こうした状況に備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄しておきましょう。

【補足説明】

※Excelシート「01.施設・事業所内の設備チェックリスト」、「02.施設・事業所内の安全対策チェックリスト」、「03.施設・事業所周辺の安全点検リスト」を活用するイメージで記入例を作成しています(本手引き p.15～16)。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

●共通対策：

- ・各種チェックリストを活用し、上記建物内外、建物周辺の定期点検及び安全対策を行う。
- ・建物内外、建物周辺の定期点検及び安全対策の時期は、年2回（9月、1月）とする。
- ・定期点検及び安全対策の結果をもとに、改善に向けた対応を行う（定期点検及び安全対策実施日から2週間以内に検討を開始する）。
- ・2か月に1回、複数の通信手段やバッテリーの動作確認を行う（電話、携帯電話、SNS、メール等）。

●火災対策：

- ・2か月に1回、消火設備（消火器、スプリンクラー等）の点検を行う。
- ・2か月に1回、ガス機器や石油機器の点検を行う。

●地震対策：

- ・2か月に1回、天井からの落下物防止対策の状況を確認する（照明器具、壁掛け時計等）。
- ・2か月に1回、備品等の転倒防止策の状況を確認する（机、キャビネット、ロッカー、書棚、冷蔵庫等）。
- ・2か月に1回、家電製品などの転倒・落下物防止対策の状況を確認する。

●停電対策：

- ・2か月に1回、懐中電灯、予備の電池等の準備、使用可能かどうかを確認する。
- ・2か月に1回、飲料水や生活用水の備蓄状況、期限を確認する。
- ・年2回（9月、1月）、石油ストーブ、毛布、携帯カイロ、防寒具等の準備状況を確認する。

●風水害対策、浸水対策

- ・2か月に1回、電気、ガス、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策として、備蓄品を確認する。
- ・2か月に1回、通信手段や可搬式（ポータブル）自家発電設備を高い場所（2階以上の建物であれば2階以上）に置いているかを確認する。
- ・2か月に1回、事業所内の排水溝の点検、樹木の剪定状況を確認する。

5. 入所者（利用者）の避難方法に関する情報整理

本手引き:IV-5(p.17 参照)

- ・入所者（利用者）の状態像の変化、利用者の入れ替わり等をふまえ、定期的に利用者の避難方法に関する情報を確認、更新しましょう。
 - ・消防や近隣住民などが避難の応援に来た際に、一目で入所者（利用者）一人ひとりの避難方法が分かるようにしておくことが重要です。
- ※「避難時における入所者（利用者）の安全確保」という点に照らして、本手引きでは入所者（利用者）の避難方法に特化した情報整理を重視して記載しています（「避難先でのケアの継続に必要な情報」は、記載していません）。

【補足説明】

※Excelシート「04.避難時の入所者(利用者)情報リスト」を活用するイメージで記入例を作成しています(本手引き p.18)。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- ・定期的に入所者（利用者）の避難方法に関する情報を確認し、「避難時の入所者（利用者）情報リスト」に整理する。
- ・確認（更新）時期：以下に該当する時期の2週間以内に行う。
 - －入所者（利用者）の入れ替わり後
 - －介護度変更後等
- ・確認時期の情報をもとに、非常災害対策計画、避難訓練の内容の見直しを検討する。
- ・あわせて、入所者（利用者）居室ドアに貼ってある避難情報に関するシールも張り替える（避難方法に関する情報収集から1週間以内）。

避難時の入所者（利用者）情報リスト（記載例）
日付：2021/06/09時点

部屋番号	利用者氏名	避難方法	色分け
101	〇〇 〇〇	車いす	
102	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
103	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
104	〇〇 〇〇	車いす	
105	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
106	〇〇 〇〇	車いす	
107	〇〇 〇〇	車いす	
108	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
109	〇〇 〇〇	車いす	
201	〇〇 〇〇	独歩、手引き	
202	〇〇 〇〇	独歩、手引き	
203	〇〇 〇〇	車いす	
204	〇〇 〇〇	車いす	
205	〇〇 〇〇	独歩、手引き	
206	〇〇 〇〇	独歩、手引き	
207	〇〇 〇〇	ベッド/担架	
208	〇〇 〇〇	独歩、手引き	
209	〇〇 〇〇	ベッド/担架	

	独歩、手引き	5	名
	車いす	7	名
	ベッド/担架	6	名
合計		18	名

6. 避難場所、避難経路、移動手段

本手引き:IV-6(p.19 参照)

- ・災害の状況や施設の立地、利用者の状態像等を勘案し、複数の避難場所、避難経路、移動手段を検討、確保しましょう。
- ・気象台や市町村の防災部局等から施設・事業所の立地や安全な避難経路等に関する情報を入手し、安全と思われる避難場所や避難経路を選びましょう。
- ・利用者の避難方法の確認・更新に伴い、各避難場所への避難を想定した移動時間の計測を行いましょう。

【各施設・事業所記入欄】

＜記入例①＞

- 避難場所、避難経路：
 - ・避難先は指定緊急避難場所とする。（当施設周辺の浸水深は1～2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立ち退き避難とする。）
 - ・避難場所（1）の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所（2）久慈東高等学校に向かう。
 - ・逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所（1）まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所（3）（4）のいずれかに避難する。（浸水区域外への移動を優先する）
 - ・避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。
 - ・避難場所（1）元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。
 - ・日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。



出典：「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」（平成31年3月第3版、内閣府）「特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさまグループホーム ひだまり_洪水時の避難確保計画」より引用。

- 避難誘導：
 - ・避難先までの移動手段は以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所（1）	元気の泉	2700m	車両2～3台
避難場所（2）	久慈東高等学校	3800m	
避難場所（3）	天神堂公民館	500m	
避難場所（4）	寺里公民館	1700m	
屋内安全確保	—		

【各施設・事業所記入欄】

<記入例②>

●避難場所：

- (1) 火災時：第一避難場所（車庫前）
第二避難場所（◎◎集会所）
- (2) 水害時：第一避難場所（▲▲老人ホーム）
第二避難場所（□□老人ホーム）
- (3) 地震時：第一避難場所（車庫前）
第二避難場所（◎◎集会所）

※大地震発生時：施設が使用できないような壊滅的な大被害をもたらす大災害時に一時的に集合する場として近くの公園等を指定しておく。

●移動時間に要する時間の計測、非常災害対策計画及び避難訓練への反映

- ・各種災害の避難訓練時、各避難所までの移動時間を計測し、「避難訓練記録シート」に記入する。

7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方

本手引き:IV-7(p.21 参照)

- ・ニュースや市町村の防災部局等から避難に関する情報を入手したときや、施設・事業所及び周辺で普段と異なる状態を発見したとき等、早めに避難を開始できるよう、避難開始時期や判断基準を定めておきましょう。
- ・早朝や夜間帯等、職員数が少ない時間帯でも、すべての職員が同じ判断と行動ができるよう、施設・事業所でルールを定めて共有し、定期的に確認しましょう。

【補足説明】

※実際の「記入様式」では、災害の種類に応じて必要と考えられる項目を記入してください。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

●【避難を開始する時期、判断基準】浸水被害の場合：

- ・避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）が出された場合。
- ・大雨警報が続き、〇〇川（〇〇 地点）氾濫警戒情報が発令された場合。
- ・〇〇川（〇〇 地点）の堤防の水位上昇時間間隔が、前の3時間と比較して短くなったことを確認した場合。

●【避難を開始する時期、判断基準】土砂災害被害の場合：

- ・避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）が出された場合。
- ・大雨警報が続き、〇〇川（〇〇 地点）氾濫警戒情報が発令された場合。
- ・近隣の河川が短時間で危険水位を超え、強い雨が降り続いている場合。

8. 災害に関する情報収集、整理

本手引き:IV-8(p.24 参照)

- ・情報収集は、災害に対する警戒避難体制をとるための重要な役割です。あらかじめ、収集する情報と入手手段を確認しておきましょう。
- ・情報収集の担当者は、気象情報や災害情報等、テレビ、ラジオ、インターネットのほか、Twitter 等の SNS 等を活用し、積極的に情報収集することが重要です。その際、発信元の信頼性について、留意が必要です。
- ・行政機関やマスコミ等から提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面等に危険な前兆がないか等の確認を、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から行いましょう。
- ・収集した情報は、職員間で共有しましょう。

【補足説明】

※記入例及び本手引き p.25 を参考に、施設・事業所の状況に応じて必要と考えられる項目を記入してください。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

●収集する情報の項目と方法、担当者：

項目	収集方法	担当者・責任者
気象情報	・テレビ、ラジオ、インターネット	情報収集担当者
警戒レベル（例：警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始））等	・市の HP、市からの緊急通報メール ・テレビ、ラジオ、インターネット	情報収集担当者
入所者（利用者）・職員の状況把握	・緊急連絡網により電話確認	管理者
	・施設内の利用者の目視確認	夜勤勤務者
建物の被害状況の把握・記録	・介護員からの情報収集	防災管理者
ライフラインの被害状況	・市の無線広報内容を聞いて把握	副管理者・生活相談員
関係業者との連絡	・関係業者一覧表による	生活相談員
その他関係先との連絡	・関係防災情報一覧表	事務長

●収集した情報の共有方法

- ・警戒レベル：情報収集担当者は、常時、気象情報を確認し、警戒レベル1の段階で、管理者には電話で、職員には一斉メールで連絡する。⇒管理者は避難の判断
- ・警戒レベル以外の情報：各担当者・責任者は、異常を発見した時点で、管理者に電話またはメールで連絡する。⇒管理者が状況に応じて判断

9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理

本手引き:IV-9(p.26 参照)

- ・統括責任者のもと、適確な情報収集、伝達、迅速な避難行動ができるように、「誰が何をするのか」を明確にし、必要な業務を実施できる人員を確保しておくことが重要です。
- ・夜間など、平日の日中に比べて、職員の数が少ない場合の対応策も検討しておきましょう。
- ・夜間や休日に、災害関連情報が発表された場合における職員の参集基準を定めておきましょう。
- ・また、災害の状況が悪化した段階になると、交通の停止等により、職員が施設・事業所に駆け付けることできないおそれがあるため、夜間や休日における避難支援要員及び外部の避難支援者の確保策を検討しましょう。
- ・あわせて、通所施設等を併設している施設の場合、臨時休業等の基準も作成しておきましょう。

【補足説明】

※Excelシート「05.役割分担表」を活用するイメージで記入例を作成しています(本手引き p.27)。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

1. 職員の役割分担

●総括責任者：避難の判断等防災対策についての指揮ほか全般を行う。

●情報収集・連絡担当：

(担当業務)

- ・気象・災害の情報収集
- ・職員への連絡、職員・職員家族の安否確認
- ・関係機関との連絡、調整 等

●救護班：

(担当業務)

- ・負傷者の応急手当
- ・医療機関との連絡調整 等

●安全対策班：

(担当業務)

- ・利用者の安全確認
- ・施設、設備の被害状況確認
- ・利用者への状況説明
- ・利用者の避難誘導 等

●物資班：

(担当業務)

- ・食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出
- ・備蓄品の補給（販売店への発注） 等

2. 外部の避難支援者

●協力者として6名を計画（△△消防団）

●大雨警報や警戒レベル2発令時に避難支援協力者への事前協力要請を実施する。

3. 職員の参集基準

記載略（※本手引き p. 27 参照）。

10. 連絡体制の整備

本手引き:IV-10(p.28 参照)

- ・状況に応じて職員が速やかに集合できるよう、固定電話や携帯電話のほか、メールの一斉配信や SNS の活用なども整えましょう。
- ・緊急事態発生時や急激に災害が切迫し、安全な立退き避難が難しい場合に、市町村や消防その他の防災機関等に対して速やかに連絡・通報できるよう、連絡先を一覧で整理しておきましょう（日中・夜間帯別）。
- ・また、利用者家族への連絡先や連絡手段についても、一覧で整理しておきましょう。非常時には、電話回線がつながりにくくなるおそれもあるため、メールや SNS などによる連絡方法についても周知しておきましょう。

【補足説明】

※Excel シート「06.緊急連絡先一覧表」を活用するイメージで記入例を作成しています（本手引き p.28）。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

緊急連絡先一覧表				
連絡先	電話	(夜間)	FAX	
消防・救急	119	-	-	-
警察	110	-	-	-
市防災担当課				
市福祉担当課				
市消防本部				
出張所（消防）				
警察署				
交番				
病院				
電力会社				
市ガス局				
市水道局				
協力施設				
地域の協力者		-		-
		-		-

出典：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（令和 2 年 5 月（一部改正）、山口県健康福祉部）、「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」（平成 24 年 3 月福岡県）

11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり

本手引き:IV-11(p.29 参照)

- ・日頃から、消防関係者や自治体の防災部局、福祉部局等との関係を構築しておくことで、避難の実効性を高める助言等を得られると考えられます。
- ・災害が発生した場合には、避難時等に、地域住民の協力も必要となることから、施設が立地する周辺地域とは、日頃から連携を図っておきましょう。
- ・近隣施設、類似施設間で、利用者の一時受け入れや職員派遣等の災害時協定を結ぶなど、協力関係を確保しておきましょう。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

- ・地域消防団との協議会を実施し、施設設備等の設置状況を説明するなど情報交流を行うとともに合同の防災訓練を実施する。
- ・運営推進会議に出席した委員に、避難訓練への参加を依頼する。
- ・◎◎地区の防災訓練に参加する。
- ・▲▲県の□□協会に参加し、災害時の応援協定締結を検討する。

12. 備蓄品等の準備・確保

本手引き:IV-12(p.30 参照)

- ・救援物資が届くまで、少なくとも3日間程度は自力で対応できるよう、食料や飲料水などを職員分も含めて備蓄しておきましょう。
- ・避難先での対応に備え、必要となる物資や器材をリストアップし、非常時用持ち出しセットとして準備しておきましょう。
- ・備蓄品リストを作成し、定期的に在庫や期限切れがないかをチェックをしておきましょう。

【補足説明】

※Excelシート(「07.備蓄品リスト」)を活用するイメージで記入例を作成しています(本手引き p.31)。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例>

備蓄品リスト								
区分	品目	非常時 用持出	数量	保管場所	最終在庫確認日		確認者	
					直近の有効期限	有効期限 対象外	納入先	電話番号
食料	飲料水				年 月 日			
	保存用ご飯				年 月 日			
	カップ麺				年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
医薬品	解熱剤				年 月 日			
	消毒液				年 月 日			
	救急医療品				年 月 日			
	担架				年 月 日			
					年 月 日			
衛生品	紙おむつ				年 月 日			
	衛生器具 (はさみ、ピンセット等)				年 月 日			
	衛生材料 (ガーゼ、包帯等)				年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			
消耗品	紙コップ				年 月 日			
	割りばし				年 月 日			
	紙製容器				年 月 日			
	電池				年 月 日			
	タオル				年 月 日			
その他	ゴミ袋				年 月 日			
	カセットコンロ				年 月 日			
	カセットボンベ				年 月 日			
					年 月 日			
					年 月 日			

出典：「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（令和2年5月（一部改正）、山口県健康福祉部）、「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」（平成24年3月福岡県）

13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施

本手引き:IV-13(p.32 参照)

- ・ 職員の災害に対する理解と関心を高め、全職員がいざというとき適切な判断と行動ができるよう、各種災害の基礎知識や平常時、災害時に取るべき行動等を内容とする防災教育を実施しましょう。
- ・ 土砂災害、洪水、高潮などの風水害や地震の発生を想定して、定期的な避難訓練を実施しましょう。
- ・ 早朝や夜間等、職員が少ない時間帯を想定した避難訓練を行いましょう。
- ・ 避難訓練には市町村の防災担当課又は福祉担当課、消防その他の防災関係機関等の協力を得て実施するよう努めましょう。
- ・ 地域住民の中の協力者や近隣施設の参加も得て、防災訓練を実施しましょう。
- ・ 訓練実施後は、実施内容や反省点等のふりかえりを行いましょう。

【補足説明】

※Excelシート(「08.避難訓練記録シート」)を活用するイメージで記入例を作成しています(本手引き p.32～34)。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例①>

災害対応訓練及び防災教育の実施

(1) 災害対応訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるように、災害対応訓練を毎年1回以上実施する。
(防災の日9/1 防災週間8/30～9/5等に合わせて訓練を実施)

訓練には、次の事項を盛り込む

- ・ 地震発生時の初期対応に関すること
- ・ 災害対策本部の設置及び運用に関すること
- ・ 情報の収集、伝達に関すること
- ・ 火災発生時の対応に関すること
- ・ 救出救護に関すること
- ・ 通報・初期消火・避難に関すること
- ・ 水害等の災害に関すること

(2) 防災教育

次の教育を毎年1回以上実施する。

- ・ 当施設、事業所の防災マニュアルの概要について
- ・ 各員の任務と行動基準について
- ・ 災害の一般知識について(地震・水害・火災等)
- ・ 応急処置について

(3) その他

各事業所において、防火管理者・防災管理者講習者の選任を行い、各事業所の防災に対する取り組みの強化を図る。

【各施設・事業所記入欄】

<記入例②>

●防災教育

施設管理者は、河川の氾濫や土砂災害、地震の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

(1) 教育内容

- ① 土砂災害(河川の氾濫)の危険性
 - ・過去の災害事例 * 教訓 * 施設周辺災害履歴 等
- ② 土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象
 - 土砂災害の前兆現象及び河川の氾濫の前兆現象に関する理解を深めておく。
- ③ 情報受伝達体制
 - ・情報の種類(気象情報・避難情報)
 - ・どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されたか
 - ・入手した情報を、どう伝達するのか
- ④ 避難判断・誘導
 - ・自主避難の判断の重要性(がけ崩れ前兆現象、避難準備情報等)
 - ・自主避難の判断は、原則施設管理者であるが、連絡が取れない場合などは、その場の責任者が判断を行う。
 - ・避難場所の確定(安全な避難場所の事前選定の重要性)。予測被災に基づく避難場所選定のシミュレーション
 - ・誰が、誰を、どのように誘導するか又は避難措置をするのか
- ⑤ マニュアル
 - ・班体制の確認
 - ・職員の役割確認
 - ・職員の駆けつけ体制

(2) 教育時期

出水期(梅雨や台風接近)を迎える時期又は1月17日(阪神・淡路大震災)の時期に防災教育を実施する。

* 実施時期 * 研修時間 * 参加対象者 など

●訓練

訓練は、防災教育の一環として実施することが望ましいことから教育時期に合わせて実施する。

(1) 訓練内容

- ① 情報受伝達訓練(情報の受付方及び情報の発信方法)
- ② 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
- ③ 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
- ④ 避難訓練(要介護度に応じた避難方法、階段避難方法等)

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの検証に反映させる。

出典：「(別添4) 土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月6日第2版制定、神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日、老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号、厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長)

問1. 貴施設・事業所の概要(基本情報)について (令和3年1月1日時点)

(1) 名称	都、道、府、県市、区、町、村		
(2) 所在地	(西暦) 年 月		
(3) 開設年月	09 特別養護老人ホーム(広域型) 02 特別養護老人ホーム(地域密着型) 03 介護老人保健施設 04 介護医療院(介護療養型医療施設) 05 養護老人ホーム(特定施設) 06 養護老人ホーム(特定施設以外) 07 軽費老人ホーム(介護・A型・B型・都市型)(特定施設) 08 軽費老人ホーム(介護・A型・B型・都市型)(特定施設以外) 01 実施		
(4) 種別 (あてはまるもの1つに○) ※特定施設入居者生活介護事業所(以下「特定施設」といいます。)は、地域密着型サービスを含む。	09 有料老人ホーム(特定施設) 10 有料老人ホーム(特定施設以外) 11 介護付き高齢者向け住宅(特定施設) 12 介護付き高齢者向け住宅(特定施設以外) 13 認知症高齢者グループホーム 14 小規模多機能型居宅介護事業所 15 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
(5) 短期入所生活介護の実施状況	02 未実施		
(6) 定員数	※短期入所生活介護事業の定員数を含む		
(7) 入所者(利用者)数	※令和3年1月1日時点またはご記入しやすい時点 ※短期入所生活介護事業の定員数を含む		
(8) 自力での避難が困難な入所者(利用者)※の割合 ※本調査票1頁参照	01 10%未満 02 10～30%未満 03 30～50%未満 04 50～70%未満 05 70%以上		
(9) 職員数	※正規、非正規を含む常勤換算数。職種を問わず。 ※短期入所生活介護事業の職員数を含む		
(10) 併設・隣接施設における実施事業 (あてはまるものすべてに○)	01 特別養護老人ホーム(広域型) 02 特別養護老人ホーム(地域密着型) 03 介護老人保健施設 04 介護医療院(介護療養型医療施設) 05 養護老人ホーム(特定施設) 06 養護老人ホーム(特定施設以外) 07 軽費老人ホーム(介護・A型・B型・都市型)(特定施設) 08 軽費老人ホーム(介護・A型・B型・都市型)(特定施設以外) 09 有料老人ホーム(特定施設) 10 有料老人ホーム(特定施設以外) 11 介護付き高齢者向け住宅(特定施設) 12 介護付き高齢者向け住宅(特定施設以外) 13 認知症高齢者グループホーム 14 小規模多機能型居宅介護事業所 15 看護小規模多機能型居宅介護事業所 16 介護保険通所系事業所 17 病院・診療所 18 障害系入所系事業所 19 障害系通所系事業所 20 児童系入所系事業所 21 児童系通所系事業所(保育園等を含む) 22 その他() 23 なし(単独施設)		

問2. 貴施設・事業所の概要(建物・施設の設備・立地状況等)について (令和3年1月1日時点)

(11) 建物の構造(地上階数)	01 1階建て	02 2階建て	03 3階以上
(12) 建物の構造(居室がある階)	※(11)で「01 1階建て」を選択された場合、「1階から1階まで居室あり」とご記入願います。		
(13) 屋上の有無	01 屋上あり(避難スペースとして利用可能)	02 屋上あり(避難スペースとしての利用困難)	03 屋上なし
(14) エレベーターの有無	01 EYあり(屋上までつながつている)	02 EYあり(屋上までつながつていない)	03 EYなし
(15) 避難用スロープの有無	01 あり	02 なし	

(16) 非常用自家発電設備等の整備状況 (あてはまるものすべてに○) ※本調査票2頁を参照。	01 非常用自家発電設備 02 可搬式(ポータブル型)発電機	03 その他() 04 整備していない
(17) 給水設備(受水槽)の整備状況	01 整備している	02 整備していない
(18) 屋外設備の点検、補修、改修等 (ワナ、屋根瓦、非常階段、手すり等)	01 定期的に実施(年 回)	02 不定期に実施 03 実施していない
(19) 平常における屋内設備の点検、補修、改修等(書棚や照明器具等の固定、窓ガラスの飛散防止等)	01 定期的に実施(年 回)	02 不定期に実施 03 実施していない
(20) 施設の立地状況 (あてはまるものすべてに○)	01 浸水想定区域(洪水浸水想定区域/高潮浸水想定区域等) 02 土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域(特別警戒区域)/土砂災害危険箇所等) 03 津波災害警戒区域 04 その他() 05 上記いずれにも該当しない 06 不明	

問3. 貴施設・事業所における、防災計画の作成状況等について (令和3年1月1日時点)

■防災計画に関する理解

※「非常災害対策計画」：本調査票1頁、2頁を参照。

(21) 介護保険施設等には、非常災害対策計画※の作成義務があること	01 知っている 02 知らない 03 該当施設ではない(サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム非該当)である)
(22) 介護保険施設等には、自然災害に備えた避難訓練を行う義務があること ※本調査では消防訓練を除く	01 知っている 02 知らない 03 該当施設ではない(サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム非該当)である)
(23) 避難を促す情報の変更(平成31年3月～、「避難準備・高齢者等避難開始」は「警戒レベル3」として発令し、高齢者等の避難を促す」ことに変更)	01 知っている 02 知らない

■防災計画の作成状況

※「非常災害対策計画等」、「避難確保計画」：本調査票1頁、2頁を参照。
※(24)～(27)、その他の計画等と一体的に(合冊で)作成している場合は「01 作成済み」を選択してください。

(24) 消防に関する計画	01 作成済み	02 未作成
(25) 非常災害対策計画等※	01 作成済み	02 未作成
(26) 避難確保計画※	01 作成済み	02 未作成
(27) 業務継続計画(BCP)	01 作成済み	02 未作成

(28) 非常災害対策計画等の作成にあたっての課題(あてはまるものすべてに○)

01 非常災害対策計画等と避難確保計画の違いがわからない	
02 防災に関する計画が多く、違いがわからない	
03 非常災害対策計画等の作成方法がわからない	
04 非常災害対策計画等と避難確保計画を一体的に作成して良いのかわからない	
05 非常災害対策計画等と避難確保計画を一体的に作成する方法がわからない	
06 避難の判断基準の設定が難しい	
07 避難場所の確保が難しい	
08 避難場所として適切な施設や建物等がない	
09 避難方法・移動手段の確保が難しい	
10 避難時の協力者、応援体制の確保が困難	
11 早朝や夜間、休日等職員がいない時間帯で被災した場合の対応が難しい	
12 避難先でも入所者(利用者)のケアを継続できるか不安である	
13 その他()	
14 特になし	

問4. 貴施設・事業所における、自然災害の種類や被害の程度を想定した避難訓練の準備状況と計画の見直しについて

※「火災による消防訓練を除いてご回答ください。」

(29) 避難訓練で想定している災害の種類 (あてはまるものすべてに○)

01 洪水	02 内水*	03 津波	04 高潮	05 土砂災害	06 地震
07 噴火	08 雪害	09 その他 ()			

※ 「内水 (ないずい)」: 本調査票1頁を参照。

(30) 避難訓練の実施計画 (災害の種類を問わず、合計値)

01 定期的に実施を予定 (年 回)	02 不定期に実施を予定	03 実施予定はない
--------------------	--------------	------------

【(31) は (30) で「01」、「02」を選択した方のみご回答ください。】

(31) 避難訓練を行うにあたっての工夫 (あてはまるものすべてに○)

01 早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯を想定した避難訓練を行っている
02 災害の種類ごとの避難訓練を行っている
03 場合分けを想定した避難訓練を行っている (例: 施設・事業所での業務継続が可能/不可能な場合)
04 自法人の他事業所・施設等と合同で避難訓練を行っている
05 自施設・事業所職員以外の人や機関が避難訓練に参加している
06 市町村や専門家等から避難訓練に関して助言を得た (得ている)
07 その他 ()
08 特になし

【(32) は (31) で「05 自施設・事業所職員以外の人や機関が避難訓練に参加している」を選択した方のみご回答ください。】

(32) 避難訓練に参加している方・機関等 (あてはまるものすべてに○)

01 利用者	02 利用者家族	03 地域住民	04 地域の他法人・事業所	05 事業者団体
06 その他 ()				

【(33) は (31) で「06 市町村や専門家等から避難訓練に関して助言を得た (得ている)」を選択した方のみご回答ください。】

(33) 市町村や専門家等から得た助言について、①助言者、②助言内容をお聞かせください。(自由回答)

①助言者:
②助言内容:

【(34) は全員の方がご回答ください。】

(34) 避難訓練の結果をふまえた非常災害対策計画等の見直し、更新の状況 (あてはまるもの1つに○)

01 定期的に見直し、更新している	03 見直し、更新していない
02 不定期に見直し、更新している	04 計画未作成

【(35) (36) は (34) で「01」、「02」を選択した方のみご回答ください。】

(35) 非常災害対策計画等の見直し、更新を行った内容等 (あてはまるものすべてに○)

01 自然災害に備えた施設・事業所等の立地条件の把握、確認	07 避難方法・移動手段
02 災害に関する情報の入手方法	08 災害時の人員体制、指揮系統
03 災害時の連絡先及び通信手段の確認	09 関係機関との連携体制
04 避難に向けた施設・事業所の整備 (持ち出し物品、リスト等の準備)	10 避難を開始する時期、判断基準
05 避難場所	11 防災に関する研修、勉強会等の実施
06 避難経路	12 その他 ()

(36) 「(35) 非常災害対策計画等の見直し、更新を行った内容等」をお聞かせください。(自由回答)

例: 洪水を想定した避難訓練時、備蓄品 (飲料水、米、乾パン) の賞味期限切れや入所者情報が更新されていないことに気づき、計画に、備品や入所者情報の確認、更新時期を記載した。

【問5は全員の方がご回答ください。】

問5. 貴施設・事業所における、過去10年程度(2010(平成22)年以降)の自然災害による被災経験と計画の見直しについて

(37) 貴施設・事業所が、過去10年程度 (2010 (平成22) 年以降) に被災した自然災害の種類 (あてはまるものすべてに○)

01 洪水	02 内水*	03 津波	04 高潮	05 土砂災害	06 地震
07 噴火	08 雪害	09 その他 ()			10 なし

※ 「内水 (ないずい)」: 本調査票1頁を参照。

【(38) は (37) で「01」～「10」を選択した方のみご回答ください。】

(38) 被災経験をふまえた非常災害対策計画等の見直し、更新の実施状況 (あてはまるもの1つに○)

01 実施	02 未実施	03 被災前には非常災害対策計画等を未作成だった
-------	--------	--------------------------

【(39) (40) は (38) で「01 実施」を選択した方のみご回答ください。】

(39) 非常災害対策計画等の見直し、更新を行った内容等 (あてはまるものすべてに○)

01 自然災害に備えた施設・事業所等の立地条件の把握、確認	07 避難方法・移動手段
02 災害に関する情報の入手方法	08 災害時の人員体制、指揮系統
03 災害時の連絡先及び通信手段の確認	09 関係機関との連携体制
04 避難に向けた施設・事業所の整備 (持ち出し物品、リスト等の準備)	10 避難を開始する時期、判断基準
05 避難場所	11 防災に関する研修、勉強会等の実施
06 避難経路	12 その他 ()

(40) 「(39) 非常災害対策計画等の見直し、更新を行った内容等」をお聞かせください。(自由回答)

例: 台風19号で想定していた避難経路が渋滞となり、迂回して避難に時間がかかった。複数の避難経路の設定やそれぞれの経路で移動にかかる時間を想定し、移動開始時期を早めることにした。

問6は、問3(25)で「非常災害対策計画等」を「01 作成済み」と回答した方のみにご回答をお願いする設問です。

・問3(25)で「非常災害対策計画等」を「01 作成済み」と回答した方: 次頁以降の設問へお願いします。

・問3(25)で「非常災害対策計画等」を「02 未作成」と回答した方: 調査は以上で終了です。お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございます。

【問6は問3（25）で「非常災害対策計画等」を「01 作成済み」を選択した方のみご回答ください。】

問6.非常災害対策計画等の概要について

■非常災害対策計画等で想定している災害の種類

(41) 非常災害対策計画等で想定している災害の種類（あてはまるものすべてに○）

01 洪水	02 内水*	03 津波	04 高潮	05 土砂災害	06 地震
07 噴火	08 雪害	09 火災	10 その他（		

■非常災害対策計画等の記載項目 ※同等の項目名であれば「01 記載あり」を選択してください。

(42) 施設等の立地条件	01 記載あり	02 記載なし
(43) 災害に関する情報の入手方法	01 記載あり	02 記載なし
(44) 災害時の連絡先及び通信手段の確認	01 記載あり	02 記載なし
(45) 避難を開始する時期、判断基準	01 記載あり	02 記載なし
(46) 避難場所	01 記載あり	02 記載なし
(47) 避難経路	01 記載あり	02 記載なし
(48) 避難方法・移動手段	01 記載あり	02 記載なし
(49) 災害時の人員体制、指揮系統	01 記載あり	02 記載なし
(50) 関係機関との連携体制	01 記載あり	02 記載なし
(51) 避難に向けた施設・事業所の整備（持ち出し物品、リスト等の準備）	01 記載あり	02 記載なし
(52) 防災に関する研修、勉強会等の実施（防災教育及び訓練の実施）	01 記載あり	02 記載なし

■自然災害に備えた施設・事業所等の立地条件の把握、確認

(53) 市町村地域防災計画の確認	01 行っている	02 行っていない
(54) 自治体ハザードマップの確認	01 行っている	02 行っていない
(55) 施設・事業所が建つ場所の、過去の災害情報の把握	01 行っている	02 行っていない

■災害に関する情報の入手方法、災害時の連絡先及び通信手段の確認（情報収集及び伝達）

(56) 災害時における情報の発信元と把握内容の理解（市町村、都道府県、気象庁等からの防災気象情報）	01 行っている	02 行っていない
(57) 把握した情報の伝達や共有の方法、手段の把握（誰から誰にどのような情報を伝えるか）	01 行っている	02 行っていない
(58) 複数の情報入手、通信手段の確保	01 行っている	02 行っていない
(59) 施設・事業所からの緊急連絡先一覧の作成	01 行っている	02 行っていない
(60) 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の連絡方法の設定	01 行っている	02 行っていない

■避難を開始する時期、判断基準、避難場所（避難の誘導）

(61) 災害の種類や被害の状況、時間帯、入所者（利用者）の状況等に応じた避難を開始する時期、判断基準の設定	01 行っている	02 行っていない
(62) 災害の種類や被害の状況、時間帯、入所者（利用者）の状況等に応じた避難場所の設定	01 行っている	02 行っていない
(63) 避難場所の確保、協力に関する協定等の締結（地域内の他法人、地域住民、民間事業者、関係団体等）	01 行っている	02 行っていない

(64) 想定している避難場所（あてはまるものすべてに○）

01 自施設・事業所の上階（屋上を含む）	02 自施設・事業所の駐車場	03 自法人の他施設・事業所
04 地域内他法人の施設・事業所	05 指定緊急避難場所	06 その他（

■避難経路（避難の誘導）

(65) 災害の種類や被害の状況、時間帯、入所者（利用者）の状況等に応じた避難経路の設定	01 行っている	02 行っていない
(66) 避難地域の作成	01 行っている	02 行っていない

■避難方法・移動手段（避難の誘導）

(67) 災害の種類や被害の状況、時間帯、入所者（利用者）の状況等に応じた避難方法・移動手段の設定	01 行っている	02 行っていない
(68) 入所者（利用者）の状況（徒歩、車椅子等）や避難に要する時間の計測・把握	01 行っている	02 行っていない
(69) 避難方法・移動手段の確保、協力に関する協定等の締結（地域内の他法人、地域住民、民間事業者、関係団体等）	01 行っている	02 行っていない

■災害時の人員体制、指揮系統、関係機関との連携体制（防災体制）

(70) 災害時における職員の役割分担の設定	01 行っている	02 行っていない
(71) 災害時における職員の勤務時間外の参集体制、参集基準等の設定	01 行っている	02 行っていない
(72) 避難時の応援・協力体制に関する協定等の締結（地域内の他法人、地域住民、民間事業者、関係団体等）	01 行っている	02 行っていない

■避難に向けた施設・事業所の整備（持ち出し物品、リスト等の準備）（避難の確保を図るための施設・事業所の整備）

(73) 個々の利用者が優先避難する場合に備えたリストの作成	01 行っている	02 行っていない
(74) 情報収集・伝達に備えた物品等の確保、準備（テレビ、ラジオ、モバイル、携帯電話、パワァー、電池等）	01 行っている	02 行っていない
(75) 避難経路に必要な物品等の確保、準備（入所（利用）者名簿、懐中電灯、ロープ、担架、ヘルメット等）	01 行っている	02 行っていない
(76) 施設内の一時的避難に備えた物品等の確保、準備（飲料水、缶詰、寝具等）	01 行っている	02 行っていない
(77) 衛生用品、医薬品等の確保、準備（紙おむつ、ガム、ワットイッパ、ワウ、ゴミ袋、救急箱）	01 行っている	02 行っていない
(78) 物品等の定期的な点検、見直し、更新	01 行っている	02 行っていない
(79) 避難に必要なスロープやエレベーター等の整備、改修	01 行っている	02 行っていない
(80) 避難経路や施設周辺の定期的な点検	01 行っている	02 行っていない

■防災に関する研修、勉強会等の実施（防災教育及び訓練の実施）

(81) 施設・事業所の立地特性や過去に起きた災害情報等に関する理解	01 行っている	02 行っていない
(82) 災害の種類や想定される被害等に関する理解	01 行っている	02 行っていない
(83) 避難の判断に必要な情報、判断基準等に関する理解	01 行っている	02 行っていない
(84) 情報入手と伝達方法・手段の確認	01 行っている	02 行っていない
(85) 避難に備えた物品等の保管場所や利用方法等の確認	01 行っている	02 行っていない
(86) 備蓄品等を活用した調理の訓練	01 行っている	02 行っていない
(87) 設定した避難経路、移動手段で避難した場合の確認	01 行っている	02 行っていない

■非常災害対策計画等作成や見直し、更新にあたっての工夫等①

(88) 避難確保計画、業務継続計画（BCP）や消防計画等、他の防災計画との、一体的（合併での）作成	01 行っている	02 行っていない
(89) 計画作成や見直し、更新機会への、多くの職員の参画	01 行っている	02 行っていない
(90) 併設・隣接施設と合冊での非常災害対策計画等の作成	01 行っている	02 行っていない
(91) 施設・事業所外でのケアの継続を想定した記載	01 記載あり	02 記載なし
(92) 早朝や夜間、休日等職員が少ない時間帯を想定した対応の記載	01 記載あり	02 記載なし
(93) その他（	）	01 行っている

■非常災害対策計画等作成や見直し、更新にあたっての工夫等②

(94) 非常災害対策計画等の作成や見直し、更新にあたって市町村や専門家等から得た助言や支援等（あてはまるものすべてに○）

01 非常災害対策計画等や避難確保計画等に関する説明（概要、違い等）	06 地域内の他法人や民間事業者等との避難に関する応援・協力を説明（概要、違い等）	07 非常災害対策計画等作成に向けた専門家等の紹介や派遣
02 ハザードマップや地域防災計画に関する説明	08 非常災害対策計画等作成に向けた専門家等の紹介や派遣	09 非常災害対策計画等作成に向けた専門家等の紹介や派遣
03 避難勧告等の発令基準等に関する説明	10 非常災害対策計画等作成に向けた専門家等の紹介や派遣	11 非常災害対策計画等作成に向けた専門家等の紹介や派遣
04 避難を開始する時期、判断基準等に関する説明	12 非常災害対策計画等作成に向けた専門家等の紹介や派遣	13 非常災害対策計画等作成に向けた専門家等の紹介や派遣
05 適切な避難場所に関する情報提供	14 非常災害対策計画等作成に向けた専門家等の紹介や派遣	15 非常災害対策計画等作成に向けた専門家等の紹介や派遣

(95) 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）

01 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）	02 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）	03 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）
04 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）	05 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）	06 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）
07 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）	08 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）	09 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）
10 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）	11 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）	12 早朝や夜間、休日等に災害が発生した場合の避難にあたって工夫していること（あてはまるものすべてに○）

調査は以上で終了です。

お忙しいなか、ご協力いただき、ありがとうございました。

令和2年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）
「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」

報告書

令和3（2021）年 3月
一般財団法人 日本総合研究所